



協同組合等における独占禁止法コンプライアンス に関する取組状況について

令和 2 年 6 月
公正取引委員会

目次

第1 調査の趣旨等	1
1 調査の趣旨	1
2 調査の方法等	2
(1) アンケート調査	2
(2) ヒアリング調査	4
第2 調査結果	5
1 共同事業の内容	5
(1) 共同事業の内容	5
(2) 共同事業についての相談状況	6
(3) 共同事業についての相談における取組例（ヒアリング調査の結果）	6
2 組合における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況	6
(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無	6
(2) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由	7
(3) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の契機等	8
(4) 各取組の状況	12
ア 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等	12
イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置	14
ウ 法務相談窓口の設置	17
エ 内部通報窓口の設置	18
オ 法務相談窓口・内部通報窓口の周知	20
カ コンプライアンス・マニュアルの策定	21
キ 研修	28
ク 懲戒ルールの整備等	34
ケ 監査の実施	37
コ 問題発生時の対応	39
3 組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援	41
(1) 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援	41
(2) 組合員に対するその他の独占禁止法コンプライアンスに関する支援における取組例	42
4 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題	44
5 独占禁止法に関する認識等	46
(1) 独占禁止法に関する認識	46
(2) 独占禁止法適用除外制度に関する認識	47
(3) 課徴金減免制度（リニエンシー）の利用等	50
(4) 確約手続の利用	51
6 組合の規模等による分析（クロス集計）	53
(1) 組合の役職員数による分析	53
(2) 組合種別による分析	56
第3 組合における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて	59

1 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の実態等	59
(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の実態	59
(2) 独占禁止法に関する認識の実態等	59
2 独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて	60
(1) 独占禁止法コンプライアンスの必要性	60
(2) 独占禁止法コンプライアンスのための効果的な取組	61
第4 公正取引委員会の対応	66
別添資料	67
参考資料	105

協同組合等における独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況について

第1 調査の趣旨等

1 調査の趣旨

我が国では、多くの業界において、事業協同組合や農業協同組合といった多種多様な協同組合や商工組合（以下単に「組合」という。）が組織されている。これらの組合では、組合員のために共同での大量生産、資材の共同購入、共同の商標を用いた宣伝・販売といった共同経済事業が行われており、当該事業を通じて各組合員のノウハウや経営資源の相互補完といった経営基盤の強化、新製品・技術の開発、業界の地位向上、要望等の実現など、種々の役割を果たしている。

また、一定の要件を満たす組合の行為については独占禁止法の適用が除外されている¹。これは、単独では大企業に伍して競争することが困難な事業者が相互扶助を目的とした組合を組織することにより、市場において有効な競争単位として機能し、独占禁止法が目的とする公正かつ自由な競争秩序の維持促進につながると考えられるためである。

他方で、組合が①不公正な取引方法を用いる場合、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることになる場合、③他の組合や事業者等と共同して価格や数量の制限等を行う場合は、適用除外の対象とはならない。

これまで組合による独占禁止法違反事件等²が数多く発生しており、その背景としては、①組合において独占禁止法についての理解が浸透していないことや、同法に関する認識が必ずしも十分ではないこと、②違反事件等の中には共同経済事業に関連するものもみられ、組合であれば違反を問われることはないといった適用除外制度に関する認識が十分でないこと、といった要因が考えられる。

公正取引委員会では、各種ガイドライン³を策定するとともに、組合から寄せられる具体的な活動についての相談に対応しており、他の組合にも参考になるものについてはその概要を公表⁴することにより、独占禁止法違反行為の未然防止に努めているところであるが、今般、組合における独占禁止法コンプライアンス（法令遵守）に関する取組状況⁵及び独占禁止法や適用除外制度に関する認識の実態を把握・分析してその実態や課題を明らかにするとともに、改善に向けた方策を提

¹ ①一定の要件を備え、かつ、②法律の規定に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法第22条により、組合の行為への同法の適用が除外されている（参考資料2）。

² 法的措置である排除措置命令のほか、警告、要請など（参考資料3）。

³ 「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成7年10月30日策定）、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」（平成19年4月18日策定）など。

⁴ 組合の活動に関する相談事例（<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kumiai/index.html> 参考資料4）。

⁵ 独占禁止法に関する内容を記載したコンプライアンス・マニュアルの策定や研修等の状況。

示することにより、組合における独占禁止法コンプライアンスの促進を図ることを目的として、本調査を行ったものである⁶⁾。

2 調査の方法等

(1) アンケート調査

ア 調査対象

調査対象は

- ① 事業協同組合・協同組合連合会⁷⁾
- ② 商工組合・同連合会⁸⁾
- ③ 漁業協同組合・同連合会⁹⁾
- ④ 農業協同組合・同連合会¹⁰⁾

とし、これら4グループの中から無作為に抽出することにより選定した1,781組合¹¹⁾に対してアンケート調査票を送付し(令和元年11月発出¹²⁾)、1,248組合から回答を得た(回収率70.1%)。

なお、本調査では、4グループに該当する組合であっても信用事業や共済事業等に特化した組合は調査対象から除外した。

アンケート結果を取りまとめるに当たっては、回答誤りを取り除くなどの所要の処理を行った。

(アンケート調査の回収状況)

発送先	発送数	有効回答数	回収割合 ¹³⁾
事業協同組合	470	278	59.1%
協同組合連合会	18	11	61.1%
商工組合	301	209	69.4%
商工組合連合会	27	19	70.4%
漁業協同組合	472	285	60.4%
漁業協同組合連合会	21	16	76.2%
農業協同組合	435	406	93.3%
農業協同組合連合会	37	24	64.9%
全体	1,781	1,248	70.1%

⁶⁾ 公正取引委員会では、これまでも東証一部上場企業や事業者団体などに対する独占禁止法コンプライアンスに関する調査を行ってきたところである。<https://www.jftc.go.jp/dk/konpura.html>

⁷⁾ 中小企業等協同組合法に基づき設立された組合。

⁸⁾ 中小企業団体の組織に関する法律に基づき設立された組合。

⁹⁾ 水産業協同組合法に基づき設立された組合。漁業協同組合・同連合会のほか、水産加工業協同組合なども対象にしている。

¹⁰⁾ 農業協同組合法に基づき設立された組合。

¹¹⁾ ウェブサイト等で所在地等が確認できた者を母数として、その中から無作為に抽出した。

¹²⁾ 令和元年10月末時点の状況を回答してもらった。

¹³⁾ 表中の割合については、少数第2位以下を四捨五入している(以下同じ。)

イ 調査項目

アンケート調査票（別添資料1）のとおり。

ウ 回答のあった組合の概要

（役員数別）

	組合数	割合
10人未満	338	27.2%
10人以上20人未満	448	36.0%
20人以上30人未満	244	19.6%
30人以上40人未満	143	11.5%
40人以上50人未満	48	3.9%
50人以上60人未満	10	0.8%
60人以上	12	1.0%
有効回答数	1,243	100%

（役職員数別）

	組合数	割合
10人未満	158	12.7%
10人以上20人未満	343	27.5%
20人以上30人未満	162	13.0%
30人以上50人未満	123	9.9%
50人以上100人未満	108	8.7%
100人以上300人未満	147	11.8%
300人以上1000人未満	180	14.4%
1000人以上	27	2.2%
有効回答数	1,248	100%

（常勤役員数別）

	組合数	割合
0人	450	37.2%
1人	269	22.2%
2人	42	3.5%
3人	76	6.3%
4人	140	11.6%
5人	115	9.5%
6人以上	118	9.8%
有効回答数	1,210	100%

（専従役職員数別）

	組合数	割合
5人未満	575	48.1%
5人以上10人未満	101	8.5%
10人以上50人未満	140	11.7%
50人以上100人未満	65	5.4%
100人以上300人未満	138	11.5%
300人以上500人未満	95	7.9%
500人以上	81	6.8%
有効回答数	1,195	100%

(出資金別)

	組合数	割合
非出資	27	2.2%
1000万円未満(非出資除く)	300	24.6%
1000万円以上5000万円未満	242	19.8%
5000万円以上1億円未満	92	7.5%
1億円以上3億円未満	109	8.9%
3億円以上5億円未満	43	3.5%
5億円以上10億円未満	88	7.2%
10億円以上30億円未満	194	15.9%
30億円以上	125	10.2%
有効回答数	1,220	100%

(組合員数別)

	組合数	割合
50者未満	343	27.7%
50者以上100者未満	137	11.1%
100者以上300者未満	213	17.2%
300者以上1000者未満	147	11.9%
1000者以上5000者未満	102	8.2%
5000者以上10000者未満	61	4.9%
10000者以上30000者未満	172	13.9%
30000者以上	62	5.0%
有効回答数	1,237	100%

(業種別)

	組合数	割合
農業、林業	389	30.0%
漁業	255	19.6%
鉱業、砕石業、砂利採取業	4	0.3%
建設業	48	3.7%
製造業	174	13.4%
電気・ガス・熱供給・水道業	12	0.9%
情報通信業	3	0.2%
運輸業、郵便業	21	1.6%
卸売業、小売業	141	10.9%
金融業、保険業	13	1.0%
不動産業、物品賃貸業	2	0.2%
学術研究、専門・技術サービス業	7	0.5%
宿泊業、飲食サービス業	12	0.9%
生活関連サービス業、娯楽業	5	0.4%
教育、学習支援業	3	0.2%
医療、福祉	5	0.4%
複合サービス業	53	4.1%
サービス業	54	4.2%
公務	1	0.1%
分類不能の産業	96	7.4%
有効回答数 ¹⁴⁾	1,298	100%

(2) ヒアリング調査

本調査では、アンケート調査において他の組合にも参考になるとと思われる取組例を回答した22組合等に対して、電話又は面談によるヒアリング調査を行った。

¹⁴⁾ 複数の業種を選択している回答者がいるため、有効回答数が回収数を上回っている。

第2 調査結果

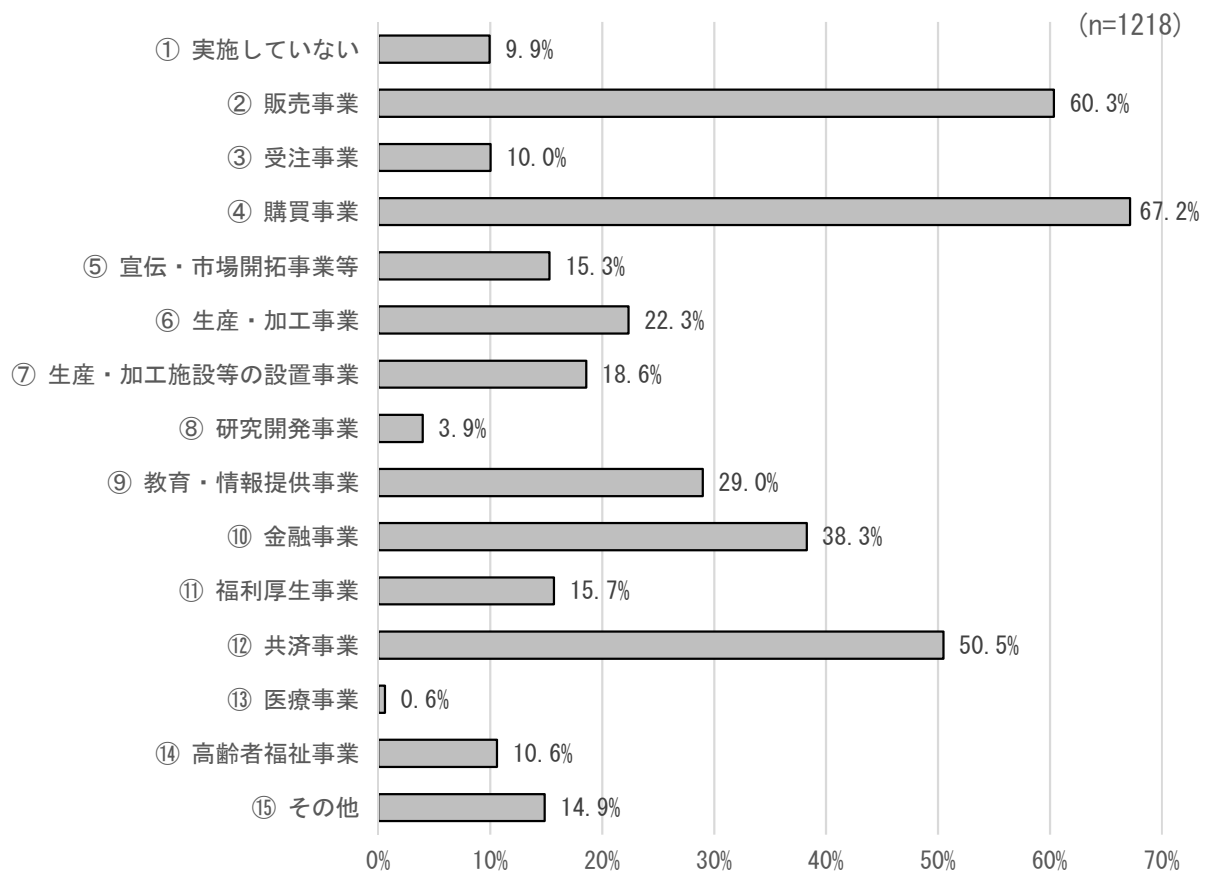
1 共同事業の内容

(1) 共同事業の内容

アンケート調査（別添資料1）において、共同事業の内容について尋ねたところ、「④購買事業」との回答が67.2%と最も多く、「②販売事業」（60.3%）、「⑫共済事業」（50.5%）と続いた。

キ 貴組合等では、どのような共同事業を実施していますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施していない【→ 問1へ】
- ② 販売事業
- ③ 受注事業
- ④ 購買事業
- ⑤ 宣伝・市場開拓・販売促進事業
- ⑥ 生産・加工事業
- ⑦ 駐車場、保管施設、配送施設、生産・加工施設、販売施設等の設置事業
- ⑧ 研究開発事業
- ⑨ 教育・情報提供事業
- ⑩ 金融事業
- ⑪ 福利厚生事業
- ⑫ 共済事業
- ⑬ 医療事業
- ⑭ 高齢者福祉事業
- ⑮ その他（具体的に記載してください。）



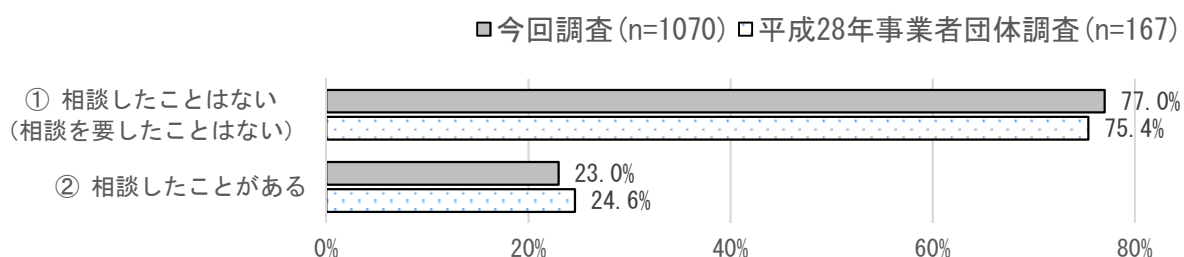
※ 「n」は各設問における有効回答数。

(2) 共同事業についての相談状況

共同事業を実施していると回答した組合に対し、共同事業の実施に際し、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会等に相談したかについて尋ねたところ、「①相談したことはない（相談を要したことはない）」との回答が77.0%であった。

ク 貴組合等では、共同事業を行う際に、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会等の行政機関や法律事務所等に相談したことはありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 相談したことはない（相談を要したことはない） ② 相談したことがある



注 「平成28年事業者団体調査」とは、公正取引委員会において平成28年に事業者団体¹⁵に対して行った独占禁止法コンプライアンスに関する調査（以下同じ。）。

本報告書においては、比較可能な設問において、参考として平成28年事業者団体調査の結果を併記した。

(3) 共同事業についての相談における取組例（ヒアリング調査の結果）

（公正取引委員会へ相談）

- 共同施設の設置に当たり、どのような利用条件を付してよいか、独占禁止法の観点から顧問弁護士や公正取引委員会に相談した。（連合会）
- 大企業にいかに対抗していけばよいかという観点から、独占禁止法の適用が除外される共同経済事業に着目して組合化を図った経緯があり、その際には、共同経済事業の実施に関して公正取引委員会に相談した。（連合会）

2 組合における独占禁止法コンプライアンスに関する取組の状況

(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無

アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスに関して何らかの取組を行っているかについて尋ねたところ、「①行っていない」との回答が57.2%であり、独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っている組合は4割強であった。

¹⁵ 事業者団体とは、独占禁止法第2条第2項の規定により、「事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする二以上の事業者の結合体又はその連合体」と定義されており、具体的には、〇〇組合のほか、〇〇工業会、〇〇協会、〇〇協議会といった団体や、〇〇連合会といったこれら団体の連合体が該当する。

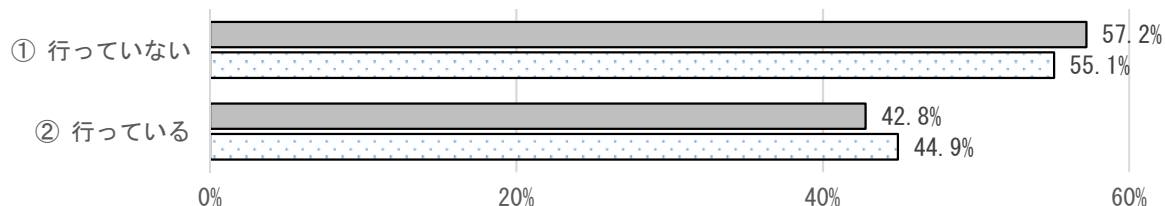
問1 独占禁止法コンプライアンスに関する取組全般

貴組合等では、独占禁止法に関するコンプライアンス（法令の遵守）（以下「独占禁止法コンプライアンス」といいます。）について、何らかの取組（注）を行っていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 行っていない【→ 問1-5へ】 ② 行っている

注 独占禁止法に関する内容を記載したコンプライアンス・マニュアルの策定や独占禁止法研修など、独占禁止法に関する各種取組をいいます。

□ 今回調査 (n=1220) □ 平成28年事業者団体調査 (n=503)



(2) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由

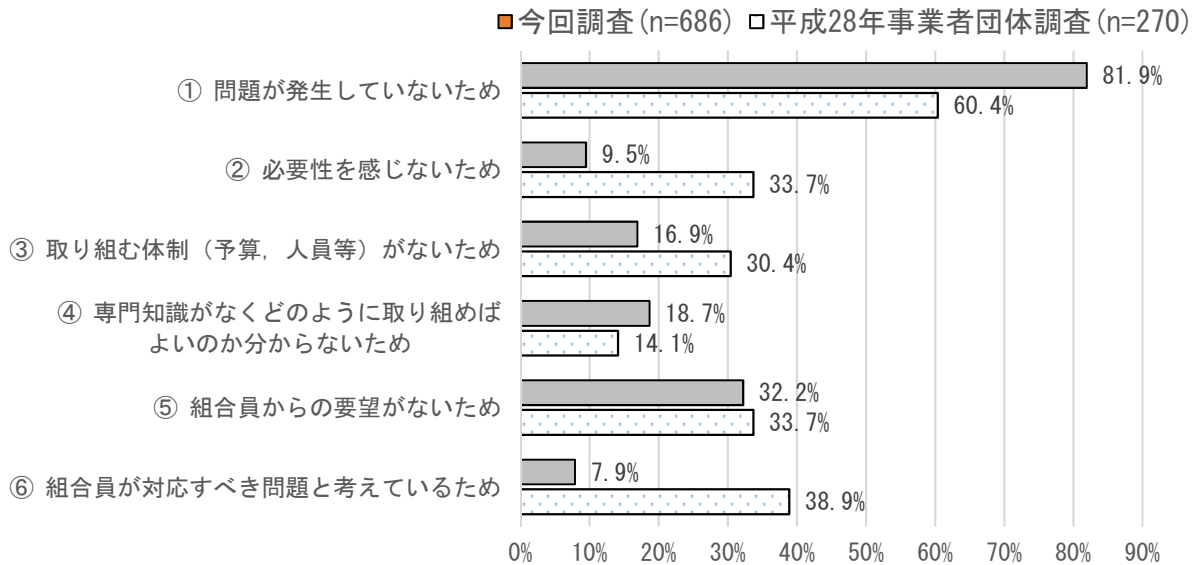
アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っていないと回答した組合に対し、その理由について尋ねたところ、「①問題が発生していないため」との回答が81.9%と最も多く、「⑤組合員からの要望がないため」（32.2%）、「④専門知識がなくどのように取り組めばよいのか分からないため」（18.7%）と続いた。

そのほか、「②必要性を感じないため」の具体例として、事業内容から独占禁止法上の問題が生じるとは考えていないため、事業規模が小さいため、上部団体にコンプライアンスに取り組んでいるため、そもそも同法を理解できていないためなどの回答がみられた。

問1-5

問1で選択肢①を選択した方に伺います。貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 問題が発生していないため ② 必要性を感じないため（その理由を具体的に記載してください。）
③ 取り組む体制（予算、人員等）がないため
④ 専門知識がなくどのように取り組めばよいのか分からないため
⑤ 組合員からの要望がないため ⑥ 組合員が対応すべき問題と考えているため



注 上記グラフの平成28年事業者団体調査では、「⑦その他」の選択肢も設けられている（回答割合：6.3%）。また、選択肢の⑤、⑥は、平成28年事業者団体調査において「組合員」を「構成事業者」に読み替える。

(3) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の契機等

ア 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機

(ア) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機

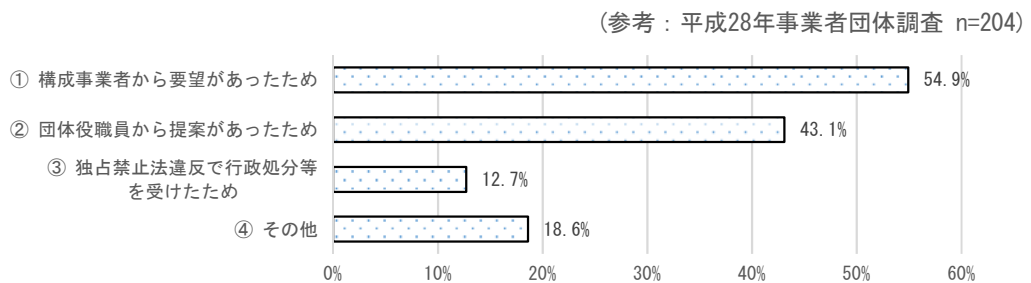
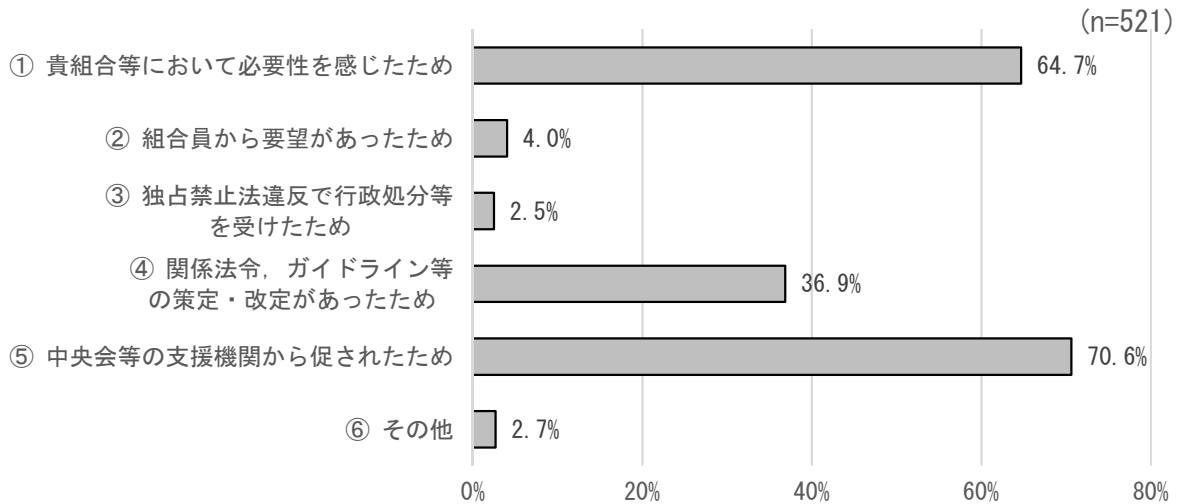
アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っていると回答した組合員に対し、取組を行った契機について尋ねたところ、「⑤中央会等の支援機関から促されたため」との回答が70.6%と最も多く、「①貴組合等において必要性を感じたため」（64.7%）、「④関係法令、ガイドライン等の策定・改定があったため」（36.9%）と続いた。

問1-2

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 貴組合等において必要性を感じたため
- ② 組合員から要望があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため（部会や組合員が受けた場合も含む。）
- ④ 関係法令、ガイドライン等（注）の策定・改定があったため
- ⑤ 中央会等の支援機関から促されたため
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

注 独占禁止法、〇〇協同組合法等の関係法令、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等のガイドライン。



(イ) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機における取組例
(ヒアリング調査の結果)

(必要性を感じた)

- 組合員とその取引先との価格交渉については、各組合員が個々に実施していくべきものではあるが、一部の組合員からは、個々に交渉していくことは困難なので業界団体としての対応を求められることがある。取引先と話をすること自体はできるだろうが、具体的な金額を示した形での交渉となると独占禁止法上の問題が生じ得ることになると思われ、そのような中で、当会としてどこまで組合員をサポートできるものなのかを見定めたいと考え、独占禁止法に関する知見を高めるべく、独占禁止法コンプライアンスに取り組むことにした。(連合会)
- 当会では独占禁止法上の適用除外制度を前提とした事業活動を行っているため、同法への対処が必要であるとの認識の下、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいる。(連合会)

(独占禁止法違反、関係法令の改正等)

- 独占禁止法の改正や、類似業界における同法違反事件を契機として、危機意識を持つに至り、独占禁止法コンプライアンスに取り組むことにした。(連合会)

- 当業界では、比較的新規参入者が多く相場が下落しやすい状況にあり、それを阻止すべく既存業者による排他条件付取引など独占禁止法に違反する行為が発生したことがあるため、同法に違反することのないよう、独占禁止法コンプライアンスに取り組むことにした。(連合会)
- 組合員はそれぞれの地区において比較的シェアが高く優越的地位の濫用や拘束条件付取引等の独占禁止法上のリスクが生じやすい状況にあり、実際に当業界において独占禁止法違反事件が発生したことがあるため、役職員に同法違反が身近に起こり得る旨を認識させるべく、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいる。(連合会)
- 関係法令の改正や、世論全体で事業者や組合におけるコンプライアンスの重要度が高まっていることを背景として、コンプライアンスに取り組んでいる。(単位組合)

(中央会等の支援機関や関係団体からの働きかけ)

- 当地区の中央会等の支援機関から促されたことが取組の契機であり、当該機関自体も別の全国的な機関から促されているため、当業界ではある程度全国一律に取組が行われていると思われる。(単位組合)
- 関係団体には独占禁止法や公正競争規約などに精通している担当者がおり、各種相談にも応じてもらっているところ、関係団体からの働きかけを契機としてコンプライアンス・マニュアルの策定等の取組を行っているほか、関係団体に役員を派遣して各種情報を入手して組合員に周知している。(単位組合)

イ 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたもの

(ア) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたもの

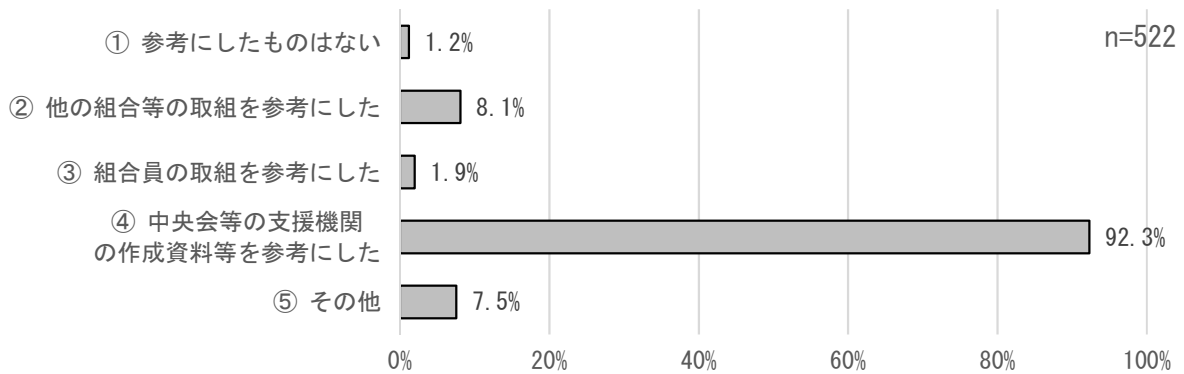
独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っているとは回答した組合に対し、取組を行うに当たって参考にしたものについて尋ねたところ、「④中央会等の支援機関の作成資料等を参考にした」との回答が92.3%と最も多かった。

そのほか、「⑤その他」では、弁護士等の専門家の助言や公正取引委員会の作成資料等を参考にしているなどの回答がみられた。

問1-3

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたものについて、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 参考にしたものはない
- ② 他の組合等の取組を参考にした
- ③ 組合員の取組を参考にした
- ④ 中央会等の支援機関の作成資料等を参考にした
- ⑤ その他(具体的に記載してください)



(イ) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたものにおける取組例（ヒアリング調査の結果）

（他の組合等の取組）

- 近隣に所在する他業種の団体から、会議等の運営や統計情報等の処理に関する独占禁止法上の留意点等を定めたコンプライアンスに関する規程類を見せてもらい、これを参考にして当会の規程を策定した。（連合会）
- 施設設置に当たり、施設運営の参考にすべく他の組合の類似施設を視察した際に、建物等のハード面のみでなく、コンプライアンス・ルールの策定状況などソフト面についても確認して参考にした。（単位組合）

（中央会等の支援機関や関係団体から提供された資料等）

- 中央会等の支援機関から提供された、コンプライアンス・マニュアルや各部署が自ら業務点検を行うためのチェックリストの雛形が参考になった。当該リストについては、関係法令の改正等があれば、当該機関において内容が改定され、その都度提供されている。（単位組合）
- コンプライアンスに取り組んでいくに当たっては、各組合員の取組状況を確認しつつ、関係団体の資料も参考にしてコンプライアンス・ルールや事例集の原案を作成し、最終的には弁護士にも確認してもらった上で成案としている。（単位組合）
- 比較的取組が進んでいる関係団体に相談し、コンプライアンスに関係する各部署を紹介してもらって、そこでのノウハウを教えてもらうなどして、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいる。（連合会）

（その他）

- 当会には複数の弁護士が在籍しているところ、これらの者を通じて各種セミナーの案内が多く寄せられており、これらのセミナーに参加することによって収集した他社の取組事例等を参考に行っている。そのほか、独占禁止法違反事件等の公表資料や、他社の法務担当者との交流で得た情報なども参考に行っている。（連合会）
- コンプライアンス・マニュアルの策定に当たっては、公正取引委員会

のガイドライン¹⁶や、「農協と独占禁止法」といった支援ツール¹⁷が参考になった。(連合会)

ウ 独占禁止法コンプライアンスに関する取組において工夫した点など

問1-4

貴組合等において、固有の事情（例：商品・役務の特性、組織風土等の内的要因、業界実態・市場情勢・関係法令等の外的要因）を踏まえて、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている場合、どのような事情を踏まえてどのような対応を行いましたか。具体的に記載してください。

アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っていると回答した組合に対し、当該取組において工夫した点などについて尋ねたところ、連合会組織という特殊性に鑑みて適用除外制度や事業者団体規制の詳細な解説書を作成している、組合事業の利用を組合員に強制するなどの独占禁止法上問題になり得る行為がないかという観点で各部会の規約や運営要領を確認しているなどの回答がみられた。

(4) 各取組の状況

ア 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等

(ア) 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等

アンケート調査において、コンプライアンスに関し、組合の代表者がどのような取組を行っているかについて尋ねたところ、「③文字情報（マニュアル等）で、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信」との回答が30.2%であり、「②独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスに関するメッセージを発信」との回答が28.2%であるなど、代表者がコンプライアンスに関する何らかの取組を行っている組合は6割程度であった。

そのほか、「⑤その他」では、代表者からコンプライアンス担当部署に対して、コンプライアンス・マニュアルの策定・改定や研修の実施を指示しているなどの回答がみられた。

問2 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等

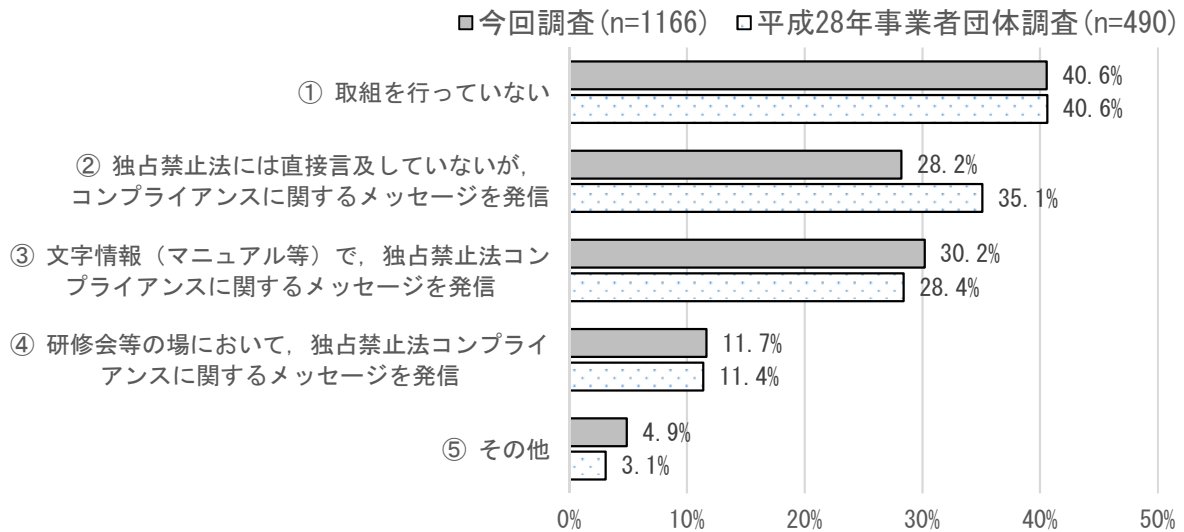
貴組合等の代表者は、コンプライアンスに関してどのような取組を行っていますか。(複数選択可)

- ① 取組を行っていない
- ② 独占禁止法には直接言及していないが、コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを発信している
- ③ 文字情報（コンプライアンス・マニュアル、刊行物、イントラネット等）で、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信している

¹⁶ 農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針（以下「農協ガイドライン」という。）。

¹⁷ 公正取引委員会ウェブサイト (<https://www.jftc.go.jp/dk/noukyou/noukyou.html>) に掲載。

- ④ 研修会等の場において、受講者に対して、直接、独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信している
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）



(イ) 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等における取組例
(ヒアリング調査の結果)

(文字情報での発信)

- 代表者の諮問機関としてコンプライアンスの担当委員会を設置して、独占禁止法も含めてコンプライアンス全般について議論している。当該委員会で検討した事項については、事務局名で発信してもほとんど効果がないため、代表者名の書面により組合員に発信している。(連合会)
- 独占禁止法遵守のための行動指針を策定し、当該指針の中で代表者名により組織をあげて当該指針の徹底を図っていく旨を記載している。当該指針は、紙媒体のコンプライアンス・マニュアルや研修資料に掲載するとともに、当会のイントラネットにも掲示して周知している。(連合会)

(会議等での発信)

- 定期的に全職員向けの研修会を開催しているところ、当該研修会の冒頭で、代表者からコンプライアンスの重要性に関するメッセージを発信している。(単位組合)
- 関係法令に違反する事例が複数発生したことを機に、特定日を「●●の日」として定め、毎年、代表者からコンプライアンスに関するメッセージを発信してコンプライアンスを徹底している。当該メッセージはテレビ会議システムを通じて役職員に発信している。これにより、違反事例が風化してしまわないよう努めている。(連合会)

イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

(ア) 法務・コンプライアンス担当部署の設置状況

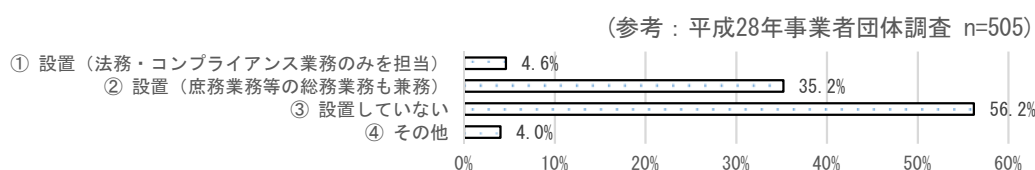
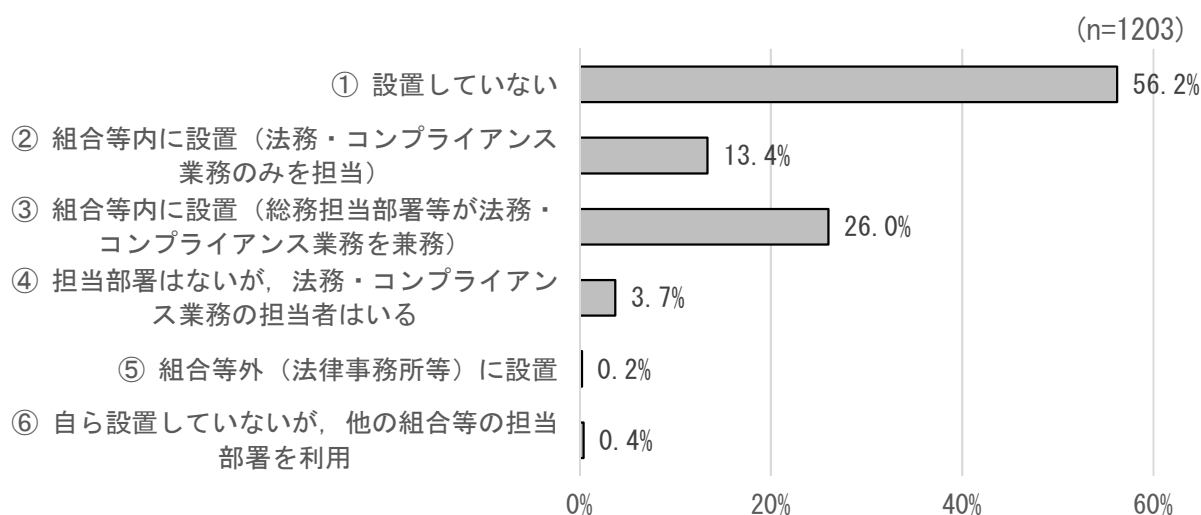
アンケート調査において、法務・コンプライアンス担当部署（独占禁止法に限らず法令等に違反する行為を防止するための業務を行っている部署）の設置状況について尋ねたところ、「③組合等内に設置（総務担当部署等が法務・コンプライアンス業務を兼務）」との回答が26.0%であり、「②組合等内に設置（法務・コンプライアンス業務のみを担当）」との回答が13.4%であった。

問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

貴組合等では、法務・コンプライアンス担当部署（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問4へ】
- ② 組合等内に設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当）（設置時期を記載してください。）
- ③ 組合等内に設置している（総務担当部署等が法務・コンプライアンス業務を兼務）
- ④ 組合等内に担当部署は設置していないものの、法務・コンプライアンス業務を担う担当者は置いている
- ⑤ 組合等外（法律事務所等）に設置している
- ⑥ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の法務・コンプライアンス担当部署を利用している

注 部署名にかかわらず、また、独占禁止法に限らず法令等に違反する行為を防止するための業務（法務・コンプライアンス業務）を行っている部署（例えば、総務担当部署が当該業務を兼務している場合は、当該部署が該当します。）。



(イ) 独占禁止法に関する担当役職員の配置状況

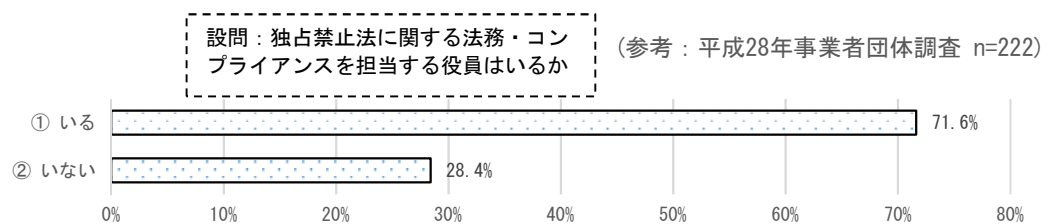
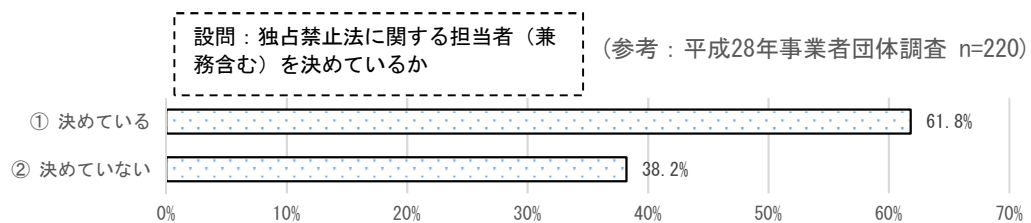
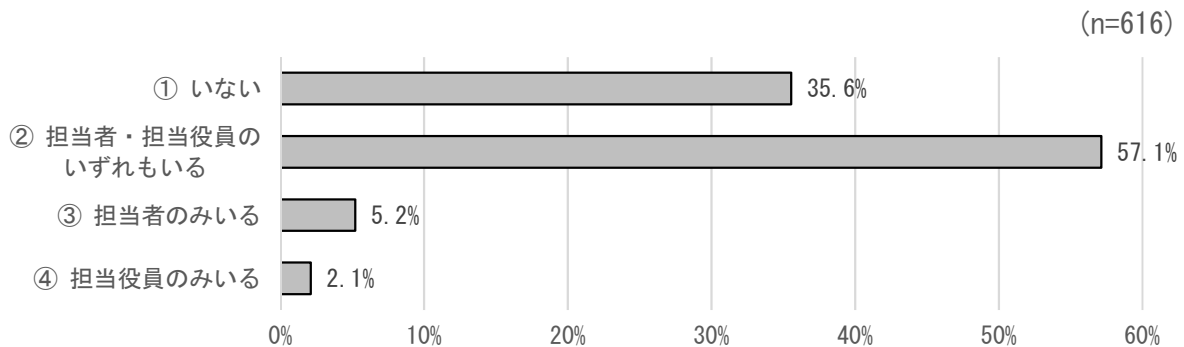
法務・コンプライアンス担当部署を設置（又は担当者を配置等）している

と回答した組合に対し、独占禁止法に関する担当者・担当役員の配置状況について尋ねたところ、「②担当者・担当役員のいずれもいる」との回答が57.1%と最も多く、「③担当者のみいる」との回答が5.2%であった。

問3-2

独占禁止法に関する担当者・担当役員（兼務を含みます。）はいますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① いない ② 担当者・担当役員のいずれもいる ③ 担当者のみいる ④ 担当役員のみいる



(ウ) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置における取組例（ヒアリング調査の結果）

（兼務状況）

- 人員が少ないためコンプライアンス専任の部署を設置することはできないものの、総務部門において、研修の実施、参加した外部研修の内容の周知、コンプライアンス・マニュアルの改定など、コンプライアンスに関する業務を兼務して対応している。（単位組合）
- 当組合のコンプライアンス体制は、代表者をトップに、唯一の専従職員である役員がコンプライアンス担当者としてコンプライアンスに関する業務に従事している。（単位組合）

(専任部署の設置状況)

- コンプライアンス・マニュアル等において、コンプライアンスの担当部署や担当者のほか、その役割等を定めている。(連合会)
 - ・ コンプライアンス担当委員会：コンプライアンスに関する事項の承認
 - ・ コンプライアンス担当部署：組織全体のコンプライアンスに関する事項の統括，マニュアルの改定，プログラムの進捗管理，研修関係，法務相談窓口や内部通報窓口に関する業務，不祥事発生時の対応等
 - ・ 各事業部門のコンプライアンス責任者：部門内におけるコンプライアンスに関する事項の統括等
 - ・ 各部署のコンプライアンス担当者：部署内におけるコンプライアンスに関する事項の周知等
 - ・ 監査担当部署：コンプライアンスに関する事項も含めた監査等の実施
- コンプライアンス委員会を設置して、当該委員会が中心になってコンプライアンスに取り組んでいる。当該委員会では、監査結果，寄せられてきた苦情，業務上発生したミスなどについて報告され，その対応について検討している。(単位組合)

(各現場への担当者の配置状況)

- コンプライアンス担当部署だけでは全体の状況を把握しきれなかったため，各現場にも1名ずつコンプライアンス担当者を配置している。これにより，各現場の担当者とコンプライアンス担当部署が連携をとって各現場まで管理が行き届くようになり，不祥事の早期発見ができるようになった。(単位組合)
- 各出先機関にもコンプライアンス担当部署を設置しているほか，各部署にもコンプライアンス担当者を配置して，本部からの伝達事項や指示事項の部署内での周知やフォローを行わせている。(連合会)

(担当役員等の配置状況)

- コンプライアンス担当役員は代表者を含めて複数名おり，うち1名が独占禁止法コンプライアンスを担当しているところ，独占禁止法関係の問題が発生した場合には，当該担当役員が受け持つ委員会で対応することになっている。(連合会)
- 3名いる副理事長の全員がコンプライアンスに関する業務を担当することにより，当該業務に係る負担が分散できるようになったほか，問題発生時において3名で協議して適切な判断ができるようになった。(単位組合)

ウ 法務相談窓口の設置

(7) 法務相談窓口の設置状況

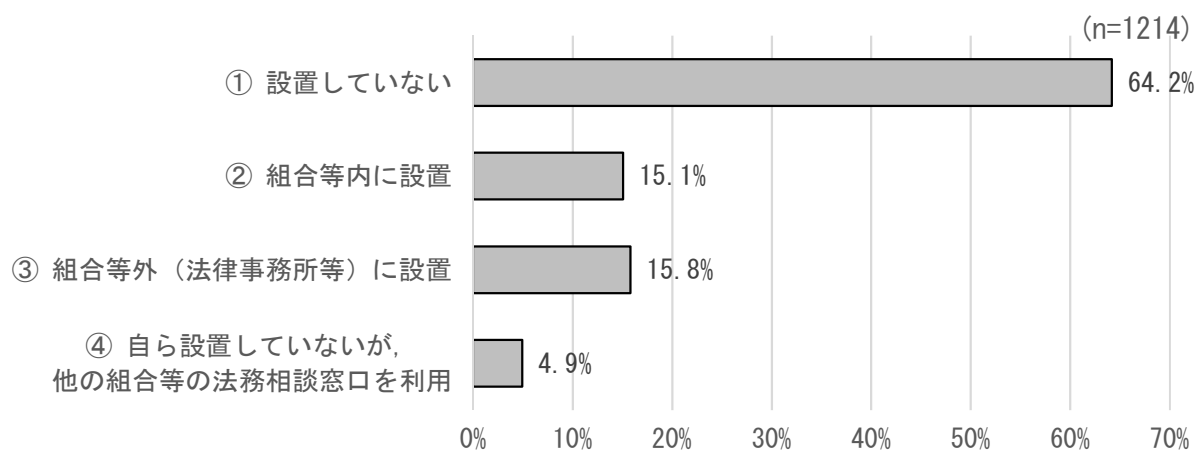
アンケート調査において、法務相談窓口（独占禁止法に限らず法令等に違反するか否か疑問や不安を感じた場合に相談を受け付ける窓口）の設置状況について尋ねたところ、「③組合等外（法律事務所等）に設置」との回答が15.8%であり、「②組合等内に設置」との回答が15.1%であった。

問4 法務相談窓口の設置

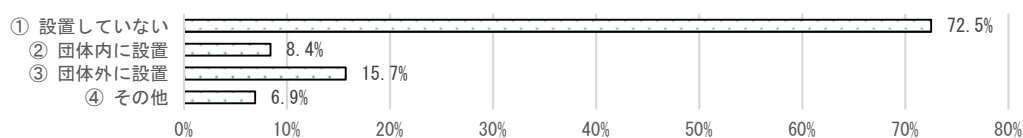
貴組合等では、法務相談窓口（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問5へ】
- ② 組合等内に設置している
- ③ 組合等外（法律事務所等）に設置している
- ④ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の法務相談窓口を利用している

注 貴組合等が事業を行うに当たって、独占禁止法に限らず法令等に違反するか否か疑問や不安を感じた場合に相談を受け付ける窓口。



(参考：平成28年事業者団体調査 n=509)



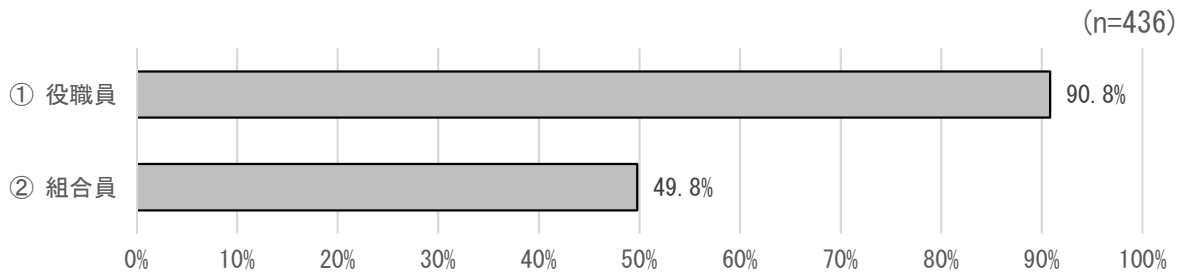
(1) 法務相談窓口の利用対象

法務相談窓口を設置（又は他の組合等の当該窓口を利用）していると回答した組合に対し、当該窓口を利用することができる者について尋ねたところ、「①役職員」との回答が90.8%であった。

問4-2

法務相談窓口の利用対象について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 役職員
- ② 組合員



(ウ) 法務相談窓口の設置における取組例（ヒアリング調査の結果）

- 組合員からの相談については、当会の窓口で受け付けた後、独占禁止法に精通した顧問弁護士に検討を依頼した上で回答している。（連合会）
- コンプライアンスに関する相談窓口を設置して、法令違反等の不祥事に関する相談や通報を受け付けることにより、不祥事の早期発見や未然防止に努めている。また、各部署にもコンプライアンスに関する責任者・担当者を配置して相談に対応している。（連合会）
- 組合の内部と外部に法務相談窓口と内部通報窓口を設置している。内部の窓口は当会のコンプライアンス担当部署がその役割を担って当会の役職員向けの窓口として機能しており、外部の窓口は法律事務所に設置して主に組合員の窓口として機能している。（連合会）
- 組合の内部と外部にヘルプラインを設置しているところ、内部窓口は総務部長が専用のメールアドレスを設けて対応し、外部窓口は中央会等の支援機関から紹介された法律事務所を利用している。県下の組合はいずれも当該機関から紹介された法律事務所を利用している。（単位組合）
- 当組合で独自に法務相談窓口を設置するには人員やコストの面で困難なので、中央会等の支援機関の窓口を利用している。（単位組合）
- 本来なら顧問弁護士等を雇って自ら法務相談窓口を設置すべきではあるが、多額の費用が掛かり設置できないでいるため、関係団体の窓口を利用している。当該窓口には独占禁止法に関する知見を有する担当者があり、専門的なアドバイスをもらっている。（連合会）

エ 内部通報窓口の設置

(ア) 内部通報窓口の設置状況

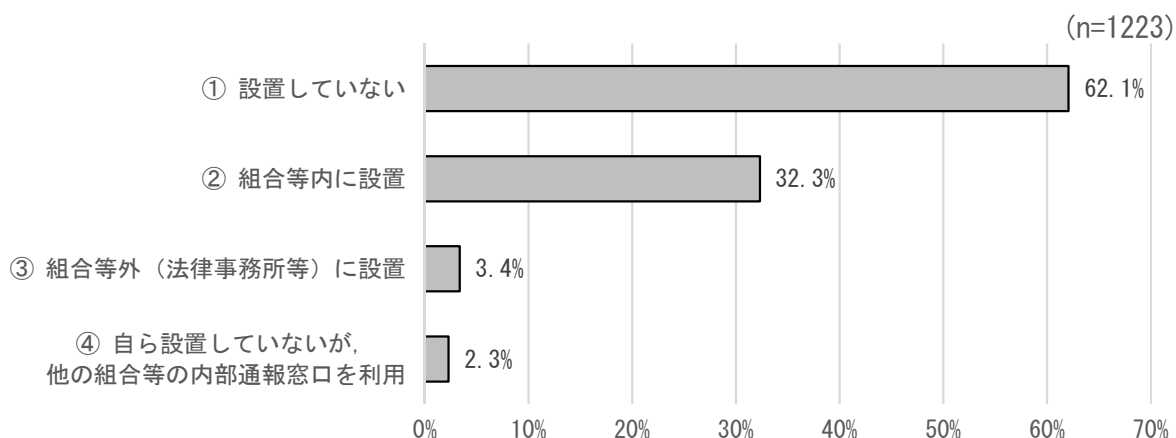
アンケート調査において、内部通報窓口（独占禁止法に限らず法令等に違反する行為に関する通報を受け付ける窓口）の設置状況について尋ねたところ、「②組合等内に設置」との回答が32.3%であった。

問5 内部通報窓口の設置

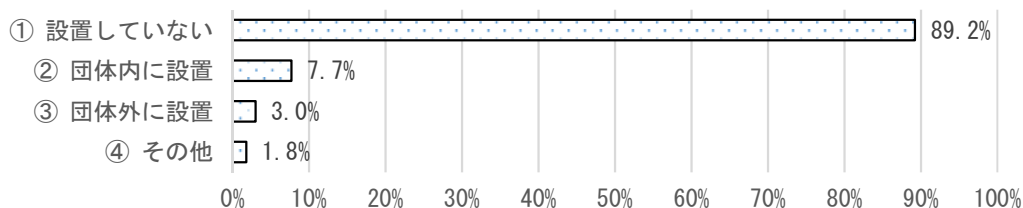
貴組合等では、内部通報窓口（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問6へ】
- ② 組合等内に設置している
- ③ 組合等外（法律事務所等）に設置している

④ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の内部通報窓口を利用している
 注 独占禁止法に限らず法令等に違反する行為に関する通報を受け付ける窓口。



(参考：平成28年事業者団体調査 n=507)



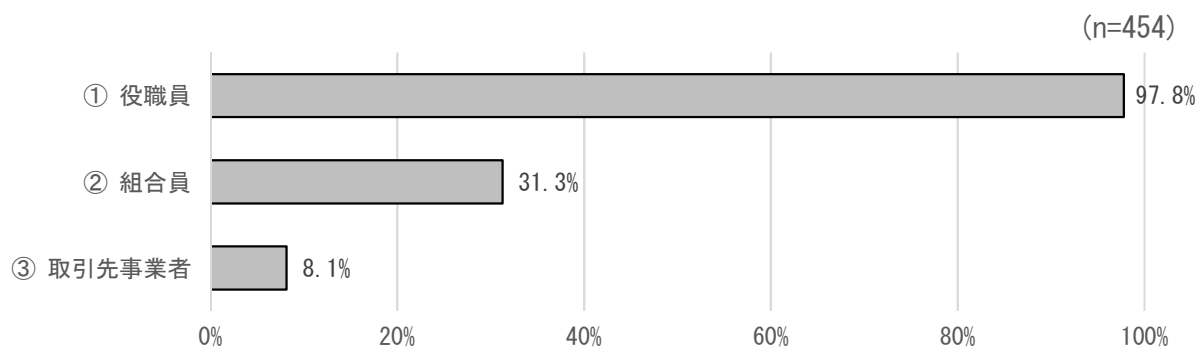
(イ) 内部通報窓口の利用対象

内部通報窓口を設置（又は他の組合等の当該窓口を利用）していると回答した組合に対し、当該窓口を利用することができる者について尋ねたところ、「①役職員」との回答が97.8%であり、次いで「②組合員」との回答が31.3%であった。

問5-2

内部通報窓口の利用対象について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 役職員 ② 組合員 ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）



(ウ) 内部通報窓口の設置における取組例（ヒアリング調査の結果）

（設置状況）

- 組合内の窓口のみでは通報しにくいことが想定されたため、法律事務所にも窓口を設置している。（単位組合）
- 通報しやすさという観点から、内部通報窓口としてヘルプラインを設置して外部スタッフがその任に当たっている。通報は電話やウェブサイトにより受け付けている。（連合会）

（利用対象，受付方法）

- 内部通報窓口の設置当初は役職員のみを利用対象にしていたが、段階的に、組合員，取引先事業者に拡大していった。（連合会）
- 当会ウェブサイトが取引先事業者の通報窓口を設置しており、当該サイトでは当会との取引に際してコンプライアンスに反する行為があった場合に通報するよう案内している。また、当該サイトには、通報内容は慎重に取り扱い，開示範囲は必要最小限にする旨を記載するとともに、通報を理由に通報者が不利益を被ることがない旨も記載した。（連合会）
- 役職員が関係法令等に違反する行為を知った場合には、内部通報窓口への通報を義務付けている。（連合会）

（対応状況）

- 法務相談窓口や内部通報窓口の対応者は相談・通報の内容を記録してコンプライアンス担当部署に報告し、当該部署では定期的に当該窓口の運用状況を取りまとめてコンプライアンス担当役員に報告している。（連合会）
- 組合員等からの苦情等が寄せられた場合には、まずは当組合で受け付けて対応を検討し、判断に迷うような場合は関係団体に相談するようにしている。（単位組合）

オ 法務相談窓口・内部通報窓口の周知

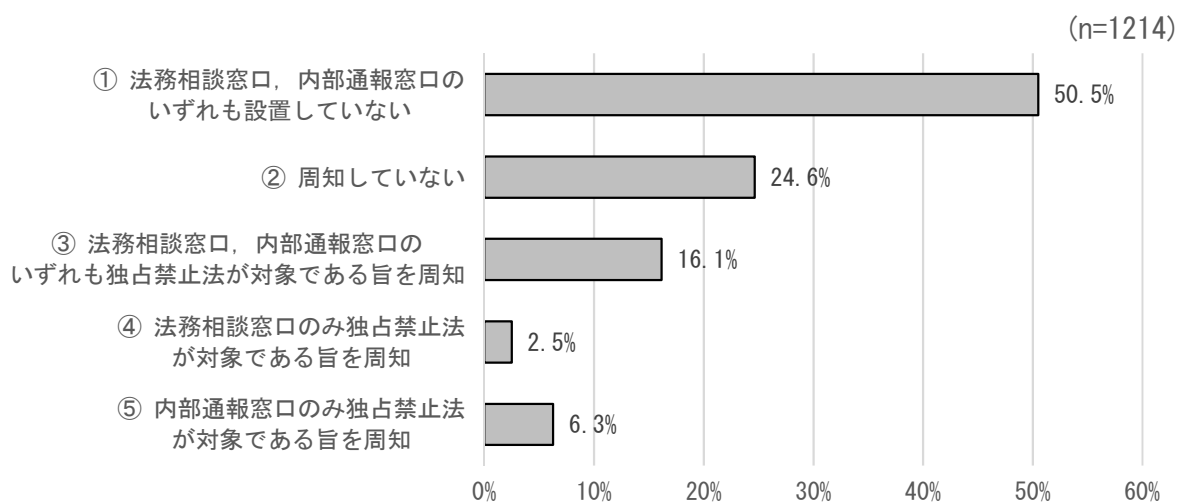
(ア) 法務相談窓口・内部通報窓口の周知状況

アンケート調査において、法務相談窓口・内部通報窓口のいずれかの利用に当たり、独占禁止法に関する事項が相談・通報の対象である旨を役職員等に周知しているかについて尋ねたところ、「③法務相談窓口，内部通報窓口のいずれも独占禁止法が対象である旨を周知」との回答が16.1%であった。

問6 法務相談窓口・内部通報窓口の周知

法務相談窓口，内部通報窓口のいずれかの利用に当たり，独占禁止法に関する事項が相談・通報の対象である旨を明示的に役職員等に周知していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 法務相談窓口、内部通報窓口のいずれも設置していない
- ② 周知していない
- ③ 法務相談窓口、内部通報窓口のいずれも独占禁止法が対象である旨を周知している
- ④ 法務相談窓口のみ独占禁止法が対象である旨を周知している
- ⑤ 内部通報窓口のみ独占禁止法が対象である旨を周知している



(イ) 法務相談窓口・内部通報窓口の周知における取組例（ヒアリング調査の結果）

（チラシ・規程・会議）

- ヘルプラインを設置していることはコンプライアンス・マニュアルで周知しているが、余り利用されていないため、不祥事の発生時には通報が義務付けられている旨や通報者の保護が図られている旨について、分かりやすい表現でチラシにより周知して利用を促している。（単位組合）
- 職務分掌規程に独占禁止法に関する相談窓口業務を担う部署を記載することにより、役職員に周知している。（連合会）
- 各部署において、毎月、コンプライアンスを議題にした会議を開催しているところ、少なくとも年1回は当該会議の議題としてヘルプラインを取り上げて周知に努めている。（単位組合）

カ コンプライアンス・マニュアルの策定

(ア) コンプライアンス・マニュアルの策定状況

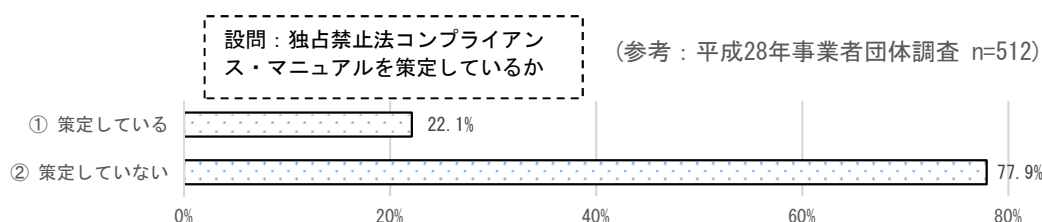
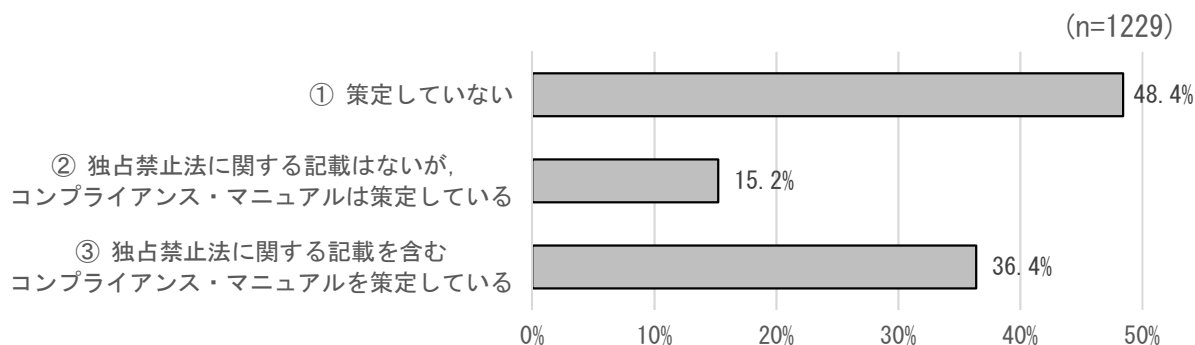
アンケート調査において、コンプライアンス・マニュアルの策定状況について尋ねたところ、「③独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定している」との回答が36.4%であり、「②独占禁止法に関する記載はないが、コンプライアンス・マニュアルは策定している」との回答が15.2%であった。

問7 コンプライアンス・マニュアルの策定

貴組合等では、コンプライアンスに関するマニュアル（注）を策定していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 策定していない【→ 問8へ】
- ② 独占禁止法に関する記載はないが、コンプライアンス・マニュアルは策定している【→ 問8へ】
- ③ 独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定している

注 独占禁止法に限ったマニュアルではなく、一般的なコンプライアンスに関するものも含み、また、マニュアルの名称も問いません（規程、ルール、実施要領等）。



(イ) 第三者への相談状況

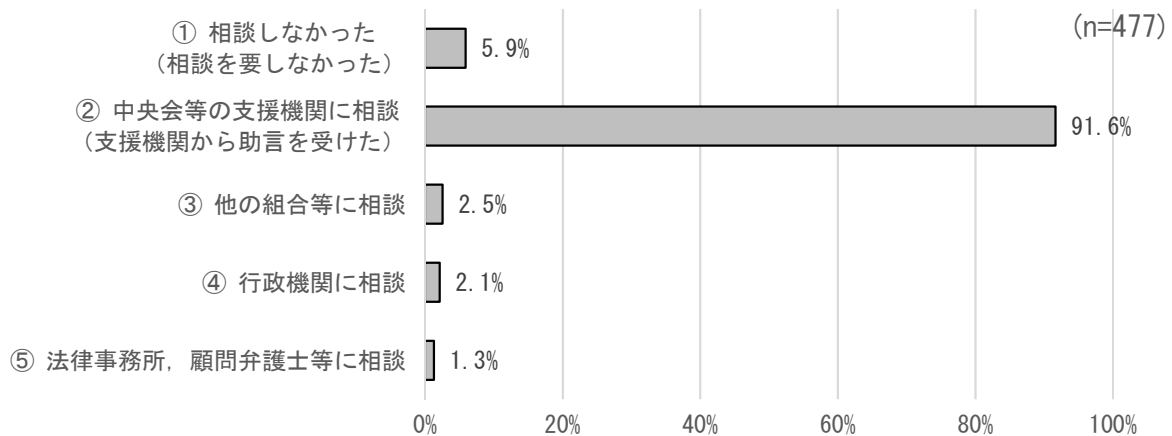
独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した組合に対し、マニュアルの策定に際して第三者に相談しているかについて尋ねたところ、「②中央会等の支援機関に相談した（支援機関から助言を受けた）」との回答が91.6%と最も多く、次いで「①相談しなかった（相談を要しなかった）」との回答が5.9%であった。

問7-2

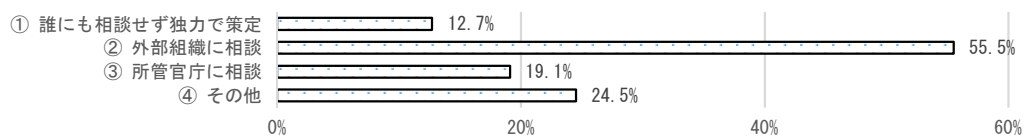
独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。

(複数選択可)

- ① 相談しなかった（相談を要しなかった）
- ② 中央会等の支援機関に相談した（支援機関から助言を受けた）
- ③ 他の組合等に相談した
- ④ 行政機関に相談した
- ⑤ 法律事務所、顧問弁護士等に相談した



(参考：平成28年事業者団体調査 n=110)



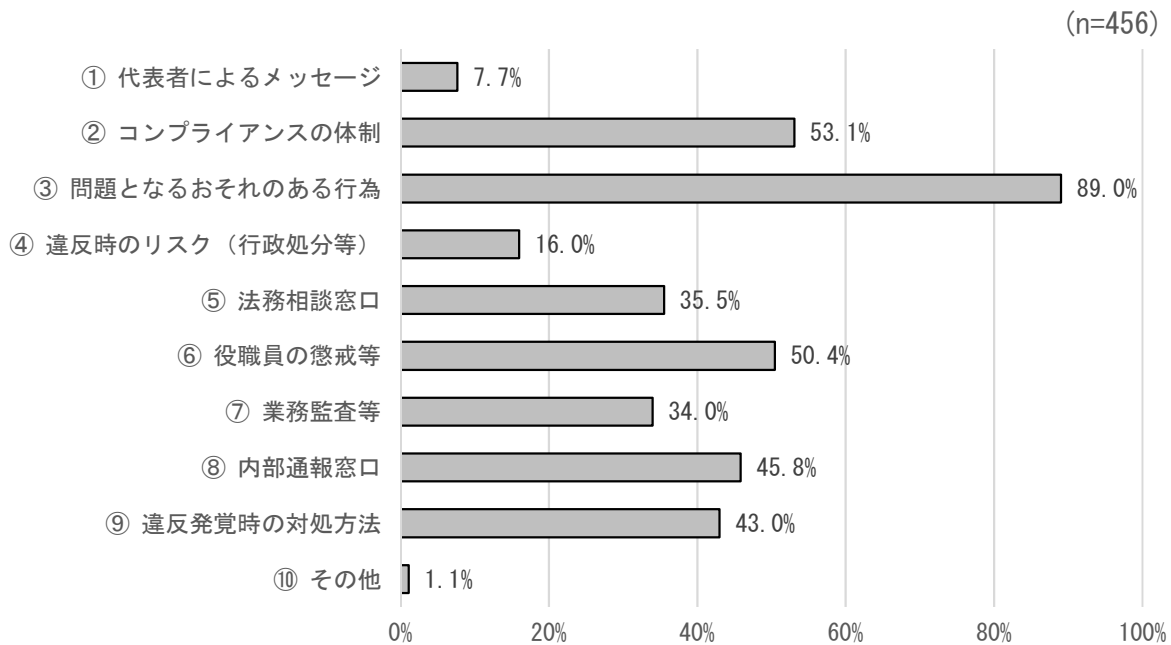
(ウ) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの記載内容

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した組合に対し、マニュアルの記載内容について尋ねたところ、「③問題となるおそれのある行為」との回答が89.0%と最も多く、「②コンプライアンスの体制」(53.1%)、「⑥役職員の懲戒等」(50.4%)、「⑧内部通報窓口」(45.8%)と続いた。

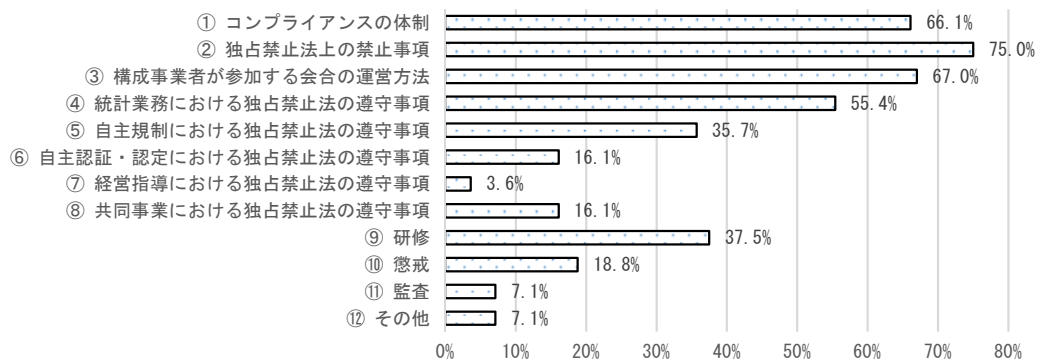
問7-3

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルに記載した内容について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 代表者の独占禁止法の遵守に関するメッセージについて
- ② 独占禁止法の遵守に関するコンプライアンスの体制について
- ③ 独占禁止法上問題となるおそれのある行為について【→ 問7-4へ】
- ④ 独占禁止法に違反した場合のリスク（行政処分等）について
- ⑤ 独占禁止法に関する法務相談窓口について
- ⑥ 独占禁止法に関する役職員の懲戒等（懲戒規定や処分内容等）について
- ⑦ 独占禁止法の遵守に関する業務監査等について
- ⑧ 独占禁止法に関する内部通報窓口について
- ⑨ 独占禁止法違反行為が発覚した場合における対処方法について
- ⑩ その他（具体的に記載してください。）



(参考：平成28年事業者団体調査 n=112)



また、コンプライアンス・マニュアルに独占禁止法上問題となるおそれのある行為について記載していると回答した組合に対し、当該行為の内容について尋ねたところ、「⑤他の組合や事業者等と販売価格や販売地域等の取決めを行うこと」との回答が88.1%と最も多く、「①組合員に対して、共同事業への参加・利用を強制する行為」（85.4%）、「②共同事業の利用者と利用しない者を差別的に取り扱うこと」（32.9%）と続いた。

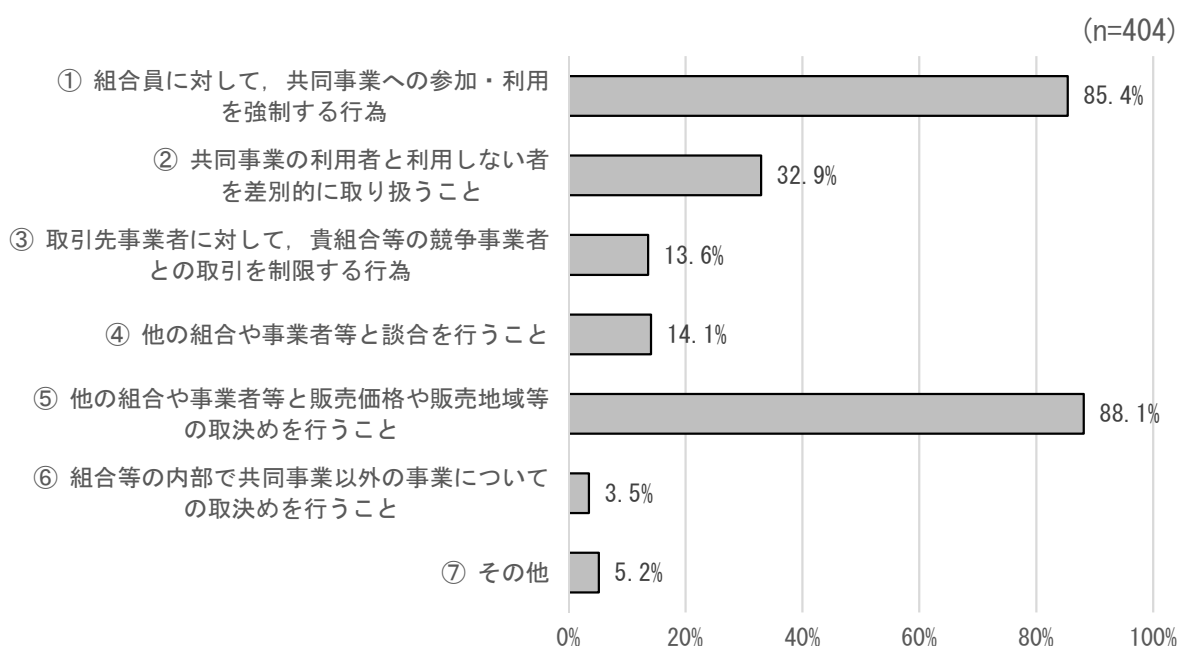
そのほか、「⑦その他」では、優越的地位の濫用・下請法（金融事業に際しての自らの地位を利用した両建貯金契約、協賛金の要請等）や、景品表示法上の違反行為類型などの回答がみられた。

問7-4

問7-3で選択肢③を選択した方に伺います。独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルに記載した独占禁止法上問題となるおそれのある行為はどのようなものですか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 組合員に対して、共同事業（注）への参加・利用を強制する行為
- ② 共同事業の参加・利用する組合員と、参加・利用しない組合員との間で差別的な取扱いを行うこと
- ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）に対して、貴組合等の競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④ 他の組合や事業者等との間で、談合（受注者の取決め）を行うこと
- ⑤ 他の組合や事業者等との間で、販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥ 組合等の内部において、共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）

注 共同販売事業、共同購買事業、共同宣伝事業など、組合員により共同して行われる事業。



(I) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定に当たり工夫した点

問7-5

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、その内容において工夫した点や工夫することにより得られた効果などについて、具体的に記載してください。

アンケート調査において、独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した組合に対し、マニュアルの策定に当たって工夫した点などについて尋ねたところ、新規職員でも理解しやすいよう部分的に漫画化するとともにQ&Aに関係法令等の名称を付記して検索しやすいようにしている、独占禁止法に違反する行為も不祥事に該当するものとして明記して同法への注意を促しているなどの回答がみられた。

(オ) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定における取組例（ヒアリング調査の結果）

（記載内容）

- 2パターンのコンプライアンス・マニュアルを策定しているところ、1つがコンプライアンス体制（コンプライアンス担当部署、法務相談窓口等の案内）や不祥事が発生した場合の対処方法など、コンプライアンス全般について記載したものであり、もう1つが独占禁止法違反事件等を具体的に解説したものになる。役職員が理解しやすいものになるよう、過去に発生した事件や今後発生しやすい事例について、グレーな行為も含めてQ&A形式でまとめたり、文字だけでは堅苦しいのでイラスト化するなどの工夫を行った。（連合会）
- コンプライアンス・マニュアルには、独占禁止法も含めて経済事業に関係する法令等を取りまとめてその一覧を掲載している。また、これらの法令等のとりまとめに当たっては、多くの事業部門に共通するもの、部門ごとに関係するものに分けて、各部門がどの法令等に留意すればよいかを把握しやすい形にしている。（連合会）
- コンプライアンス・ルールには、カルテル行為の未然防止の観点から、会議において独占禁止法上問題となり得る意見交換を行わない旨や、会議には事務局も必ず出席して同法上問題ない会議であることを確認して開催する旨を記載し、実際の会議の場でも出席者に当該ルールを確認させている。（単位組合）
- コンプライアンス・マニュアルは、近隣に所在する類似の業務を行う組合のものを参考にして策定している。当該マニュアルには、設立法規に記載の「協同組合」の要件とともに、独占禁止法や適用除外制度の概要（不公正な取引方法を用いた場合など、当該制度の対象外になる事項についても）を記載して、当該制度の適格性の遵守に努めている。（単位組合）
- コンプライアンス・マニュアルには、不祥事が発生した場合には、故意ではなく不注意による行為であっても組織の信頼が損なわれてしまう旨を記載するとともに、解雇、刑事罰、家庭崩壊等のリスクを例示して、コンプライアンスの意義を周知している。（連合会）

（周知方法）

- コンプライアンス・マニュアルは、各役職員にメールで周知するとともに当会のイントラネット上にも掲載していつでも確認できるようにしている。（連合会）
- コンプライアンス・マニュアルについて、当組合のウェブサイトで公開したり、各種会議等の場を利用して周知している。（単位組合）

(工夫した点)

- 各職員には日頃から関係法令を読むよう伝えてはいるものの、なかなか読んでくれないため、コンプライアンス・マニュアルにおいて、関係法令のポイントを整理した概要や違反する行為を記載したり、職員等から質問された事項等をQ&A形式で取り上げるなど、分かりやすい記載となるよう工夫して周知に努めている。(連合会)
- コンプライアンス・マニュアルには、中央会等の支援機関が県下の組合員を集めて開催している研修会において質問された事項や、当会の相談窓口寄せられた質問事項を、Q&Aに加工して掲載した。(連合会)
- コンプライアンス・マニュアルは半年ごとに見直しを行っており、公正取引委員会のウェブサイトや外部機関の研修会で配布された資料等を参考にして、新しい違反事例やQ&Aを追加している。(連合会)

(参考にしたもの)

- 中央会等の支援機関のコンプライアンス・マニュアルの雛形を参考にして策定しているところ、組合間において統一的な取組が図れるよう、修正は当組合固有の事情(組織編制や事業内容など)に限定して行うなど、細かなものにとどめている。(単位組合)
- 関係団体から提供されたコンプライアンス・マニュアルの雛形を参考にして、当組合が営む事業に関係する部分のみを抜粋する形で策定した。(単位組合)
- コンプライアンス・マニュアルの改定に当たっては、中央会等の支援機関のほか、顧問弁護士、関係団体、行政機関等に相談している。(連合会)

(効果)

- コンプライアンス・マニュアルを策定したことの一番の効果は、業務上のリスク要因となり得るものの洗い出しにおいて、独占禁止法に違反するおそれのある行為がどのようなものかを考えることになった点や、各部署においてもどのような行為が問題になるかを意識するようになった点である。(連合会)

(コンプライアンス・プログラム)

- 中央会等の支援機関から示された雛形を参考にして、コンプライアンスに関する方針やコンプライアンス・プログラムを策定している。プログラムで定めた各種取組については、半年ごとにその進捗を確認している。(単位組合)
- 毎年、コンプライアンス・プログラムを策定してこれに沿ってコンプライアンスに取り組んでいる。プログラムに掲げた主な取組は、①コン

プライアンス担当者間の会議の開催（関係法令等の改正内容やマニュアル等の関係規程の周知徹底を図る。）、②階層別研修会の開催（独占禁止法や下請法等を説明する。）、③各部署による自己点検や監査部門による監査の実施、④各事業部門や各部署に配置したコンプライアンス責任者・担当者による啓蒙活動の実施などである。（連合会）

キ 研修

(7) 研修の状況

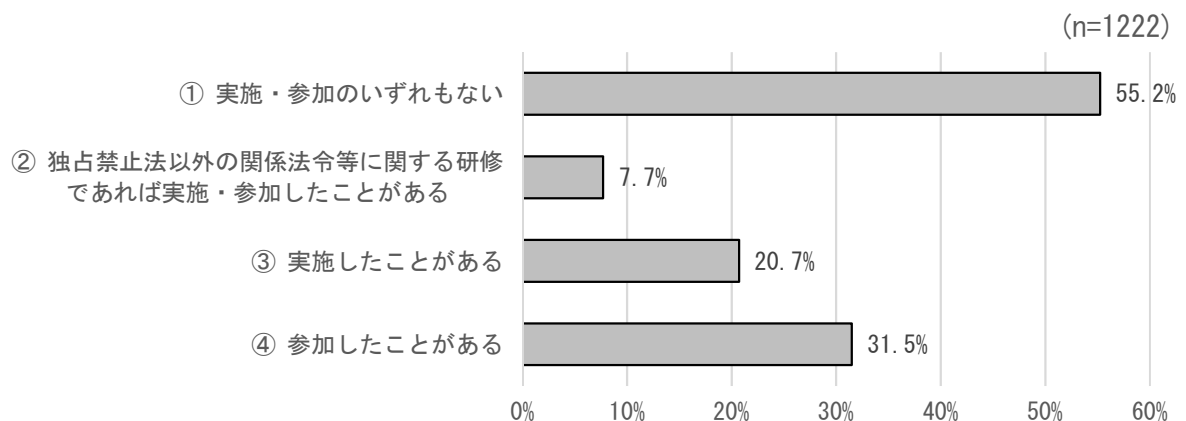
アンケート調査において、過去3年間における独占禁止法に関する研修（研修会に限らず、eラーニング、刊行物、イントラネット等の文字情報によるものも含む。）の実施・外部機関の当該研修への参加の状況について尋ねたところ、「④参加したことがある」との回答が31.5%であり、「③実施したことがある」との回答が20.7%であった。

問8 研修の実施

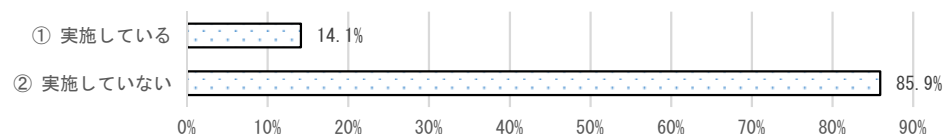
貴組合等では、過去3年間に、独占禁止法に関する研修（注）を実施、又は外部機関が主催している同研修会に参加したことがありますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施・参加のいずれもない【→ 問9へ】
- ② 実施・参加のいずれもないが、独占禁止法以外の関係法令等に関する研修であれば実施・参加したことがある【→ 問9へ】
- ③ 実施したことがある【→ 問8-2, 問8-3, 問8-4, 問8-5へ】
- ④ 参加したことがある【→ 問8-6, 問8-7へ】

注 研修会に限らず、eラーニング、刊行物、イントラネット等の文字情報によるものも含まれます。



(参考：平成28年事業者団体調査 n=511)



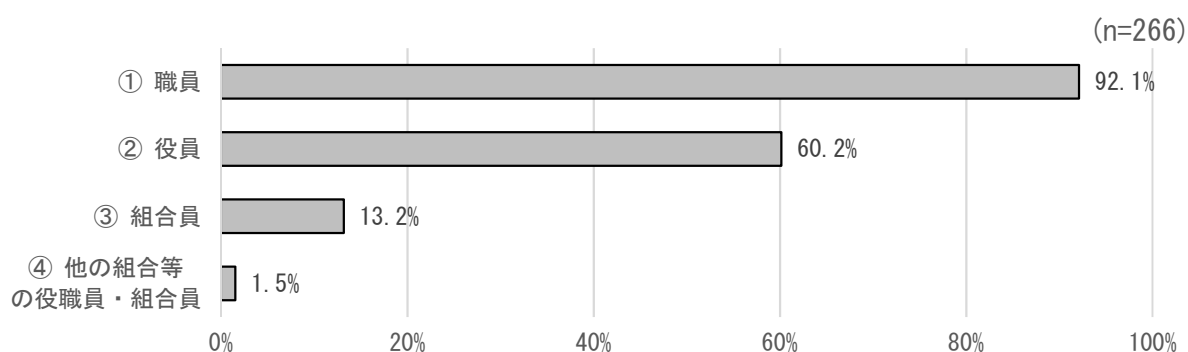
(イ) 独占禁止法に関する研修の実施状況

過去3年間において独占禁止法に関する研修を実施したことがあると回答した組合に対し、当該研修の対象について尋ねたところ、「①職員」との回答が92.1%と最も多く、次いで「②役員」との回答が60.2%であった。

問8-2

問8で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修の対象について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 職員 ② 役員 ③ 組合員 ④ 他の組合等の役職員・組合員

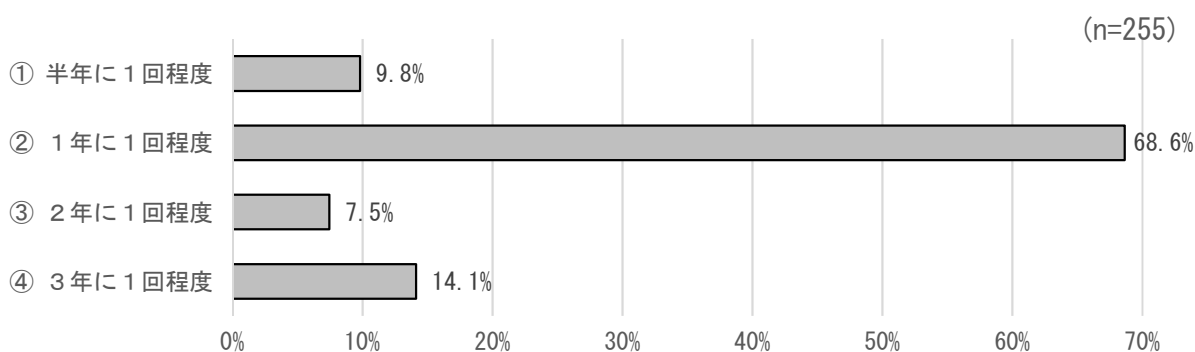


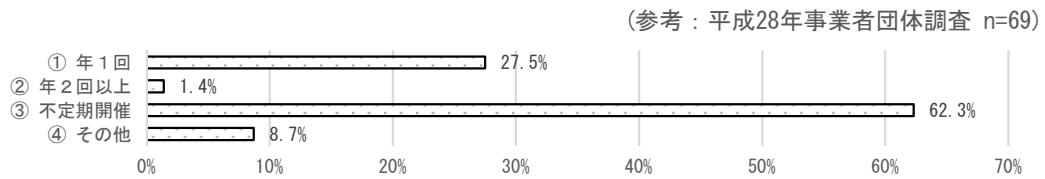
また、過去3年間において独占禁止法に関する研修を実施したことがあると回答した組合に対し、当該研修の実施頻度について尋ねたところ、「②1年に1回程度」との回答が68.6%と最も多く、次いで「④3年に1回程度」との回答が14.1%であった。

問8-3

問8で選択肢③を選択した方に伺います。過去3年間における当該研修の実施頻度について、次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 半年に1回程度 ② 1年に1回程度 ③ 2年に1回程度 ④ 3年に1回程度





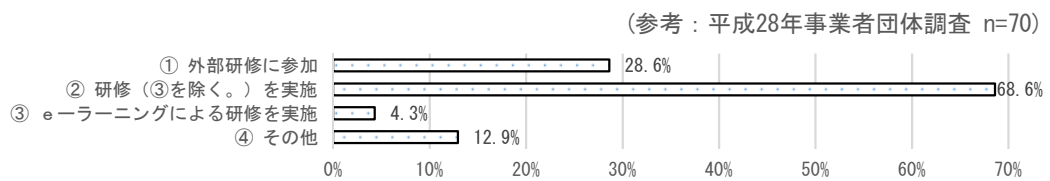
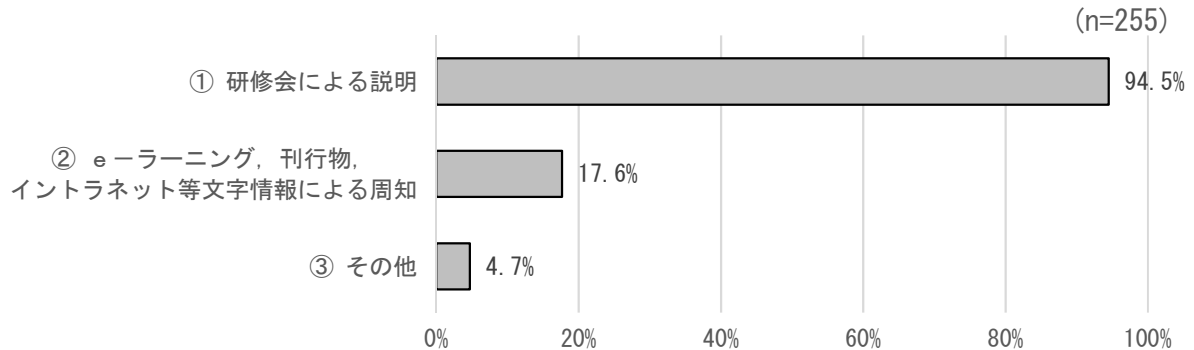
さらに、過去3年間において独占禁止法に関する研修を実施したことがあると回答した組合に対し、研修方法について尋ねたところ、「①研修会による説明」との回答が94.5%と最も多く、次いで「②eラーニング、刊行物、イントラネット等の文字情報による周知」との回答が17.6%であった。

そのほか、「③その他」では、各種会議等やコンプライアンス研修用のDVDで周知しているなどの回答がみられた。

問8-4

問8で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修の方法について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 研修会による説明
- ② eラーニング、刊行物、イントラネット等の文字情報による周知
- ③ その他(具体的に記載してください。)



(ウ) 独占禁止法に関する研修の実施に当たり工夫した点

問8-5

問8で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修を実施するに当たり、工夫した点や工夫することにより得られた効果などについて、具体的に記載してください。

アンケート調査において、過去3年間において独占禁止法に関する研修を実施したことがあると回答した組合に対し、当該研修の実施に当たって

工夫した点などについて尋ねたところ、次の回答がみられた。

(実施方法)

- 中央会等の支援機関が作成した独占禁止法・下請法に関する研修用DVDを活用した研修を実施し、違反を問われる可能性のある行為やその考え方について分かりやすく説明している。
- これまでは、業務都合等で研修会に参加できなかった者には研修資料を配布するだけだったが、新たにeラーニングを取り入れて、欠席者には必ず受講してもらっている。

(研修内容)

- 過去に発生した組合における違反事件を題材にして、当該事件の発生原因や自社の行為に問題はないのかといった観点から研修を実施している。
- 実際に発生した事務的なミスや、コンプライアンス・マニュアルに掲載した事例などを説明するとともに、コンプライアンスに関する理解度の把握と意識向上を目的に、受講者にはテストを行っている。

(I) 独占禁止法に関する研修の実施における取組例（ヒアリング調査の結果）

(研修の目的)

- 当組合の役員は比較的短期間で交代してしまうなど、人事異動等によってコンプライアンスに関する認識が希薄になってしまうことが懸念されたため、定期的に研修会を開催して周知に努めている。(単位組合)

(開催状況、研修内容)

- コンプライアンスに関する規程において、定期的にコンプライアンスに関する研修を行う旨を定め、継続的に研修を行っている。(連合会)
- 役員を対象に年1回、各事業部門や組合員の担当者を対象に年2回、一般職員を対象に年2回の頻度で、階層別にコンプライアンスに関する研修会を開催している。また、入札業務を担当する部署向けの研修会では、入札談合や共同事業に絡んだ組合固有の違反行為類型や当該類型の違反事例について、公正取引委員会の支援ツールを用いて説明している。(連合会)
- 全役職員ではないものの各現場の法務担当者を対象にして、年1回、独占禁止法に関する研修会を開催し、適用除外制度を含めた独占禁止法の概要や、同法の違反事例について説明している。(連合会)
- 年2回、コンプライアンス責任者が出席する会議において、コンプライアンスに関する研修を行っている。研修内容は都度異なるが、独占禁

止法をテーマに取り上げたときには、当会の事業において発生し得る事例や、他県で発生した事例等も題材にして説明している。また、演習の中では、相談窓口に寄せられた質問を題材として扱うことにより、懸念事項を共有するようにしている。(連合会)

- 各役職員の意識付けのため、各部署では、月1回の頻度でコンプライアンスに関するミーティングを行っている。(単位組合)

(他の機関との共催)

- 中央会等の支援機関との共催により、コンプライアンスに関する業務を担う職員や、管理部門・事業部門の管理職クラスを対象に、独占禁止法や下請法に関する研修会を開催している。(連合会)
- 他地区に所在する同業種の組合との共催により、研修会を開催している。(単位組合)

(工夫した点)

- 研修の実施に当たって留意している点は、①独占禁止法上の気付きを体感してもらうため、まずはシンプルな事例を題材にすること、②その後、徐々に事例と論点のレベルを上げる構成にし、ある程度独占禁止法に関する知識を有した者でも新たな気付きが生まれるようにすることであり、これらの点を踏まえて、導入編、応用編など段階を設けてeラーニングによる研修を実施している。(連合会)
- 外部業者が提供するコンプライアンスに関するサービスを利用している。当該サービスは、コンプライアンスに関する様々なツールを安価で提供してくれるもので、毎月、コンプライアンスに係るトピックの配信を受けて、それを組合内にメールで周知している。(単位組合)

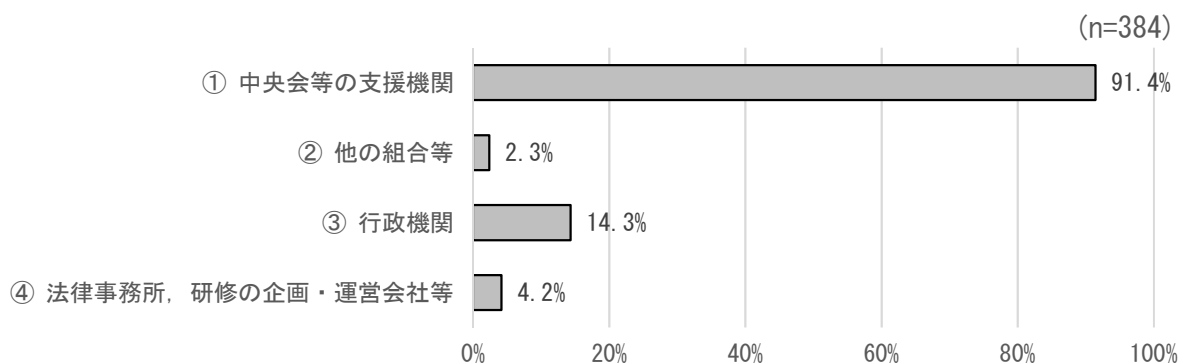
(オ) 研修への参加状況等

過去3年間に、外部機関が主催する独占禁止法に関する研修に参加したことがあると回答した組合に対し、当該研修の主催機関について尋ねたところ、「①中央会等の支援機関」との回答が91.4%と最も多く、次いで「③行政機関」との回答が14.3%であった。

問8-6

問8で選択肢④を選択した方に伺います。貴組合等が参加した当該研修会を主催した外部機関について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 中央会等の支援機関 ② 他の組合等 ③ 行政機関 ④ 法律事務所、研修の企画・運営会社等

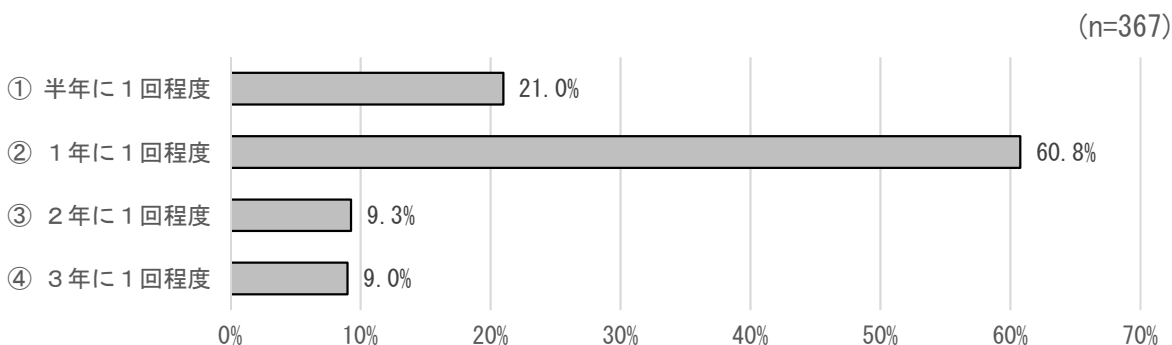


また、過去3年間に、外部機関が主催する独占禁止法に関する研修に参加したことがあると回答した組合に対し、当該研修の参加頻度について尋ねたところ、「②1年に1回程度」との回答が60.8%と最も多く、次いで「半年に1回程度」との回答が21.0%であった。

問8-7

問8で選択肢④を選択した方に伺います。過去3年間に於ける当該研修会への参加頻度について、次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 半年に1回程度 ② 1年に1回程度 ③ 2年に1回程度 ④ 3年に1回程度



(カ) 独占禁止法に関する研修への参加における取組例（ヒアリング調査の結果）

（中央会等の支援機関，関係団体の主催）

- 中央会等の支援機関が、年1回、管理職を対象として開催している研修会に参加しており、参加した管理職は、研修内容を持ち帰って自らが講師となって部下職員へフィードバックしている。（単位組合）
- 関係団体が開催する研修会に参加し、当該研修会において、公正取引委員会に寄せられた相談事例のうち、流通・取引慣行に関するもの、共同研究開発に関するもの、共同行為・業務提携に関するもの、事業者団体の活動に関するもの、組合の活動に関するものについて、説明を受けている。（連合会）

【独占禁止法違反事件等の発生と研修の関係】

研修に関して行ったデータ分析において、公正取引委員会の独占禁止法違反事件等の対象となった組合が所在している地域では他の地域と比べて、また、独占禁止法違反事件等の対象となった組合と同種の組合¹⁸では異なるグループに属する組合と比べて、統計的に有意に研修が実施（又は外部研修に参加）される確率が高いことが認められ、独占禁止法違反事件等の発生が研修の実施の契機の一つとなっている可能性がある（詳細は別添資料3を参照）。

ク 懲戒ルールの整備等

(ア) 懲戒ルールの整備状況

アンケート調査において、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合に懲戒の対象になり得るかについて尋ねたところ、「規程等に独占禁止法とは明記していないが、法令等への違反が懲戒の対象になり得ることは明記しており、独占禁止法違反行為に関与した役職員は懲戒の対象になり得る」との回答が50.9%と最も多く、規程等に独占禁止法と明記しているものも含めると6割程度の組合が、同法違反行為に関与した役職員が懲戒対象になり得るとしていた。

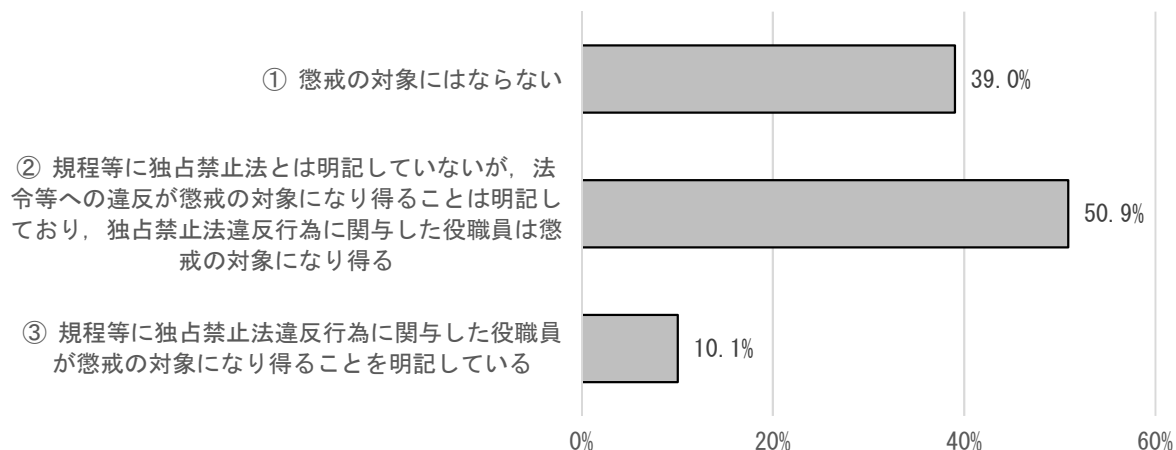
問9 懲戒ルールの整備

貴組合等では、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、懲戒の対象になり得ますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

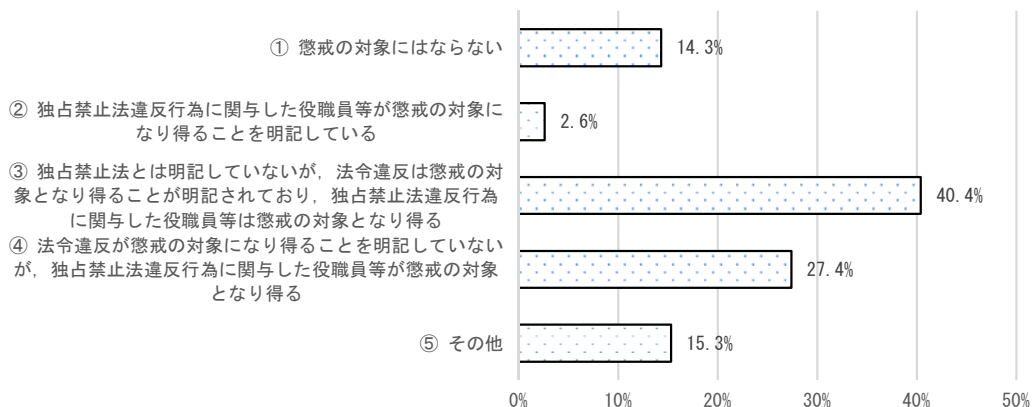
- ① 懲戒の対象にはならない【→ 問10へ】
- ② 規程等に独占禁止法とは明記していないが、法令等への違反が懲戒の対象になり得ることは明記しており、独占禁止法違反行為に関与した役職員は懲戒の対象になり得る
- ③ 規程等に独占禁止法違反行為に関与した役職員が懲戒の対象になり得ることを明記している

¹⁸ 本分析は、アンケート票の「1 貴組合等の名称等」の「組合の種別」欄に挙げた選択肢（①事業協同組合、②協同組合連合会、③商工組合、④商工組合連合会、⑤漁業協同組合、⑥漁業協同組合連合会、⑦農業協同組合、⑧農業協同組合連合会、⑨その他）のうち、違反事件等の対象となった①、⑦、⑧のグループに属する組合とそれ以外のグループに属する組合を区別して、それぞれの研修の実施状況を分析したものであり、違反事件等の対象となった同種の組合とは、①、⑦、⑧のグループに属する者をいう。

(n=1191)



(参考：平成28年事業者団体調査 n=497)



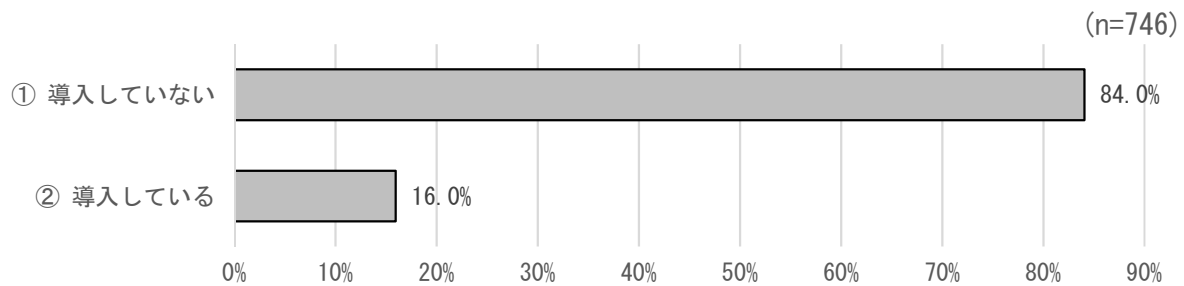
(イ) 社内リニエンシーの整備状況

役職員が同法違反行為に関与した場合に懲戒対象になり得ると回答した組合に対し、当該行為に関与した役職員が自主的に報告等を行った場合に懲戒内容が軽減される制度（いわゆる社内リニエンシー）を導入しているかについて尋ねたところ、「②導入している」との回答が16.0%であった。

問9-2 社内リニエンシーの整備

貴組合等は、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該役職員が自主的に当該違反行為の報告等を行ったときに、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する制度（社内リニエンシー）を導入していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 導入していない ② 導入している



(ウ) 懲戒ルールの整備等における取組例（ヒアリング調査の結果）

（独占禁止法を明記）

- 懲戒規程において、独占禁止法違反についても懲戒事由に追加して明示的に処分対象になる旨を周知している。また、処分対象として当事者のほか上司等についても管理監督責任が問われることになっている。（連合会）
- 不祥事の処分基準において、独占禁止法に違反する行為が対象になる旨を明記している。当該基準は当組合のイントラネットに掲載して、役職員がいつでも確認できるようにしている。（単位組合）

（明記していないケース）

- 独占禁止法と明記しているわけではないが、就業規則において、独占禁止法を含めて法令に違反する行為が処分対象である旨を規定している。（単位組合）
- 関係法令等に違反した場合には除名になる旨を定めている。（連合会）

（社内リニエンシー）

- 懲戒処分の決定に当たっては、不正行為を行った動機、自主的な報告の有無、内部調査への協力度合いなどを考慮しており、その旨はマニュアル等で周知している。（連合会）
- 不祥事の処分基準において、懲戒処分の決定に際して、自らの告白の有無や内部調査への協力度合いなどを加味して判断する旨を規定している。（単位組合）

（処分の公表）

- 懲戒処分を行った場合には、原則として当会の内部で処分結果を公表するほか、行為内容に応じて、外部にも公表することになっている。（連合会）

ケ 監査の実施

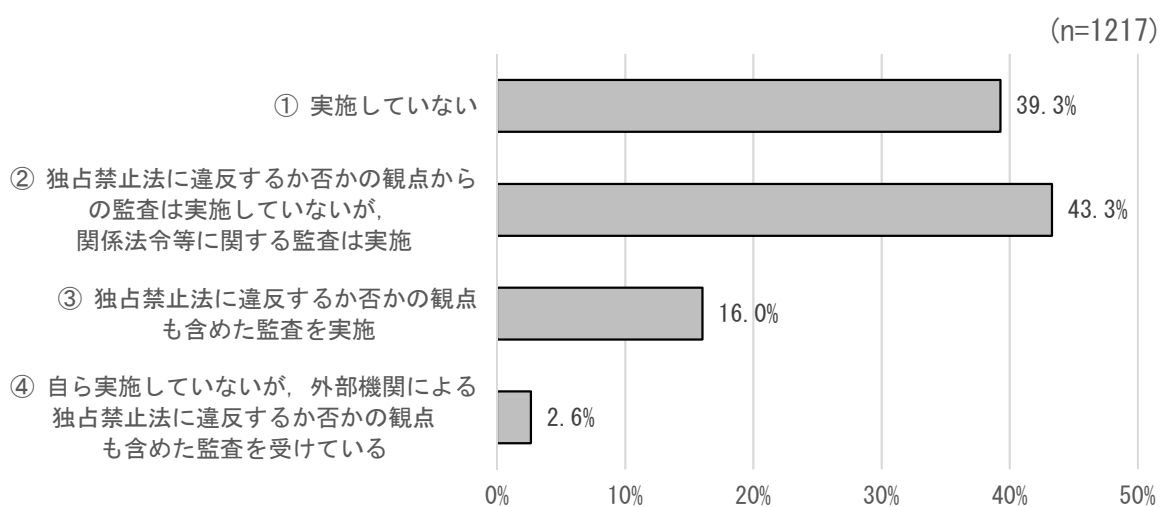
(7) 監査の実施状況

アンケート調査において、関係法令等に関する監査の実施状況について尋ねたところ、「②独占禁止法に違反するか否かの観点からの監査は実施していないが、関係法令等に関する監査は実施」との回答が43.3%と最も多く、「③独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施」との回答が16.0%であり、関係法令等に関する監査を実施している組合は6割程度であった。

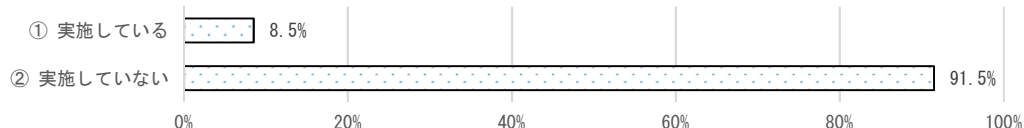
問10 監査の実施

貴組合等では、関係法令等に違反するか否かの観点からの監査（業務監査等）を実施していますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施していない【→ 問11へ】
- ② 独占禁止法に違反するか否かの観点からの監査は実施していないが、関係法令等に関する監査は実施している【→ 問11へ】
- ③ 独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施している
- ④ 自ら実施していないが、外部機関による独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を受けている



(参考：平成28年事業者団体調査 n=506)



(1) 監査による未然防止の状況

独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施している（又は外部監査を受けている。）と回答した組合に対し、当該監査により、独占禁止法に違反する可能性のある行為の未然防止に至ったことがあるかについて

て尋ねたところ、「②ある」との回答が4.6%であった。

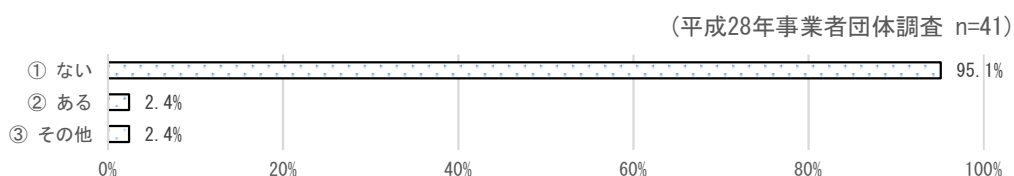
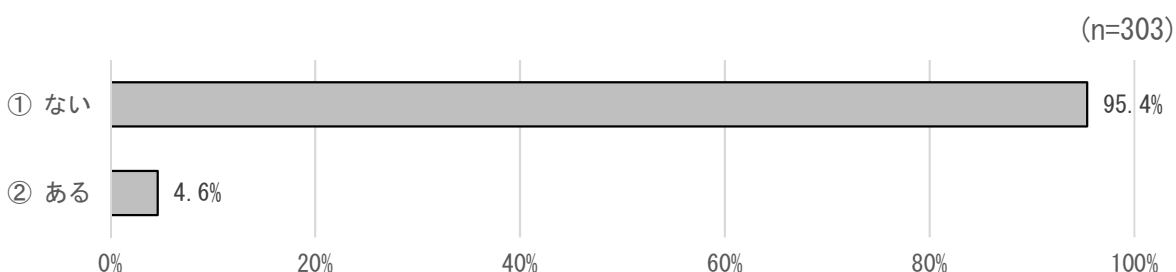
また、「②ある」の具体例として、次の回答がみられた。

- 不公正な取引方法に該当するおそれのあるものを発見したため、違反行為を未然に防止することができた。
- 監査において事務委託契約の内容が独占禁止法に抵触する可能性があるとして指摘されたため、改善を図った。
- 一部の部会の規約に、対象物を生産することが共同施設の利用条件と受け取られかねない記載が発覚したため、規約を改正した。

問10-2

監査を実施したことにより、独占禁止法に違反する可能性のある行為の未然防止に至ったことはありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① ない ② ある（どのような事例か具体的に記載してください。）



(ウ) 重点的に監査を実施している事業

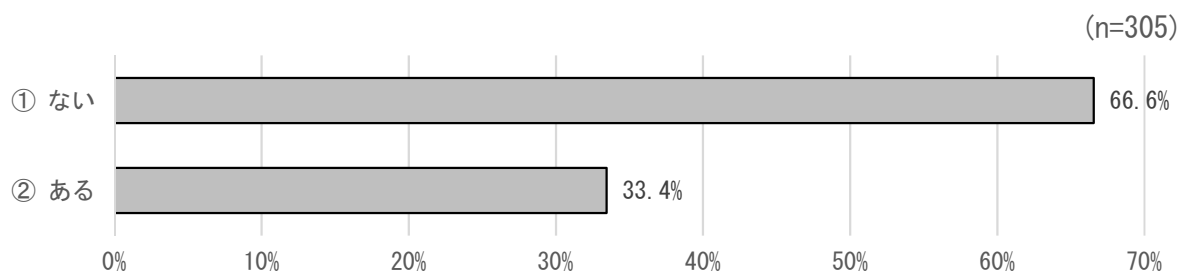
独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施している（又は外部監査を受けている。）と回答した組合に対し、特に重点的に監査を実施している共同事業等について尋ねたところ、「②ある」との回答が33.4%であった。

問10-3

当該監査において、独占禁止法の観点から特に重点的に実施している事業（注）はありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① ない ② ある（どのような事業か具体的に記載してください。）

注 2のキの選択肢において列記された共同事業などをいいます。



(I) 監査の実施における取組例（ヒアリング調査の結果）

（実施状況）

- 当組合で営む複数の共同事業のうち、販売・購買事業については特に独占禁止法を意識した監査を行っている。（単位組合）
- 各部署が自ら行う検査，監査担当部署が行う監査，監事が行う監査の3つの監査を行っており，これにより，複数の視点で違反行為の未然防止に努めている。（単位組合）
- 各部署が自ら検査を行っているほか，半年に1回，全部署を対象に監査を行っている。監査結果は代表者と監事に報告し，該当部署には改善事項を通知するとともに，フォローアップも行っている。（単位組合）

（実施方法）

- 毎年，重点テーマを定めて監査を行っているほか，独占禁止法や下請法に関する観点からも行っており，監査の結果，下請法や独占禁止法上の優越的地位の濫用に該当するおそれのある事例が発覚し，違反行為を未然に防止できたこともあった。（連合会）
- 毎年公正取引委員会から送付されてくる下請法に関する調査票を契機として，同法の観点からの監査を行っている。監査に当たっては，下請取引が相当数あるため調査票の回答に際して作成した下請事業者の名簿からサンプルを抽出して行っている。（連合会）

（業務点検リスト）

- 各部署でチェックリストを用いて自ら検査を行っており，これにより，皆が当たり前に行っている行為も独占禁止法に違反し得る旨を職員に認識させるようにしている。

当該リストの検査項目は，全部署で共通する項目と各部署の業務内容に沿って設定したもので構成しており，年1回，コンプライアンス担当部署において関係法令の改正等を踏まえて見直している。（連合会）

コ 問題発生時の対応

(7) 問題発生時の対応状況

アンケート調査において，関係法令等に違反する疑いがあるとの情報に

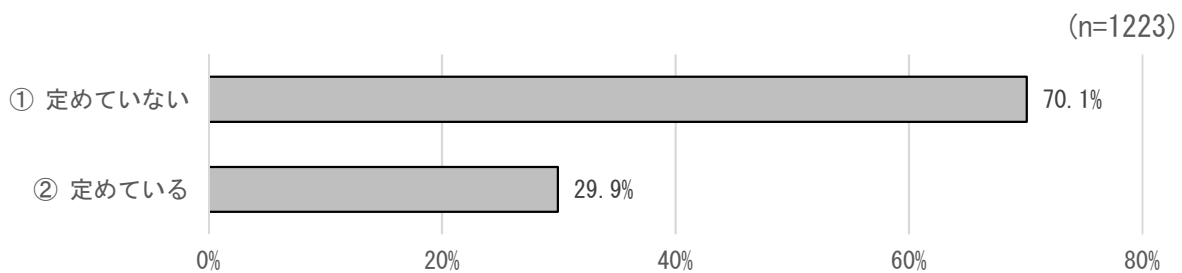
接した場合や、公正取引委員会等の関係機関による調査が開始された場合における対応方針の策定状況について尋ねたところ、「②定めている」との回答が29.9%であった。

また、「②定めている」の具体例として、総務部において、関係部署に対する調査・調査結果のとりまとめ・再発防止策の検討などを行うことになっている旨や、特に定めていないが、不測の事態が発生した場合には、情報収集や分析を行うとともに、必要に応じて顧問弁護士に相談した上で、理事会等で対応方針を検討している旨の回答がみられた。

問11 有事への対応

貴組合等では、自らの行為が独占禁止法に限らず法令等に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、当該疑いがあるとして公正取引委員会等の関係機関による調査が開始された場合において、あらかじめ採るべき対応方針を定めていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 定めていない ② 定めている（対応方針の内容を具体的に記載してください。）



(イ) 問題発生時の対応における取組例（ヒアリング調査の結果）

（対応の流れなど）

- リスク対応のマニュアルを策定し、冊子化して全役職員に配布している。当該マニュアルには、リスク発生時からの対応の流れをフロー図で示している。（連合会）
- コンプライアンスに関する規程において、独占禁止法違反のおそれのある行為が発生した際には、その原因の調査や分析を行うことや、当該行為の再発防止策を講じることを定めている。（連合会）
- 不祥事の発生時には、コンプライアンス委員会を開催し、対応方針を検討することになっている。（連合会）

（工夫した点）

- 不祥事への対応に当たっては、不祥事に関する情報を集約したシステムを活用している。不祥事が発生した場合に、当該システムに当該情報を登録することで、各部署の担当者などコンプライアンスに携わる関係者間で情報共有を図っている。また、当該システム上で、改善の指示や改善措置後の報告も行えることになっており、これによりスムーズな対応につながっていると考えている。（連合会）

(効果)

- 監査により、下請法に違反するおそれのある行為（支払遅延）が発覚したため、不利益を与えた下請事業者の被害を回復するなど適正な措置を講じた上で、公正取引委員会に対して自主的に報告を行ったことがあり、その際には、再発防止策として、役職員向けの研修を行って周知徹底を図ったり、有識者も交えた委員会を設置して原因分析や再発防止策の策定等を行った。（連合会）

3 組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援

(1) 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

ア 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援状況

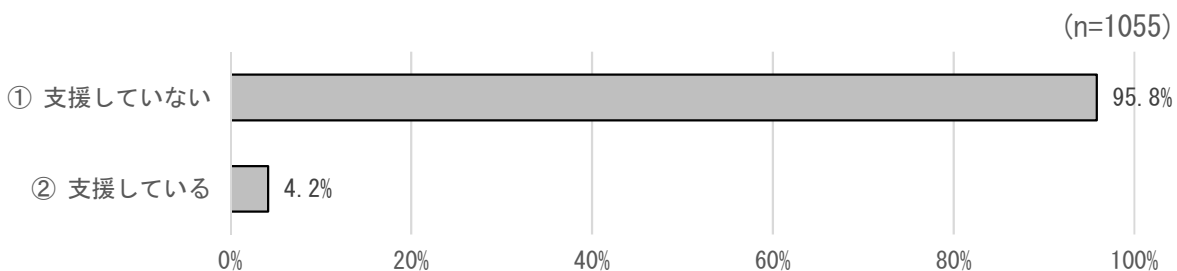
アンケート調査において、組合員の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援しているかについて尋ねたところ、「②支援している」との回答が4.2%であった¹⁹。

また、「②支援している」の具体例として、中央会等の支援機関や関係団体などからマニュアルの雛形を示されるとともに、相談対応のための部署を案内されているなどの回答がみられた。

問14 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

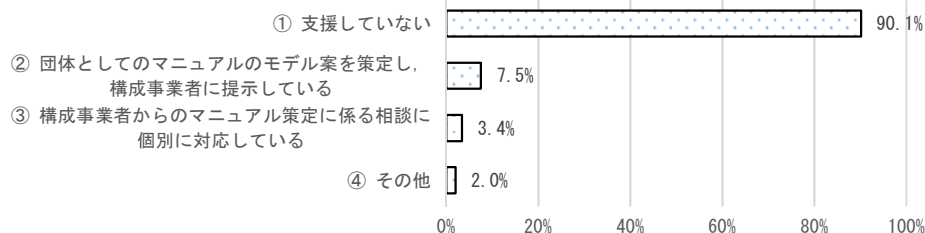
貴組合等では、組合員の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 支援していない ② 支援している（支援内容を具体的に記載してください。）



¹⁹ 支援していないとの回答が多くみられたが、これは、中央会等の支援機関が組織されている場合には、当該機関において組合に対する指導事業等が行われることになっていることに起因しているものと考えられる。

(参考：平成28年事業者団体調査 n=493)



イ 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援における取組例（ヒアリング調査の結果）²⁰

（マニュアルの雛形提示）

- コンプライアンス・マニュアルの策定について組合員から相談を受けた場合には、当組合のマニュアルを示したり、関係団体の担当部署を案内する形で支援している。（単位組合）
- 組合員に対する指導事業の一環として、組合員がコンプライアンス・マニュアルの雛形をダウンロードできるようにして、その作成を働きかけるとともに、組合員は当会の顧問弁護士に相談できるようにしている。（連合会）

（整備状況の確認）

- 毎年、組合員に対して監査を実施しており、コンプライアンス・マニュアルやプログラムの整備状況を確認している。（連合会）

(2) 組合員に対するその他の独占禁止法コンプライアンスに関する支援における取組例

問15 その他の組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援

問14のほか、独占禁止法コンプライアンスに関して組合員に対する支援を行っている場合には、その内容等について具体的に記載してください。

アンケート調査において、前記(1)の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援のほか、組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援状況について尋ねたところ、独占禁止法違反事件等の概要をとりまとめて会報に掲載して組合員に注意喚起しているなどの回答がみられた。

²⁰ 組合から組合員に対する支援のほか、中央会等の支援機関から組合に対する支援も含む（後記(2)についても同じ。）。

当該設問に関するヒアリング調査では、次の取組例がみられた。

(研修)

- 中央会等の支援機関において、県下の組合の管理職を対象に、半年程度かけて順々に研修会が開催されている。当該研修会では、事業ごとに様々なコースが用意されており、経済事業に関するコースでは独占禁止法に関する説明も行われている。(連合会)
- 組合員から要望があれば、組合員主催の研修会に講師を派遣している。(連合会)
- 外部講師を招いて開催した組合員向けの研修会では、あらかじめ組合員と共有したい事項に関して講師に質問しておき、研修会当日に講師から回答してもらう形で組合員との共有に努めている。また、研修時における当該質問に関する実際のやり取りについては、業界紙にも取り上げてもらったため、業界全体における理解も深まった。(連合会)
- 関係団体が主催する研修会に積極的に参加して情報の入手に努めており、そこで得られた資料は役員に展開するほか、組合員にも必要な内容があれば、研修内容についてテープ起こしを行った上で当会の機関紙に掲載して周知している。(連合会)
- 関係団体が主催する研修会に参加し、説明された内容は必要に応じて組合員とも共有している。改めて組合員向けの研修会を開催しているわけではないものの、総会など組合員が集まるタイミングにおいて、当該研修会の資料のうち組合員にとって必要な部分を抜粋した資料を用いて、代表者から直接組合員に対して問題例について具体的に説明している。(単位組合)

(その他)

- 中央会等の支援機関では、コンプライアンス・マニュアルやプログラムの雛型のほか、独占禁止法に関するパンフレットや、同法やガイドラインの内容を分かりやすく解説したDVDを作成して組合に配布している。(連合会)
- コンプライアンスに関する相談窓口を設置して、当該窓口の利用を組合員に働きかけている。(連合会)
- 組合員に対しては、関係法令等に関する講習会を開催したり、相談対応の状況を取りまとめた質疑応答集を月1回配布して疑問点を共有している。(単位組合)
- 中央会等の支援機関では、関係法令、ガイドライン等の策定や改正のたびに、組合に対してメルマガや機関紙を通じてその内容を周知している。(連合会)
- 中央会等の支援機関からは、他の組合における取組の好事例を共有してもらっており、これを参考にして取組を進めている。(単位組合)
- 総会など組合員が集まった際には、代表者自ら組合員に対して、独占禁止法等の関係法令の改正内容や、問題となる事例について具体的に示しながら

周知している。(単位組合)

- 当業界は、製品の性質上独自性を打ち出すことが困難なものであって利益率が低いという事情があるため、組合員において独占禁止法違反が発生しやすい状況にある。そのため、各種会議の開催時など機会あるたびに組合員に対して独占禁止法違反の未然防止を働きかけている。(単位組合)
- 当組合と各組合員とのコンプライアンスに関する連絡体制を密にすることを目的に、各組合員にはコンプライアンス担当者を選任してもらっている。当該担当者は、当組合と組合員間におけるコンプライアンス体制の中核として、関係法令の情報が得られる各種会議に出席したり、内部へのコンプライアンスに関する情報の周知等を行っている。このような取組により、各組合員の独占禁止法コンプライアンスに関する意識が向上した。(単位組合)

4 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

問18 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスを推進する上で感じている課題について、具体的に記載してください。

アンケート調査において、独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題について尋ねたところ、次の回答がみられた。

(専門的な知見の欠如に関する課題)

- 法務関連の部署や独占禁止法に精通している担当者がおらず、より内容の深い研修を実施できていないため関係団体や専門家等の支援が必要であると考えている。
- 独占禁止法は身近な法律ではなく内容も理解しにくく専門的な知識もないため、どのように取り組んでいけばよいのか分からない。

(取組の継続に関する課題)

- 当組合の役員は組合員からの出向者で占められており3年で異動してしまい、これにより独占禁止法への理解度が下がってしまうため、定期的に研修を実施していくことが課題である。
- 事業範囲が多岐にわたり関連する法令が多いため、独占禁止法に関する研修を定期的に実施していくことは困難である。

(役職員の遵守意識の醸成に関する課題)

- 独占禁止法コンプライアンスを推進していくには全ての役職員が自らの課題と認識して取り組んでいく必要があるが、同法を遵守する意識が浸透していない。

当該設問に関するヒアリング調査では、次の回答がみられた。

(人員や予算に関する課題)

- 事務局の職員が2名と少ない中で、各委員会が毎月のように開催されており、この事務作業による負担が大きい。事務局の役割として、組合員とコミュニケーションをとってその意見等を踏まえて独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいかねばならないと考えてはいるが、そこまで手が回らない状況にある。(連合会)
- 正直、独占禁止法に関する研修会を自前で開催するには、十分な知見がないため困難であるが、外部機関から講師を派遣してもらうための資金もない。(連合会)

(取組の継続に関する課題)

- 現在の各組合員の代表者は、独占禁止法違反によって影響を受けた者ばかりなので、独占禁止法コンプライアンスに関する意識が強いものの、次世代では当該意識が希薄になってしまいかねないことを懸念している。そのため、各種会議での注意喚起等による啓蒙活動などこれまでの取組を継続していくことで、現状の意識を維持していきたい。(単位組合)
- コンプライアンス体制や関係規程といった仕組みは一通り整備できたが、当該仕組みが形骸化してしまわないよう、取組を継続していくことが課題である。(連合会)

(優先度に関する課題)

- コンプライアンスという観点からいえば、独占禁止法に関する事項のほか、ハラスメントや反社会勢力との関係など取り組むべき事項が多いところ、独占禁止法コンプライアンスについては当業界で独占禁止法違反事件が発生していないこともあって、どうしても取組の優先度が低くなってしまふ。担当職員が限られている中でいかにして効率的に取組を進めていけるのかという点が課題である。(連合会)
- 複数の共同事業を実施しているが、必ずしも全ての事業において独占禁止法が関係してくると思えない。そのため、全役職員向けの研修を実施しているところではあるが、参加者の関心の度合いは区々であり必ずしも効果的なものとはなっていない。今後は、どの事業において独占禁止法が重要なのかという点を整理した上で、同法の研修対象を絞り込み、より効果的な研修につなげていきたい。(単位組合)

(その他)

- ヘルプラインを設置したものの利用実績がほとんどないため、いかに周知して利用を促していくかが課題である。(単位組合)
- 起こり得る事態を想定して対応していかなければならないが、当会の事業範

- 困は多岐にわたるため、想定すべき事項も広範なものになってしまう。(連合会)
- 勉強会を開催するに当たって、事業者団体ガイドラインを分かりやすく解説したものや、過去の相談事例を簡潔にまとめたものがあると有り難い。関心を持つ人と持たない人では知識の濃淡があるので、必要最低限の知識を習得できるようなツール（関心がなくても、せめてこれだけは読んでおけばといえるようなパンフレットなど）があると有り難い。(連合会)

5 独占禁止法に関する認識等

(1) 独占禁止法に関する認識

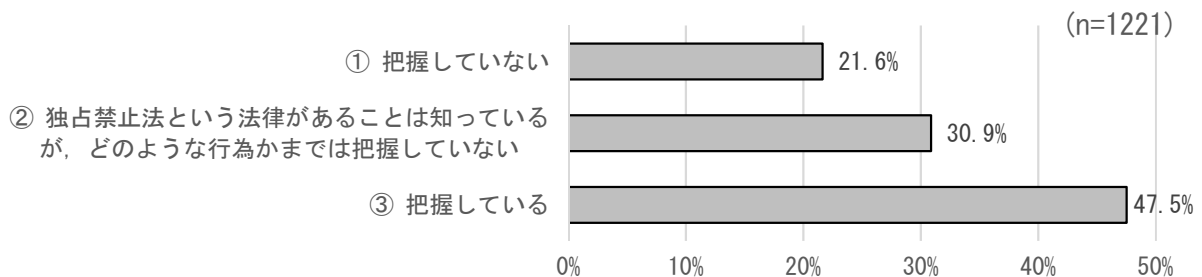
ア 独占禁止法に関する認識状況

アンケート調査において、独占禁止法上問題となるおそれのある行為がどのような行為であるかを把握しているかについて尋ねたところ、「③把握している」との回答が47.5%と最も多かった。

問16 独占禁止法違反行為への認識

貴組合等では、独占禁止法上問題となるおそれのある行為がどのような行為なのかについて、把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問17へ】
- ② 独占禁止法という法律があることは知っているが、どのような行為かまでは把握していない【→ 問17へ】
- ③ 把握している



イ 独占禁止法上問題となるおそれのある行為として認識している行為類型

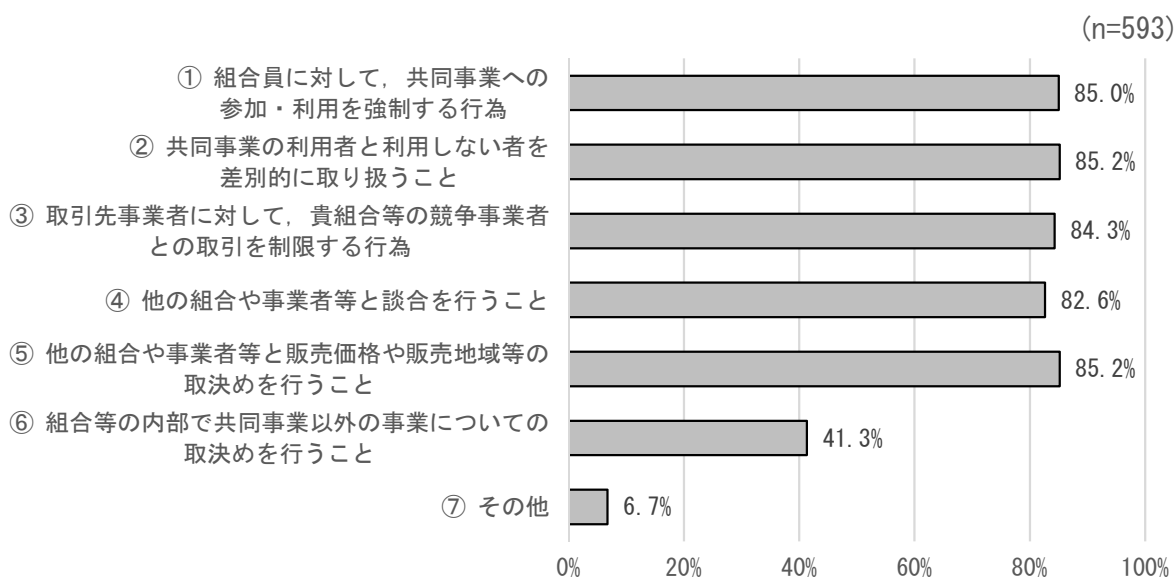
独占禁止法上問題となるおそれのある行為がどのような行為であるかを把握していると回答した組合に対し、その行為の内容について尋ねたところ、選択肢①～⑤の回答がいずれも8割超であった。

そのほか、「⑦その他」では、優越的地位の濫用や不当廉売などに関する回答がみられた。

問16-2

貴組合等では、どのような行為が独占禁止法上問題となるおそれのある行為であると考えていますか。次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 組合員に対して、共同事業への参加・利用を強制する行為
- ② 共同事業の参加・利用する組合員と、参加・利用しない組合員との間で差別的な取扱いを行うこと
- ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）に対して、貴組合等の競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④ 他の組合や事業者等との間で、談合（受注者の取決め）を行うこと
- ⑤ 他の組合や事業者等との間で、販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥ 組合等の内部において、共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）



(2) 独占禁止法適用除外制度に関する認識

ア 独占禁止法適用除外制度に関する認識状況

アンケート調査において、適用除外制度²¹⁾の内容を把握しているかについて尋ねたところ、一定要件を満たした組合の行為について独占禁止法の適用が免除されることに加えて、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象外となることも把握しているとの回答が22.5%であった。

問17 独占禁止法適用除外制度

組合等では、独占禁止法適用除外制度（注）の内容について、把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問18へ】
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問18へ】
- ③ 当該制度において、一定の要件を満たした組合の行為について独占禁止法の適用が免除されることを把握している

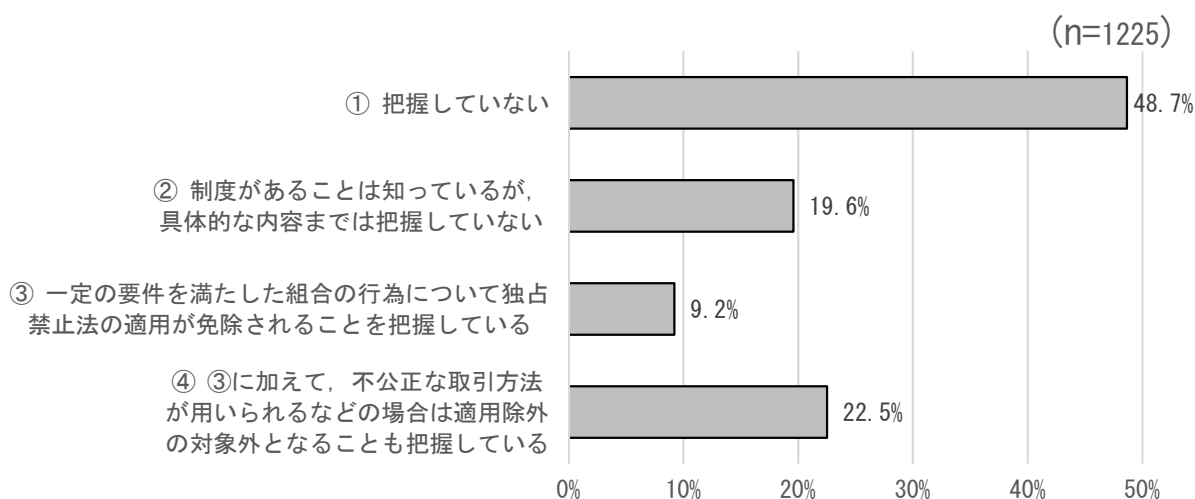
²¹⁾ 一定の要件を満たす組合の行為は独占禁止法の適用が除外されているが、組合が①不公正な取引方法を用いる場合、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることになる場合、③他の組合や事業者等と共同して価格や数量の制限等を行う場合は、適用除外の対象とはならない（参考資料2）。

④ 当該制度において、上記の選択肢③に加えて、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象外（独占禁止法の適用を受ける）となることも把握している

注 適用除外制度の内容

ア 組合員のために行われる共同事業といった組合の行為は、一定の要件（組合員の加入脱退が自由であるなど）を備え、かつ、法律に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が免除されます。

イ ただし、当該組合の行為が、不公正な取引方法を用いる（例えば、組合員に対して共同事業への参加・利用を強制したり、取引先事業者に対して競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど競争事業者との取引を制限する行為など）などの場合は、適用除外の対象外となります。



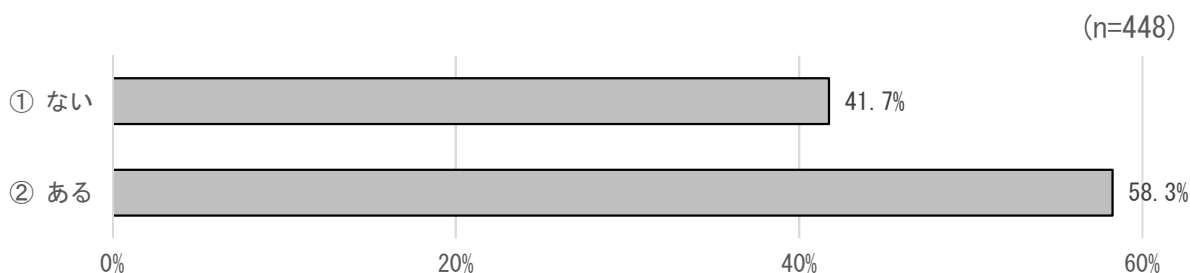
イ 独占禁止法適用除外制度の周知状況

適用除外制度の内容を把握していると回答（問17の選択肢③・④）した組合に対し、当該制度の役職員等への周知状況について尋ねたところ、「②ある」との回答が58.3%であった。

問17-2

貴組合等では、独占禁止法適用除外制度について役職員や組合員等に対して周知・説明したことがありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

① ない【→ 問18へ】 ② ある

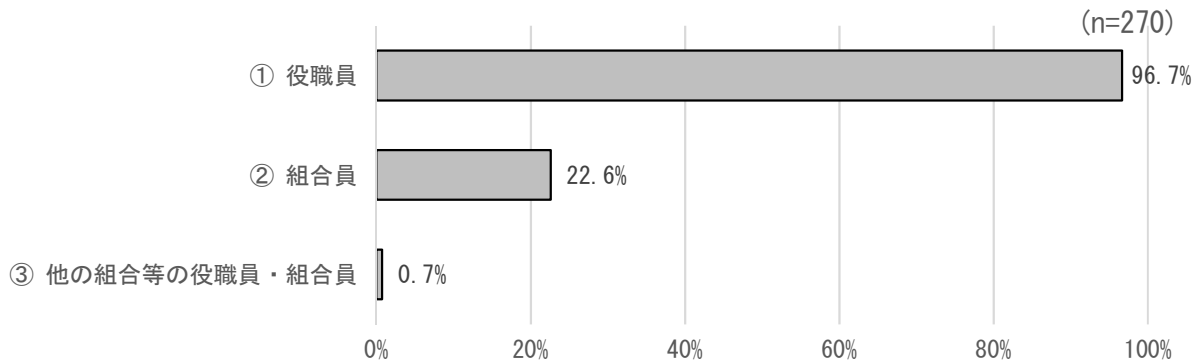


また、適用除外制度の内容を把握していると回答（問17の選択肢③・④）した組合に対し、当該制度の周知対象について尋ねたところ、「①役職員」との回答が96.7%であり、次いで「②組合員」であった。

17-3

周知・説明の対象について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 役職員 ② 組合員 ③ 他の組合等の役職員・組合員



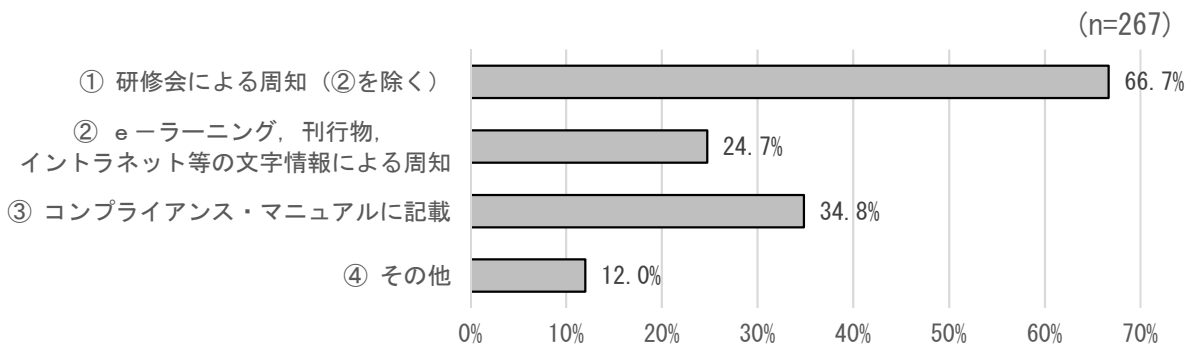
さらに、適用除外制度の内容を把握していると回答（問17の選択肢③・④）した組合に対し、当該制度の周知方法について尋ねたところ、「①研修会による周知」との回答が66.7%と最も多く、次いで「③コンプライアンス・マニュアルに記載」との回答が34.8%であった。

そのほか、「④その他」では、自己点検のためのチェックリストに適用除外制度に関する項目を設けている旨の回答や、グループ内の資格試験において、適用除外制度の内容や当該制度の対象外になる事項を問題として取り上げている旨の回答がみられた。

問17-4

周知・説明の方法について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 研修会による周知（②を除きます。）
 ② e-ラーニング、刊行物、イントラネット等の文字情報による周知
 ③ コンプライアンス・マニュアルに記載
 ④ その他（具体的に記載してください。）



ウ 独占禁止法適用除外制度の周知状況における取組例（ヒアリング調査の結果）

- コンプライアンス・マニュアルにおいて、Q&A形式で違反事例を掲載

して独占禁止法の適用除外を受けないケースがあり得る旨を周知している。
(連合会)

- 適用除外制度については機関紙や理事会等で周知している。出席した組合員に対しては理事会等での連絡事項を持ち帰って研修等によって内部での周知を図るよう働きかけている。(連合会)
- 関係団体が作成したパンフレットには、適用除外制度や当該制度の対象外となる事項も含めて記載されており、当組合ではこれにより周知している。(単位組合)

(3) 課徴金減免制度（リニエンシー）の利用等

ア 課徴金減免制度に関する認識状況

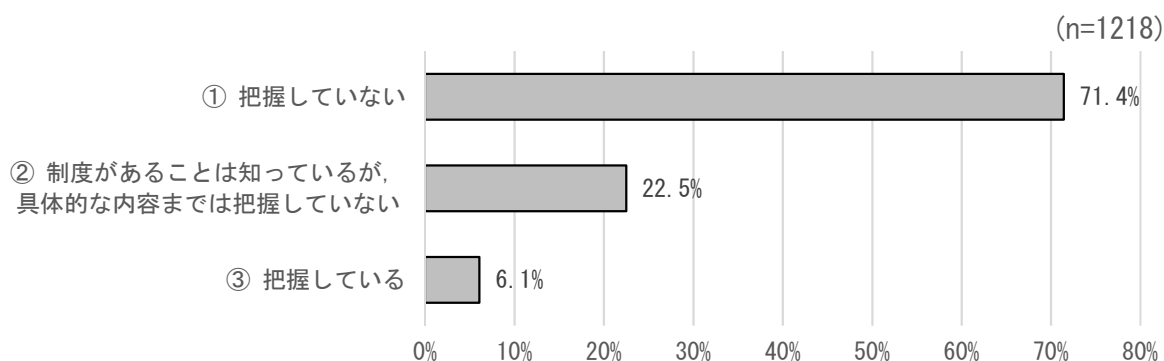
アンケート調査において、課徴金減免制度²²⁾の内容の把握状況について尋ねたところ、「③把握している」との回答が6.1%であった。

問12 課徴金減免制度（リニエンシー）の利用

貴組合等では、課徴金減免制度（注）の内容を把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問13へ】
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問13へ】
- ③ 把握している

注 課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合に課徴金が減免される制度。



イ 課徴金減免制度の利用予定

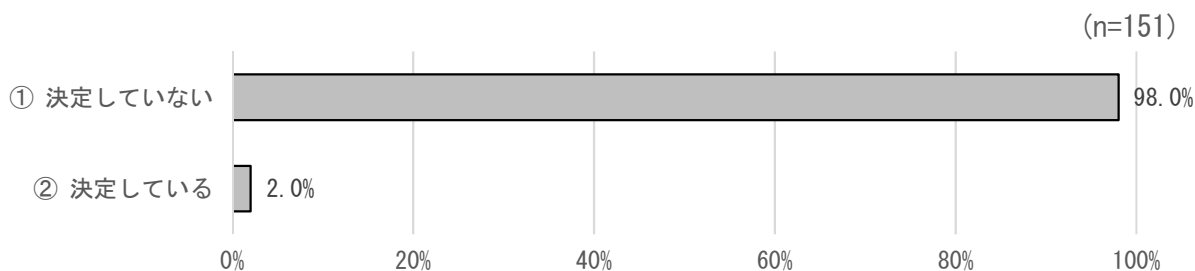
課徴金減免制度の内容を把握していると回答した組合に対し、自らの行為が独占禁止法に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、当該疑いがあるとして公正取引委員会による調査が開始された場合において、課徴金減免制度を利用することを決定しているかについて尋ねたところ、「②決定している」との回答が2.0%であった。

²²⁾ 課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合に課徴金が減免される制度。

問12-2

自らの行為が独占禁止法に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、当該疑いがあるとして公正取引委員会による調査が開始された場合において、貴組合等の役職員が独占禁止法違反行為に関与した可能性が高いと判断される場合に課徴金減免制度を利用することを貴組合等で決定していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 決定していない ② 決定している



(4) 確約手続の利用

ア 確約手続に関する認識状況

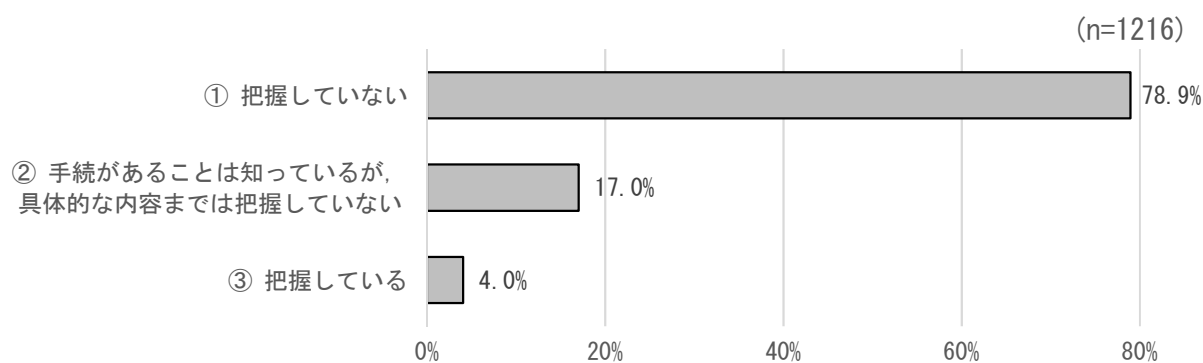
アンケート調査において、確約手続²³の内容の把握状況について尋ねたところ、「③把握している」との回答が4.0%であった。

問13 確約手続の利用

貴組合等では、確約手続（注）の内容を把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問14へ】
② 手続があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問14へ】
③ 把握している

注 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者等との間の合意により自主的に解決するための手続。



イ 確約手続の相談予定

確約手続の内容を把握していると回答した組合に対し、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による調査が行われた場合において、確約

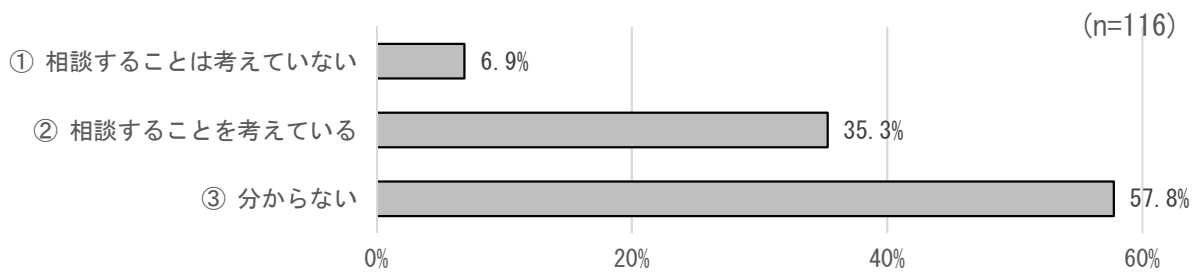
²³ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者等との間の合意により自主的に解決するための手続。

手続に付すことを希望する旨の申出を行うなど、当該手続に関して公正取引委員会に相談することを考えているかについて尋ねたところ、「②相談することを考えている」との回答が35.3%であった。

問13-2

貴組合等に対して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による調査が行われた場合には、確約手続に付すことを希望する旨の申し出等、確約手続に関して公正取引委員会に相談することを考えていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 相談することは考えていない ② 相談することを考えている ③ 分からない



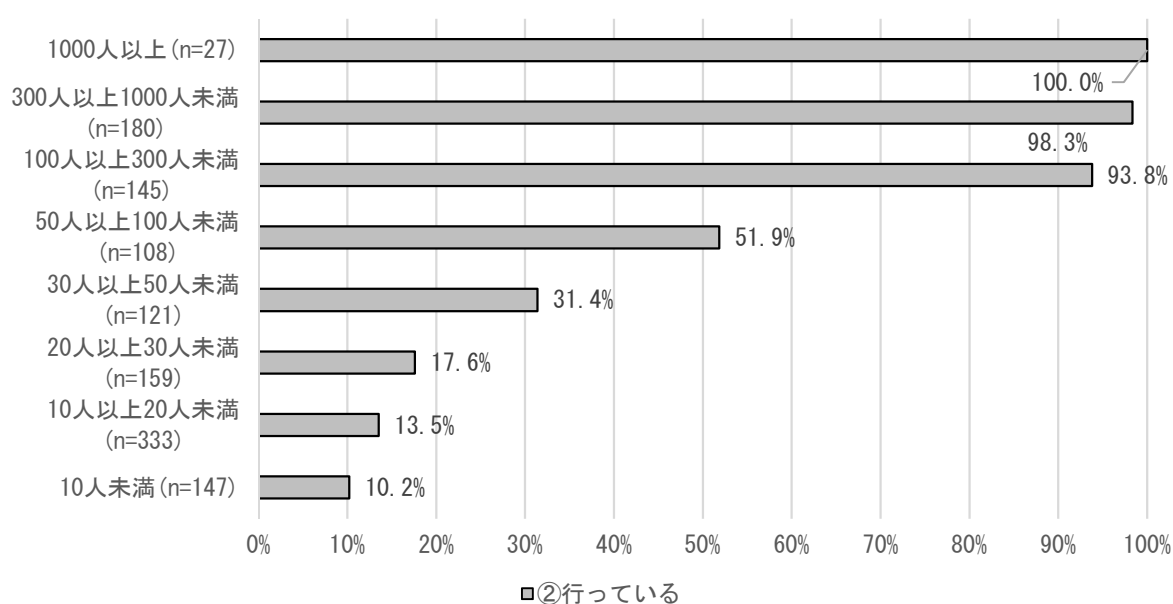
6 組合の規模等による分析（クロス集計）

アンケート調査の結果について、組合の規模（役職員数）等による分析を行ったところ、その主な設問の結果は次のとおりである（詳細な集計結果は別添資料②を参照）。

(1) 組合の役職員数による分析

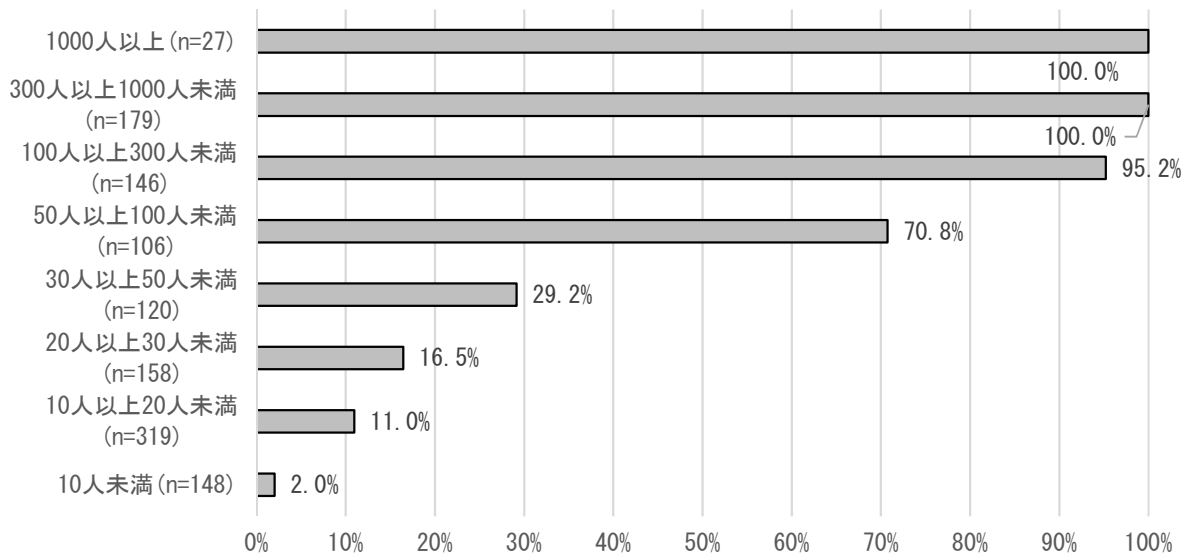
ア 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無（問1）

独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っているとは回答した組合の役職員数別の割合は、役職員数が1,000人以上の組合において100%であるなど、役職員数が多い組合ほど割合が高い傾向にあり、また、30人以上50人未満の組合において31.4%であるなど、50人未満の各階層の割合は4割に満たなかった。



イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況（問3）

法務・コンプライアンス担当部署を組合内に設置（専任・兼務を問わず）している又は担当者がいるとは回答した組合の役職員数別の割合は、役職員数が300人以上1,000人未満の組合において100%であるなど、役職員数が多い組合ほど割合が高い傾向にあり、また、30人以上50人未満の組合において29.2%であるなど、50人未満の各階層の割合は3割に満たなかった。

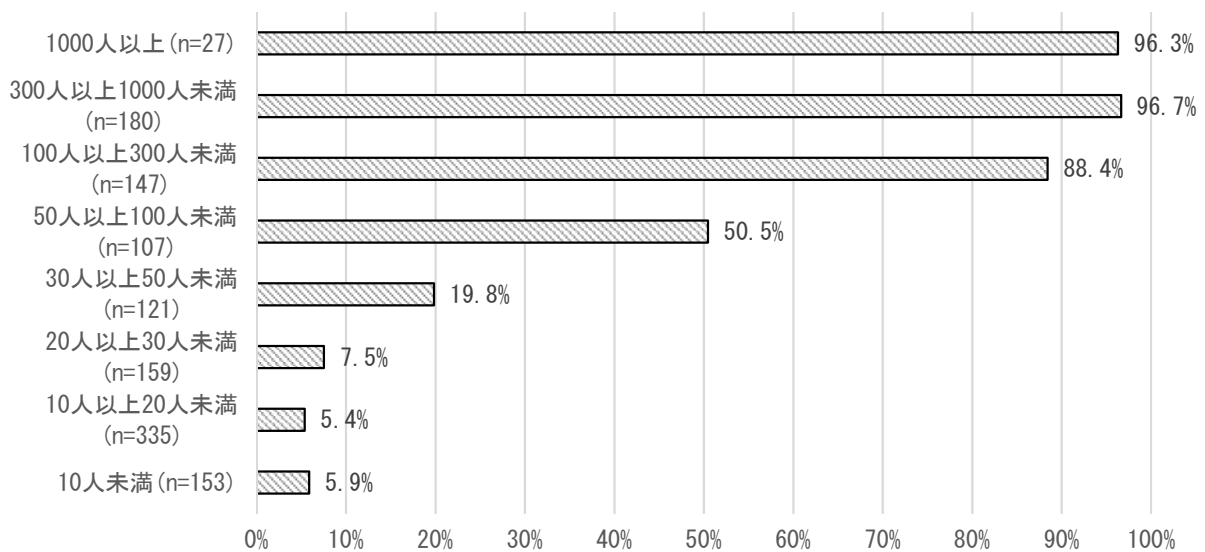


- ②組合等内に設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当）
- +③組合等内に設置している（総務担当部署等が法務・コンプライアンス業務を兼務）
- +④組合等内に担当部署は設置していないものの、法務・コンプライアンス業務を担う担当者は置いている

注 上記グラフは、問3の選択肢のうち、②、③、④の回答数を集計したものです。

ウ コンプライアンス・マニュアルの策定状況（問7）

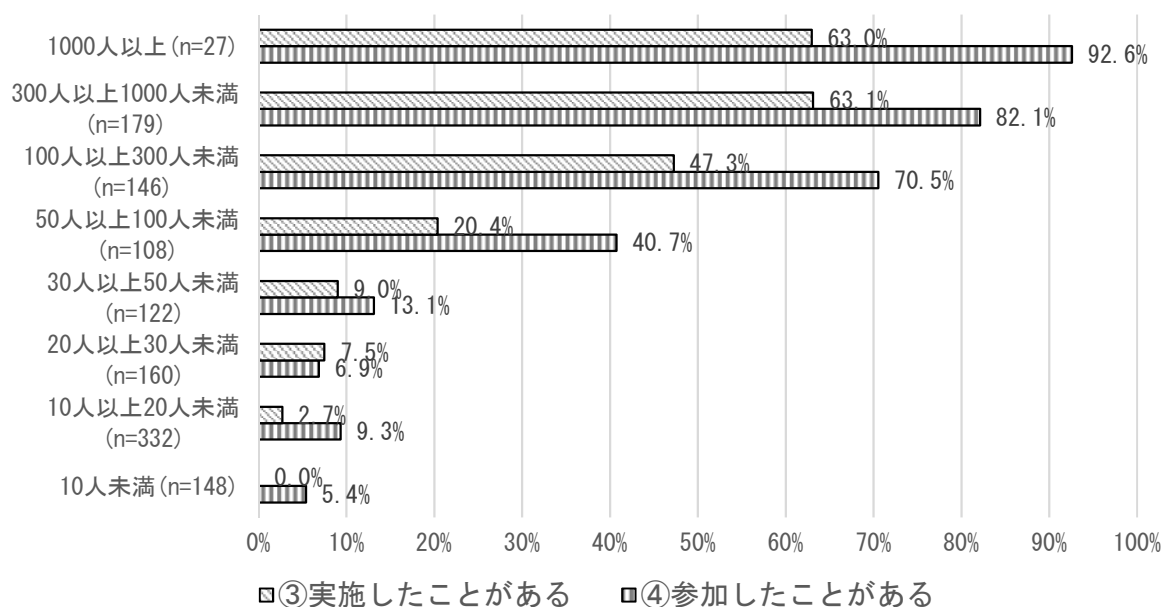
独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した組合の役職員数別の割合は、役職員数が300人以上1,000人未満の組合において96.7%であるなど、役職員数が多い組合ほど割合が高い傾向にあり、また、30人以上50人未満の組合において19.8%であるなど、50人未満の各階層の割合は2割に満たなかった。



- ③独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定している

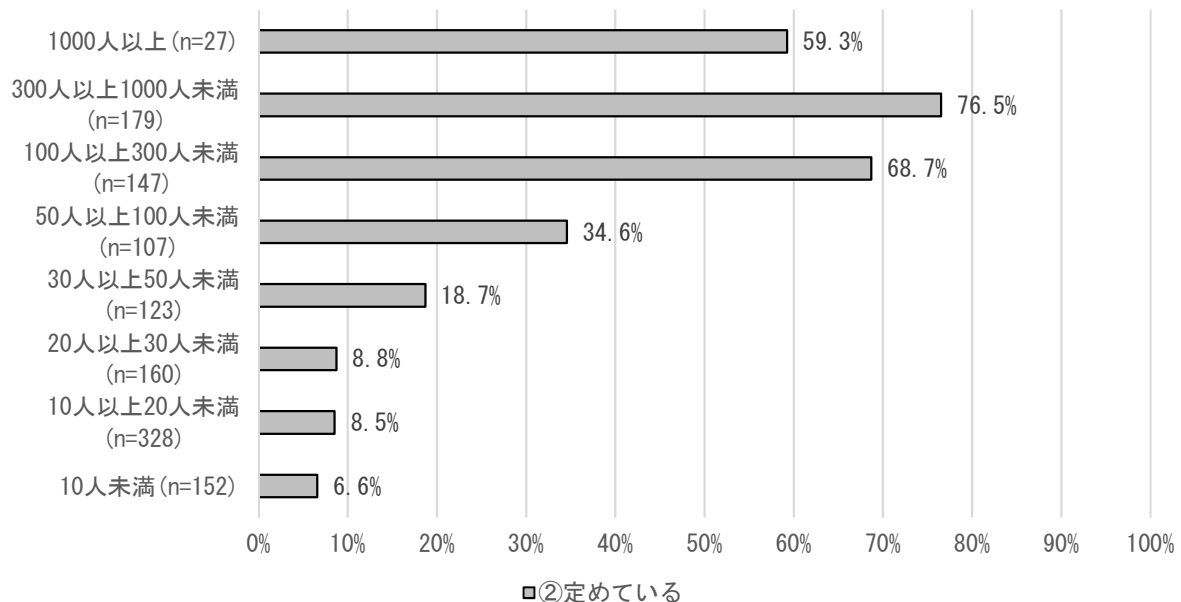
エ 研修の状況（問8）

過去3年間における独占禁止法に関する研修を実施（又は外部研修に参加）したことがあると回答した組合の役職員数別の割合は、役職員数が1000人以上の組合において63.0%（外部研修の参加割合は92.6%）であるなど、役職員数が多い組合ほど割合が高い傾向にあり、また、100人未満の組合における実施割合は6.2%であった。（外部研修の参加割合は12.6%であった。）。



オ 問題発生時の対応（問11）

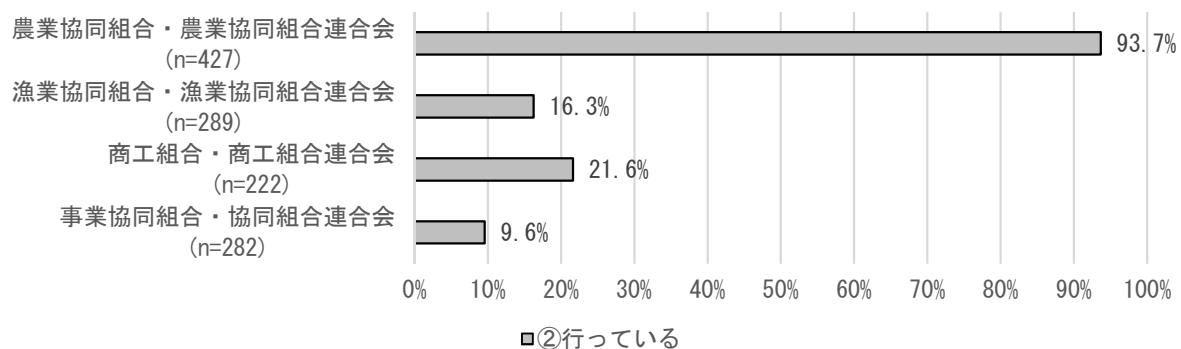
関係法令等に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、公正取引委員会等の関係機関による調査が開始された場合における対応方針を定めていると回答した組合の役職員数別の割合は、役職員数が50人以上100人未満の組合において34.6%であるなど、100人未満の各階層の割合は4割に満たなかった。



(2) 組合種別による分析

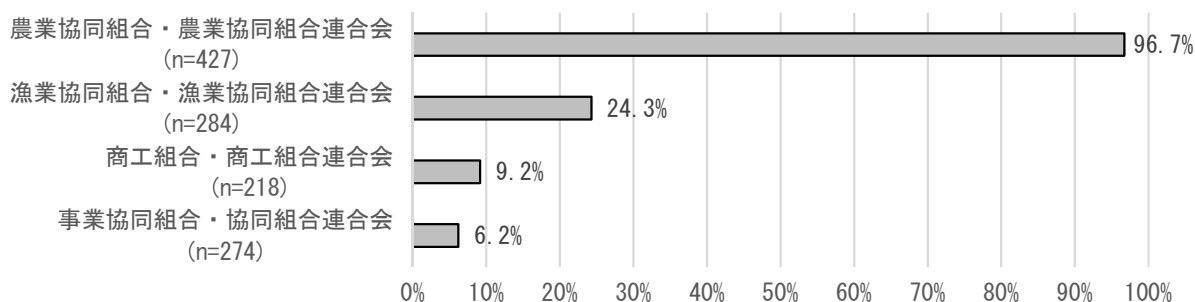
ア 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無（問1）

独占禁止法コンプライアンスに関して取組を行っているとは回答した組合の種類別の割合は、農業協同組合及び同連合会において93.7%であったものの、それ以外の組合の割合は3割に満たなかった。



イ 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況（問3）

法務・コンプライアンス担当部署を組合内に設置（専任・兼務を問わず）している又は担当者がいると回答した組合の種類別の割合は、農業協同組合及び同連合会において96.7%であったものの、それ以外の組合の割合は3割に満たなかった。

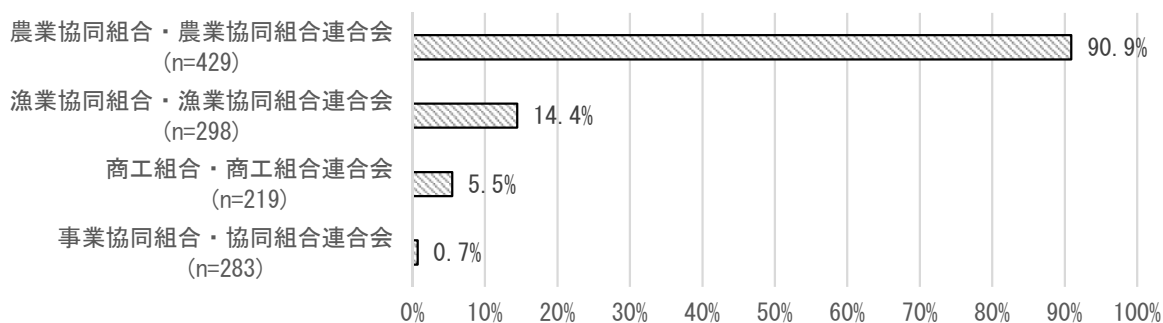


- ②組合等内に設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当）
- +③組合等内に設置している（総務担当部署等が法務・コンプライアンス業務を兼務）
- +④組合等内に担当部署は設置していないものの、法務・コンプライアンス業務を担う担当者は置いている

注 上記グラフは、問3の選択肢のうち、②、③、④の回答数を集計している。

ウ コンプライアンス・マニュアルの策定状況（問7）

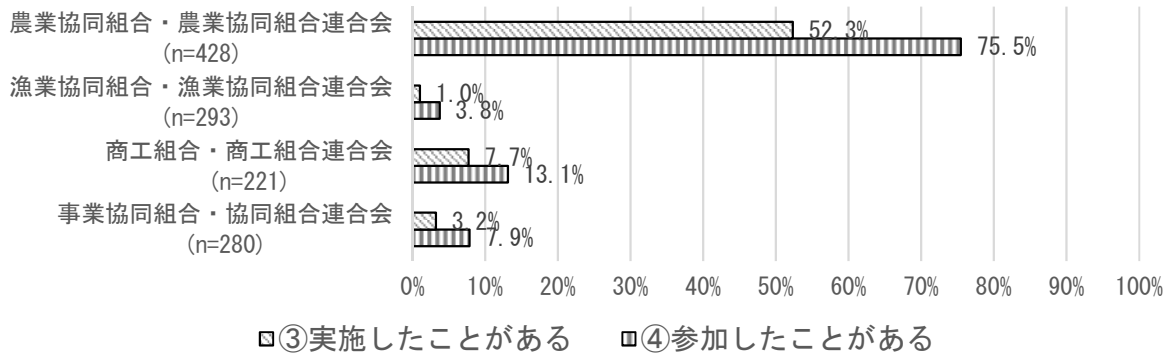
独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定していると回答した組合の種類別の割合は、農業協同組合及び同連合会において90.9%であったものの、それ以外の組合の割合は2割に満たなかった。



- ③独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定している

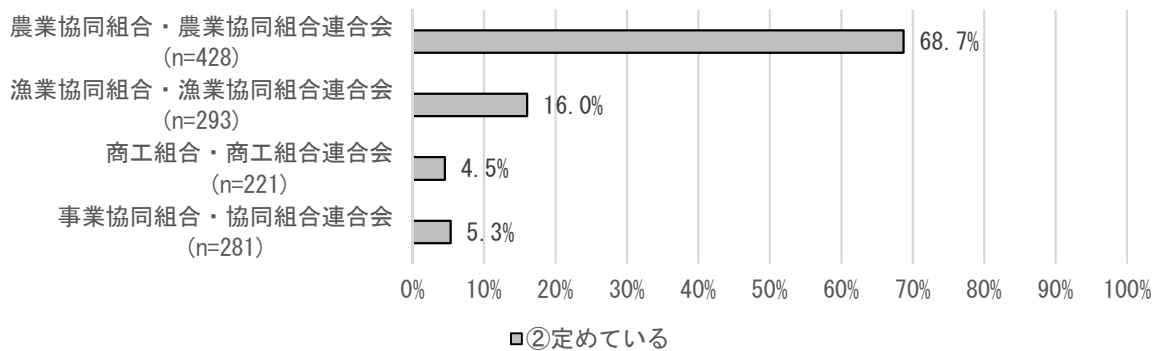
エ 研修の状況（問8）

過去3年間ににおける独占禁止法に関する研修を実施（又は外部研修に参加）したことがあると回答した組合の種類別の割合は、農業協同組合及び同連合会において52.3%（外部研修の参加割合は75.5%）であったものの、それ以外の組合の割合は1割に満たなかった（外部研修の参加割合は2割に満たなかった。）。



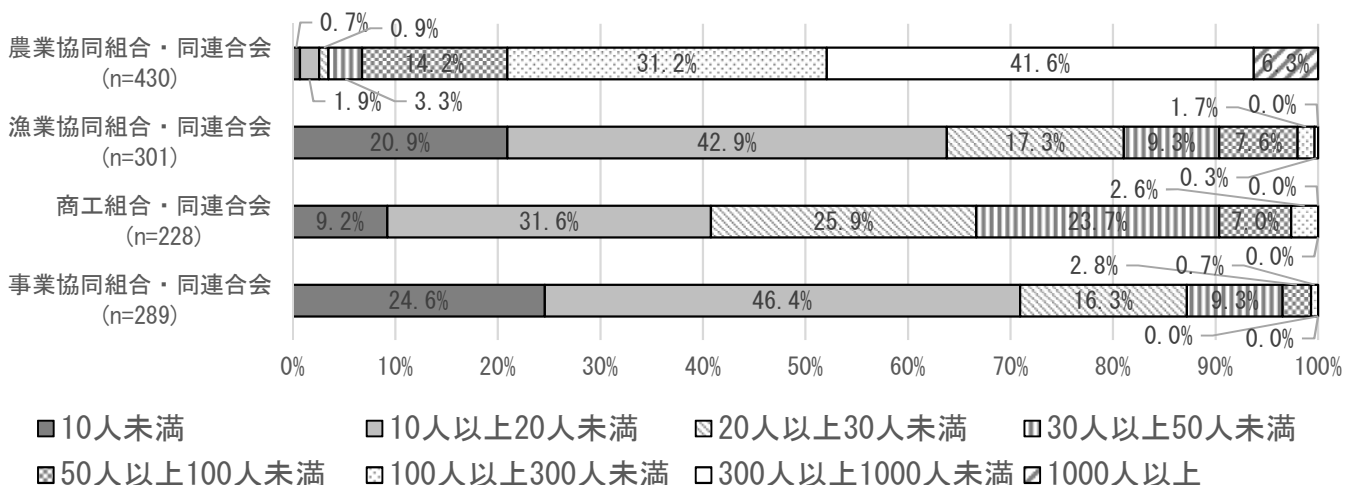
オ 問題発生時の対応（問11）

関係法令等に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、公正取引委員会等の関係機関による調査が開始された場合における対応方針を定めていると回答した組合の種類別の割合は、農業協同組合及び同連合会において68.7%であったものの、それ以外の組合の割合は2割に満たなかった。



参考 組合の種類ごとの役職員数の構成割合

各種別における役職員数の構成割合をみると、農業協同組合及び同連合会では300人以上1,000人未満の割合が最も多く（41.8%）、それ以外の種類の組合では10人以上20人未満の割合が最も多く、農業協同組合及び同連合会が他の種類の組合に比べて、役職員数が多い傾向にあった。



第3 組合における独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて

1 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の実態等

(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の実態

ア 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無

前記第2の2(1)のとおり、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている組合は4割強であった。

また、前記第2の6のとおり、組合の規模（役職員数）別にみると、全般的に、規模の大きい組合ほど独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている割合が高い傾向がみられた。

イ 取組が進まないことの要因

前記第2の2(2)のとおり、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由として、問題が発生していないことを挙げる組合が最も多かったほか、取り組む体制（人員の不足、予算の制約等）がないこと、専門知識の欠如によりどう取り組めばよいのか分からないことを挙げる組合もあった。

ウ 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機等

前記第2の2(3)のとおり、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機として、中央会等の支援機関から促されて取組を行っていることを挙げる組合が最も多かった。

また、取組を行うに当たって参考にしたものとして、中央会等の支援機関の作成資料等であることを挙げる組合が最も多かった。

このように、独占禁止法コンプライアンスを進めていく上で、中央会等の支援機関や関係団体による働きかけが有効であることがうかがわれる²⁴。

エ 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

前記第2の4のとおり、独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題については、人員の不足や予算の制約、専門的知識の欠如、優先度の低さなどが挙げられていた。

(2) 独占禁止法に関する認識の実態等

ア 独占禁止法に関する認識

前記第2の5(1)のとおり、独占禁止法に関する認識については、どのような行為が独占禁止法上問題になるかを認識していない組合が半数程度であった。

また、**別添資料2**のとおり、組合の種別でみると、農業協同組合及び同連

²⁴ 問7-2（マニュアルの策定に際した第三者への相談）や問8-6（外部研修の主催機関）においても、中央会等の支援機関の関与が認められる。

合会に比べて、それ以外の組合ではどのような行為が独占禁止法上問題になるかを認識している割合が低かった。

イ 独占禁止法適用除外制度に関する認識

前記第2の5(2)のとおり、適用除外制度について具体的な内容を認識していない組合が3分の2強を占め、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象とはならないこと²⁵まで把握している組合は3割に満たなかった。

ウ 課徴金減免制度²⁶及び確約手続²⁷に関する認識

課徴金減免制度及び確約手続について具体的な内容を把握している組合はいずれも1割に満たなかった。

2 独占禁止法コンプライアンスの推進に向けて

(1) 独占禁止法コンプライアンスの必要性

前記第2の2(1)のとおり、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている組合は4割強であり、本調査において、独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいない組合が多いことが明らかになった。

その理由として、問題が発生していないことや必要性を感じていないことを挙げる組合が多かったが、組合による独占禁止法違反事件等においては、販売事業に関するものが多く、本調査に回答した組合においてもその6割強が販売事業を行っていた。また、どのような行為が独占禁止法上問題になるか、どのような行為が適用除外になるかについて正確に認識している組合が少ないことも明らかになった。

このような状況を踏まえれば、組合においても、独占禁止法コンプライアンスを推進していく必要があると考えられる。また、組合における独占禁止法コンプライアンスを推進するに当たって、適用除外制度について、同制度の対象とはならないケースも含めて、役職員等に正確に認識させることに留意して取組を進めていくことが重要である。

一方、独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由として、人員・予算等の都合により取り組む体制がないこと、専門知識がないことを挙げる組合も多くみられた。また、組合ごとに事業内容や取り巻く環境が異なっ

²⁵ 一定の要件を満たす組合の行為は独占禁止法の適用が除外されているが、組合が①不公正な取引方法を用いる場合、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることになる場合、③他の組合や事業者等と共同して価格や数量の制限等を行う場合は、適用除外の対象とはならない。

²⁶ 課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合に課徴金が減免される制度。

²⁷ 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者等との間の合意により自主的に解決するための手続。

ており、取組を行うことの必要性の度合いも区々であると考えられる。

そのため、全ての組合において一律に本報告書で紹介した取組の全てを行う必要はないが、本報告書では、既に独占禁止法コンプライアンスに取り組んでいる組合の取組内容や取組において工夫した点についても紹介しているため、これらを参考にして²⁸、着手しやすいものから順次、無理のない方法で取組を進めていくことが望まれる。

なお、既に取組を行っている組合の多くが中央会等の支援機関や関係団体による支援を受けており、このような外部機関を活用するなど効率的に取り組んでいくことに留意することも重要である。

また、既に取組を行っている組合においても、引き続き、その事業内容や、独占禁止法コンプライアンスの必要性の程度に応じて、より効果的な取組を行っていくことが望まれる。

(2) 独占禁止法コンプライアンスのための効果的な取組

独占禁止法コンプライアンスを推進していくためには、①独占禁止法違反行為の未然防止のための取組を実施すること（後記ア）、②違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制を整備すること（後記イ）が有効であると考えられるが、まずは、①の独占禁止法違反行為の未然防止のための取組について、現時点で取組の必要性を認識していない組合においても着手しやすいものから順次取り組んでいくことが望ましく、その上で、②の違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制の整備に努めていくことが望まれる。

ア 違反行為の未然防止のための取組の実施

違反行為等の発生を未然に防止していくためには、次の取組が有効である。

(ア) 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージの発信

代表者においてコンプライアンスの重要性を認識した上で、組合役職員や組合員（以下「役職員等」という。）に対して、コンプライアンスの重要性に関するメッセージを明確かつ繰り返し発信していくことは、役職員等におけるコンプライアンスに関する意識の向上・変革を図っていく上で、有効な取組である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- コンプライアンスに関して検討した事項について、事務局名で発信してもほとんど効果がないため代表者名の書面により組合員に発信している。
- 独占禁止法遵守のための行動指針を策定し、その中で代表者名により組織をあげて当該指針の徹底を図っていく旨を記載している。

²⁸ 公正取引委員会は、これまでも東証一部上場企業や事業者団体などに対する独占禁止法コンプライアンスに関する調査を行っており、同法コンプライアンスの推進に当たっては、これらの調査結果も参考になると思われる（組合にあっては、特に、平成28年事業者団体調査が参考になる。）。

- 研修会や総会等において代表者からメッセージを発信している。

(イ) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

法務・コンプライアンス担当部署を設置して、独占禁止法に関する情報を集約・蓄積し、その知見を活かして各種取組を網羅的に進めていくことは、組織全体に独占禁止法コンプライアンスを浸透させていく上で、有効な取組である。

また、独占禁止法の担当者を配置することも有効な取組であり、これにより専門性の向上を図ることができるほか、担当分野を定めることで役職員の所掌・責任の範囲が明確になって積極的な業務への参画にもつながる。

なお、人員の不足や予算の制約等により、担当部署の設置が困難な場合には、既存の部署に担当班や担当者を配置したり、法律事務所や中央会等の支援機関や関係団体の部署を利用するといった取組も参考になる（後記(ウ)の法務相談窓口についても同じ。）。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 人員が少なく専任部署を設置できないが、総務部門でコンプライアンスに関する業務を兼務している。
- 各現場にもコンプライアンス責任者・担当者を配置して、本部からの指示事項等の各現場内での周知やフォローを行わせている。
- 各組合員にも担当者を選任してもらって、組合・組合員間で連携をとっている。
- 代表者がコンプライアンス担当役員としてコンプライアンスを統括するなど積極的に取り組んでいる。
- 担当役員を複数名置いたことでコンプライアンスに関する業務の負担が分散できるようになり、問題発生時には協議して適切な判断ができるようになった。

(ウ) 法務相談窓口の設置

法務相談窓口を設置して、事業実施前の相談²⁹を徹底させるとともに、事業実施後においても相談を通じて問題事例の発見に努めていくことは、違反行為の未然防止や早期是正にもつながるため、有効な取組である。

また、独占禁止法違反を懸念して過度に事業活動を委縮しているということであれば、当該窓口相談することによって同法に関する疑問や不安が解消され、積極的な事業活動を行うことにもつながる。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 独占禁止法に精通した顧問弁護士に相談している。
- 組合の内外に窓口を設置して、内部の窓口は役職員用としてコンプラ

²⁹ 事業実施のスキームに当該窓口への相談を組み込むなど。

イアンス担当部署が運営し、外部の窓口は組合員用として法律事務所が運営している。

- 各部署にもコンプライアンス担当者等を配置して相談に対応している。
- 人員の不足やコスト面での制約があるため中央会等の支援機関や関係団体の窓口を利用している。
- 県下の組合はいずれも中央会等の支援機関から紹介された法律事務所を利用している。

(イ) 独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定・改定

どのような行為が独占禁止法に違反するのか（参考資料3～4）、違反した場合にはどのようなリスクが発生するのかといったことや、コンプライアンス体制などを記載した独占禁止法コンプライアンス・マニュアルを策定することは、役職員等に独占禁止法に関する知識を効率的に習得させる上で、有効な取組である。

マニュアルには、近隣の組合や類似の業界で発生した違反事例など役職員等にとって身近な事例を掲載した上で、当該事例に関する実務上の留意点を具体的に解説して、役職員等に独占禁止法違反が自らにも起こり得るリスクとして認識させることが重要である。策定後においても、新規事例を追加したり、内容がより分かりやすく充実したものになるよう定期的に改定していくことも重要である。

また、独占禁止法違反事件等の中には、共同経済事業に関連したものがみられるところ、適用除外制度の対象とはならないケースも含めて記載することにより、同制度について役職員等に正確に認識させることが重要である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 過去に発生した事件や今後発生しやすい事例や適用除外制度（適格組合の要件、当該制度の対象外になる事項など）について、Q&A形式でまとめたり、イラスト化するなどして分かりやすいものになるよう工夫している。
- 研修会や法務相談窓口寄せられた質問事項や違反した場合のリスク（法令上のリスク、職場上のリスク、生活上のリスクなど）について記載している。
- マニュアルの策定に当たっては、中央会等の支援機関、顧問弁護士、行政機関等から得られた資料などを参考にしている。

(オ) 独占禁止法研修の実施

前記(イ)のマニュアルと同様に、違反行為の内容や違反した場合のリスクなどに関する研修を行うことは、役職員等に独占禁止法に関する知識を効率的に習得させる上で、有効な取組である。

独占禁止法に関する知識の定着には相応の時間を要するため、研修は1回行って終わりにするのではなく、人事異動時、関係法令等の改正時、他の組合・類似の業界における違反事件の発生時などのタイミングで行うなど、定期的に継続して行っていくとともに、研修の都度、チェックテスト（**参考資料1**）等により研修内容の理解度を計測することも、同法に関する知識を定着させる上で有効である。

なお、研修会の開催以外にも、eラーニングや刊行物等の文字情報を活用して行ったり、中央会等の支援機関、関係団体、法律事務所等の外部機関が主催する研修会に参加したり、他の組合と共同して開催することにより事務負担の軽減を図るなど、効率的に行うことに留意することも重要である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 階層別研修（役員、管理職、一般職員、組合員）、各現場のコンプライアンス責任者・担当者向け研修、入札事務の担当者向け研修を行っている。
- 中央会等の支援機関や近隣に所在する他の組合との共催により研修を行っている。
- 共同事業に絡んだ組合固有の違反行為類型や違反事例について、公正取引委員会のウェブサイトに掲載されている支援ツールを用いて説明している。
- 受講者のレベルに応じて、導入編、応用編など段階を設けて研修を実施している。
- 中央会等の支援機関が開催する管理職向け研修に参加して研修内容を持ち帰って自らが講師となって部下職員へフィードバックしている。

(カ) 懲戒ルールの整備

違反行為に役職員が関与した場合に懲戒対象になる旨のルールを定めておくことは、役職員における違反行為への関与を抑止する上で、有効な取組である。

懲戒ルールには、単に関係法令に違反した場合に懲戒対象になる旨を記載するだけでなく独占禁止法が対象になることを明記するとともに、どのような行為が懲戒対象になるかを具体的に示しておくことが重要である。

また、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合において当該役職員が自主的に当該行為を報告したときに、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する制度（社内リニエンシー）を導入することも、問題事例を早期に是正していく上で、有効である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 独占禁止法と明記しているわけではないが就業規則において法令違反が処分対象であることを規定している。
- 法令違反については当事者のほか上司等も管理監督責任が問われるこ

とになっている。

- 処分内容の決定に当たって、自主的な報告の有無や内部調査への協力度合い等を考慮しており、マニュアル等で周知している。

イ 違反行為の早期発見・是正のための危機管理体制の整備

違反行為を早期に発見・是正していくためには、次の取組が有効である。

(7) 内部通報窓口の設置

内部通報窓口を設置して、水面下で生じている独占禁止法違反のおそれのある行為に関する情報を収集し、その解消に努めていくことは、有効な取組である。当該窓口を有効に機能させるためには、通報者に関する情報の秘密保持を徹底したり、通報したことによって不利益な取扱いとしないことを定めて周知することが必要であることに留意することも重要である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 窓口対応者は相談内容を記録してコンプライアンス担当部署に報告し、当該部署では定期的に当該窓口の運用状況を取りまとめてコンプライアンス担当役員に報告している。
- 役職員には違反行為の通報を義務付けている。
- 内部の窓口のみでは通報しにくいと外部にも設置している。
- 当該窓口は役職員や組合員に限らず取引先事業者も利用できるようにしている。

(4) 監査の実施

監査を実施して、独占禁止法違反のおそれのある行為の発見に努めていくことは、有効な取組である。

監査については、他の組合や類似の業界で発生した過去の違反事件等(参考資料3)を踏まえて独占禁止法上のリスクが高いと思われる事業について重点的に実施したり、業務監査等の既存の仕組みの中に独占禁止法に関する項目も追加するなど、効率的に実施することに留意することも重要である。

本調査では、次の取組例がみられた。

- 各部署が自ら行う検査、監査担当部署が行う監査、監事が行う監査と、3つの監査を行うことにより複数の視点で違反行為の未然防止に努めている。
- チェックリストを用いて各部署が自ら検査を行うことにより、皆が当たり前に行っている行為も独占禁止法に違反し得る旨を職員に認識させることができた。
- 販売・購買事業については特に独占禁止法を意識した監査を実施している。

(ウ) 問題発生時の対応方針の策定

独占禁止法違反の疑いが生じた場合（内部通報や監査等で問題事例を発見した場合など）を想定して、あらかじめ採るべき対応方針を策定しておくことは、違反によって生じるリスクの最小化を図っていく上で、有効な取組である。

また、この対応方針の中には、課徴金減免制度や確約手続について、その制度概要や手続面についても盛り込み、これらも踏まえて対応していくことが望まれる。

本調査では、次の取組例がみられた。

- リスク発生時からの対応フローを示したマニュアルを作成して全役職員に配布している。
- コンプライアンス規程において、独占禁止法違反のおそれのある行為が発生した場合には原因の調査・分析を行って再発防止策を講じることを定めている。
- 不祥事に関する情報をシステムに登録して集約することにより、関係者間の情報共有、システム上での改善指示・改善報告を行っている。

第4 公正取引委員会の対応

公正取引委員会としては、独占禁止法違反行為の未然防止や競争環境の整備を図っていく観点から、引き続き、独占禁止法コンプライアンスに関する取組状況の把握やそれを踏まえた提言を行っていくとともに、各種ガイドラインの策定、組合や中央会等の支援機関からの相談への対応、寄せられた相談事例の公正取引委員会ウェブサイト上での公表（参考資料4）を行っていくほか、近時の独占禁止法改正の内容（確約手続の導入や課徴金減免制度の見直し³⁰）を含めて独占禁止法の内容全般の周知に努めていく。

³⁰ 申請順位に応じた課徴金の減免率に、事業者による調査への協力度合いに応じた減算率が付加されることになった（調査協力減算制度の導入）。

https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/jun/190619_1.html

別 添 資 料

- 別添資料1 アンケート調査票……………69
- 別添資料2 組合の役職員数及び組合種別によるクロス集計……………83
- 別添資料3 違反事件等の発生と研修の関係（データ分析メモ）……………101

アンケート調査票

回答に当たっての留意事項

- ・ 令和元年10月末日時点の状況を回答してください。(回答期限：令和元年12月13日)
- ・ アンケート調査票への回答は、同封されている回答用紙に記入して行ってください(詳細は、同封されている「回答作成方法等」を参照してください。)
- ・ 回答に際して参考となる資料(貴組合等のコンプライアンス・マニュアルや研修資料等)があれば、提出してください。

貴組合等の概要等

1 貴組合等の名称等

組合等の名称	回答用紙に記載してください。	回答者名 (役職名) (注1)	回答用紙に記載してください。
所在地	回答用紙に記載してください。	連絡先担当者名 連絡先電話番号	回答用紙に記載してください。
組合の種別 (注2)	① 事業協同組合、② 協同組合連合会、③ 商工組合、④ 商工組合連合会、 ⑤ 漁業協同組合、⑥ 漁業協同組合連合会、⑦ 農業協同組合、⑧ 農業協同組合連合会、 ⑨ その他(具体的に記載してください。)		

注1 本アンケート票の回答を行った担当部署の責任者名又は担当者名と、その役職名を記載してください。

- 2 貴組合等の種別について、①～⑨の選択肢から一つだけお選びください。

2 貴組合等の概要等

ア 貴組合等の理事等の役員の数(後記イは除きます。)を記載してください。

役員数	うち常勤役員数
回答用紙に記載してください。	回答用紙に記載してください。

イ 貴組合等の職員(役員を除いた常時雇用されている職員)の数を記載してください。

職員数
回答用紙に記載してください。

ウ 貴組合等の役員及び職員(以下「役職員」といいます。)のうち、貴組合等の業務にのみ従事している専従の役職員の数を記載してください。

専従の役職員数
回答用紙に記載してください。

エ 貴組合等の出資金を記載してください。

出資金
回答用紙に記載してください。

オ 貴組合等の組合員（又は会員。以下同じ。）の数を記載してください。

組合員数
回答用紙に記載してください。

カ 貴組合等の組合員の業種（例えば、連合会組織のように、事業者ではなく組合によって構成されている場合は当該組合の構成事業者の業種）について、次表の「日本標準産業分類」（平成26年4月1日施行）上の業種から一つだけお選びください。複数の業種が該当する場合には、最も多いものを回答してください。

A 農業，林業	H 運輸業，郵便業	O 教育，学習支援業
B 漁業	I 卸売業，小売業	P 医療，福祉
C 鉱業，砕石業，砂利採取業	J 金融業，保険業	Q 複合サービス事業
D 建設業	K 不動産業，物品賃貸業	R サービス業（他に分類されないもの）
E 製造業	L 学術研究，専門・技術サービス業	S 公務（他に分類されるものを除く）
F 電気・ガス・熱供給・水道業	M 宿泊業，飲食サービス業	T 分類不能の産業（具体的に記載してください。）
G 情報通信業	N 生活関連サービス業，娯楽業	

キ 貴組合等では、どのような共同事業を実施していますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施していない【→ 問1へ】
- ② 販売事業
- ③ 受注事業
- ④ 購買事業
- ⑤ 宣伝・市場開拓・販売促進事業
- ⑥ 生産・加工事業
- ⑦ 駐車場，保管施設，配送施設，生産・加工施設，販売施設等の設置事業
- ⑧ 研究開発事業
- ⑨ 教育・情報提供事業
- ⑩ 金融事業
- ⑪ 福利厚生事業
- ⑫ 共済事業
- ⑬ 医療事業
- ⑭ 高齢者福祉事業
- ⑮ その他（具体的に記載してください。）

ク 貴組合等では、共同事業を行う際に、独占禁止法上問題がないか公正取引委員会等の行政機関や法律事務所等に相談したことはありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 相談したことはない（相談を要したことはない）
- ② 相談したことがある

独占禁止法コンプライアンスに関する取組等

問 1 独占禁止法コンプライアンスに関する取組全般

貴組合等では、独占禁止法に関するコンプライアンス（法令の遵守）（以下「独占禁止法コンプライアンス」といいます。）について、何らかの取組（注）を行っていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 行っていない【→ 問 1－5 へ】
- ② 行っている

注 独占禁止法に関する内容を記載したコンプライアンス・マニュアルの策定や独占禁止法研修など、独占禁止法に関する各種取組をいいます。

問 1－2

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 貴組合等において必要性を感じたため
- ② 組合員から要望があったため
- ③ 独占禁止法違反で行政処分等を受けたため（部会や組合員が受けた場合も含む。）
- ④ 関係法令、ガイドライン等（注）の策定・改定があったため
- ⑤ 中央会等の支援機関から促されたため
- ⑥ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 近隣に所在する同業者が独占禁止法違反で処分を受けたため。
- ・ ○○主催の独占禁止法コンプライアンスに関する説明会に参加し、必要性を感じたため。

注 独占禁止法、○○協同組合法等の関係法令、「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」等のガイドライン。

問 1－3

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたものについて、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 参考にしたものはない
- ② 他の組合等の取組を参考にした
- ③ 組合員の取組を参考にした
- ④ 中央会等の支援機関の作成資料等を参考にした
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 他の業界の事業者の取組を参考にした。
- ・ ○○（行政機関）の作成資料等を参考にした。

問 1－4

貴組合等において、固有の事情（例：商品・役務の特性，組織風土等の内的要因，業界実態・市場情勢・関係法令等の外的要因）を踏まえて，独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っている場合，どのような事情を踏まえてどのような対応を行いましたか。具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 過去の独占禁止法違反の例から違反を問われる可能性が高いと判断した○○事業には重点的に監査を行っている。
- ・ コンプライアンス・マニュアルにおいて，取引の自己点検プログラムを設定しているが，取引の実態に沿ったものではなかったため，より実効性のあるプログラムに改善した。

【→ 問 2 へ】

問 1－5

問 1 で選択肢①を選択した方に伺います。貴組合等が独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由について，次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 問題が発生していないため
- ② 必要性を感じないため（その理由を具体的に記載してください。）
- ③ 取り組む体制（予算，人員等）がないため
- ④ 専門知識がなくどのように取り組めばよいのか分からないため
- ⑤ 組合員からの要望がないため
- ⑥ 組合員が対応すべき問題と考えているため

問 2 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等

貴組合等の代表者は，コンプライアンスに関してどのような取組を行っていますか。（複数選択可）

- ① 取組を行っていない
- ② 独占禁止法には直接言及していないが，コンプライアンスを呼び掛けるメッセージを発信している
- ③ 文字情報（コンプライアンス・マニュアル，刊行物，イントラネット等）で，独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信している
- ④ 研修会等の場において，受講者に対して，直接，独占禁止法コンプライアンスに関するメッセージを発信している
- ⑤ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ メッセージは発信していないが，コンプライアンス・マニュアルの策定や研修の実施等を担当部署（担当者）へ指示している。

問3 法務・コンプライアンス担当部署等の設置

貴組合等では、法務・コンプライアンス担当部署（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問4へ】
- ② 組合等内に設置している（法務・コンプライアンス業務のみを担当）（設置時期を記載してください。）
- ③ 組合等内に設置している（総務担当部署等が法務・コンプライアンス業務を兼務）（法務・コンプライアンス業務を兼務した時期を記載してください。）
- ④ 組合等内に担当部署は設置していないものの、法務・コンプライアンス業務を担う担当者は置いている（担当者を置いた時期を記載してください。）
- ⑤ 組合等外（法律事務所等）に設置している（設置時期を記載してください。）
- ⑥ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の法務・コンプライアンス担当部署を利用している（利用開始時期を記載してください。）

注 部署名にかかわらず、また、独占禁止法に限らず法令等に違反する行為を防止するための業務（法務・コンプライアンス業務）を行っている部署（例えば、総務担当部署が当該業務を兼務している場合は、当該部署が該当します。）。

問3-2

独占禁止法に関する担当者・担当役員（兼務を含みます。）はいますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① いない
- ② 担当者・担当役員のいずれもいる（担当者・担当役員を置いた時期を記載してください。）
- ③ 担当者のみいる（担当者を置いた時期を記載してください。）
- ④ 担当役員のみいる（担当役員を置いた時期を記載してください。）

問4 法務相談窓口の設置

貴組合等では、法務相談窓口（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問5へ】
- ② 組合等内に設置している（設置時期を記載してください。）
- ③ 組合等外（法律事務所等）に設置している（設置時期を記載してください。）
- ④ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の法務相談窓口を利用している（利用開始時期を記載してください。）

注 貴組合等が事業を行うに当たって、独占禁止法に限らず法令等に違反するか否か疑問や不安を感じた場合に相談を受け付ける窓口。

問4-2

法務相談窓口の利用対象について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 役職員
- ② 組合員

問5 内部通報窓口の設置

貴組合等では、内部通報窓口（注）を設置していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 設置していない【→ 問6へ】
- ② 組合等内に設置している（設置時期を記載してください。）
- ③ 組合等外（法律事務所等）に設置している（設置時期を記載してください。）
- ④ 自ら設置しているわけではないが、他の組合等の内部通報窓口を利用している（利用開始時期を記載してください。）

注 独占禁止法に限らず法令等に違反する行為に関する通報を受け付ける窓口。

問5-2

内部通報窓口の利用対象について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 役職員
- ② 組合員
- ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）

問6 法務相談窓口・内部通報窓口の周知

法務相談窓口、内部通報窓口のいずれかの利用に当たり、独占禁止法に関する事項が相談・通報の対象である旨を明示的に役職員等に周知していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 法務相談窓口、内部通報窓口のいずれも設置していない
- ② 周知していない
- ③ 法務相談窓口、内部通報窓口のいずれも独占禁止法が対象である旨を周知している
- ④ 法務相談窓口のみ独占禁止法が対象である旨を周知している
- ⑤ 内部通報窓口のみ独占禁止法が対象である旨を周知している

問7 コンプライアンス・マニュアルの策定

貴組合等では、コンプライアンスに関するマニュアル（注）を策定していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 策定していない【→ 問8へ】
- ② 独占禁止法に関する記載はないが、コンプライアンス・マニュアルは策定している【→ 問8へ】
- ③ 独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルを策定している（策定時期を記載してください。）

注 独占禁止法に限ったマニュアルではなく、一般的なコンプライアンスに関するものも含み、また、マニュアルの名称も問いません（規程、ルール、実施要領等）。

問7-2

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり、第三者に相談していますか。（複数選択可）

- ① 相談しなかった（相談を要しなかった）
- ② 中央会等の支援機関に相談した（支援機関から助言を受けた）

- ③ 他の組合等に相談した
- ④ 行政機関に相談した
- ⑤ 法律事務所、顧問弁護士等に相談した

問 7-3

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルに記載した内容について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 代表者の独占禁止法の遵守に関するメッセージについて
- ② 独占禁止法の遵守に関するコンプライアンスの体制について
- ③ 独占禁止法上問題となるおそれのある行為について【→ 問 7-4 へ】
- ④ 独占禁止法に違反した場合のリスク（行政処分等）について
- ⑤ 独占禁止法に関する法務相談窓口について
- ⑥ 独占禁止法に関する役職員の懲戒等（懲戒規定や処分内容等）について
- ⑦ 独占禁止法の遵守に関する業務監査等について
- ⑧ 独占禁止法に関する内部通報窓口について
- ⑨ 独占禁止法違反行為が発覚した場合における対処方法について
- ⑩ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 課徴金減免制度や確約手続についても記載している。

【→ ③を選択していない場合は問 7-5 へ】

問 7-4

問 7-3 で選択肢③を選択した方に伺います。独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルに記載した独占禁止法上問題となるおそれのある行為はどのようなものですか。次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 組合員に対して、共同事業（注）への参加・利用を強制する行為
- ② 共同事業の参加・利用する組合員と、参加・利用しない組合員との間で差別的な取扱いを行うこと
- ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）に対して、貴組合等の競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④ 他の組合や事業者等との間で、談合（受注者の取決め）を行うこと
- ⑤ 他の組合や事業者等との間で、販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥ 組合等の内部において、共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 貴組合等の競争事業者の事業活動を困難にさせるため、共同購買事業において組合員に対して生産資材等を原価割れで継続して供給すること
- ・ 優越した地位を利用して取引先事業者に対して減額や買ったたき等を行うこと

注 共同販売事業、共同購買事業、共同宣伝事業など、組合員により共同して行われる事業。

問7-5

独占禁止法に関する記載を含むコンプライアンス・マニュアルの策定に当たり，その内容において工夫した点や工夫することにより得られた効果などについて，具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 業務ごとに実務にそって留意点を記載することにより，各職員に分かりやすいものとなるよう工夫を行った。
- ・ ウェブサイトに掲載されている他の組合等のマニュアルを参考にして，効率的に作成できた。
- ・ 職員からの質問された点をQ&Aとして掲載するとともに，直近の違反事例を適宜追加していくことにより，常に情報の更新に努めている。

問8 研修の実施

貴組合等では，過去3年間に，独占禁止法に関する研修（注）を実施，又は外部機関が主催している同研修会に参加したことがありますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施・参加のいずれもない【→ 問9へ】
- ② 実施・参加のいずれもないが，独占禁止法以外の関係法令等に関する研修であれば実施・参加したことがある【→ 問9へ】
- ③ 実施したことがある（過去3年間にかかわらず，研修の実施を開始した時期を記載してください。）【→ 問8-2，問8-3，問8-4，問8-5へ】
- ④ 参加したことがある（過去3年間にかかわらず，研修会に参加し始めた時期を記載してください。）【→ 問8-6，問8-7へ】

注 研修会に限らず，eラーニング，刊行物，イントラネット等の文字情報によるものも含まれます。

問8-2

問8で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修の対象について，次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 職員
- ② 役員
- ③ 組合員
- ④ 他の組合等の役職員・組合員

問8-3

問8で選択肢③を選択した方に伺います。過去3年間における当該研修の実施頻度について，次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 半年に1回程度
- ② 1年に1回程度
- ③ 2年に1回程度
- ④ 3年に1回程度

問 8 - 4

問 8 で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修の方法について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 研修会による説明
- ② e ラーニング，刊行物，イントラネット等の文字情報による周知
- ③ その他（具体的に記載してください。）

問 8 - 5

問 8 で選択肢③を選択した方に伺います。当該研修を実施するに当たり、工夫した点や工夫することにより得られた効果などについて、具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 職員の意識付けのため、毎年特定の月をコンプライアンスの強化月間とし、研修を実施している。
- ・ 実際に発生した違反事件を題材にして、当該事件の原因や自らの行為に問題はないのかといった点について、勉強会を実施した。

問 8 - 6

問 8 で選択肢④を選択した方に伺います。貴組合等が参加した当該研修会を主催した外部機関について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 中央会等の支援機関
- ② 他の組合等
- ③ 行政機関
- ④ 法律事務所，研修の企画・運営会社等

問 8 - 7

問 8 で選択肢④を選択した方に伺います。過去 3 年間における当該研修会への参加頻度について、次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 半年に 1 回程度
- ② 1 年に 1 回程度
- ③ 2 年に 1 回程度
- ④ 3 年に 1 回程度

問 9 懲戒ルールの整備

貴組合等では、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合、懲戒の対象になり得ますか。 次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 懲戒の対象にはならない【→ 問 10 へ】
- ② 規程等に独占禁止法とは明記していないが、法令等への違反が懲戒の対象になり得ることは明記しており、独占禁止法違反行為に関与した役職員は懲戒の対象になり得る（明記した時期を記載してください。）

- ③ 規程等に独占禁止法違反行為に関与した役職員が懲戒の対象になり得ることを明記している（明記した時期を記載してください。）

問9-2 社内リニエンスの整備

貴組合等は、役職員が独占禁止法違反行為に関与した場合において、当該役職員が自主的に当該違反行為の報告等を行ったときに、最終的な懲戒内容の軽減について考慮する制度（社内リニエンス）を導入していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 導入していない
② 導入している（導入時期を記載してください。）

問10 監査の実施

貴組合等では、関係法令等に違反するか否かの観点からの監査（業務監査等）を実施していますか。次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 実施していない【→ 問11へ】
② 独占禁止法に違反するか否かの観点からの監査は実施していないが、関係法令等に関する監査は実施している【→ 問11へ】
③ 独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施している（監査を開始した時期を記載してください。）
④ 自ら実施しているわけではないが、外部機関による独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を受けている（外部監査を受け始めた時期を記載してください。）

問10-2

監査を実施したことにより、独占禁止法に違反する可能性のある行為の未然防止に至ったことはありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① ない
② ある（どのような事例か具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 業務監査により〇〇が発覚したため、〇〇（対応策）を行ったことにより、違反行為を未然に防げた。

問10-3

当該監査において、独占禁止法の観点から特に重点的に実施している事業（注）はありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① ない
② ある（どのような事業か具体的に記載してください。）

注 2のキ（2ページ）の選択肢において列記された共同事業などをいいます。

問 1 1 有事への対応

貴組合等では、自らの行為が独占禁止法に限らず法令等に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、当該疑いがあるとして公正取引委員会等の関係機関による調査が開始された場合において、あらかじめ採るべき対応方針を定めていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 定めていない
- ② 定めている（対応方針の内容を具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ あらかじめ定めた特定の部署等に報告して対応方針等を検討することになっている
- ・ 内部調査を実施することになっている
- ・ 対応マニュアルを策定して職員に周知している

問 1 2 課徴金減免制度（リニエーション）の利用

貴組合等では、課徴金減免制度（注）の内容を把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問 1 3 へ】
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問 1 3 へ】
- ③ 把握している

注 課徴金減免制度とは、事業者が自ら関与したカルテル・入札談合について、その違反内容を公正取引委員会に自主的に報告した場合に課徴金が減免される制度。

問 1 2 - 2

自らの行為が独占禁止法に違反する疑いがあるとの情報に接した場合や、当該疑いがあるとして公正取引委員会による調査が開始された場合において、貴組合等の役職員が独占禁止法違反行為に関与した可能性が高いと判断される場合に課徴金減免制度を利用することを貴組合等で決定していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 決定していない
- ② 決定している

問 1 3 確約手続の利用

貴組合等では、確約手続（注）の内容を把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問 1 4 へ】
- ② 手続があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問 1 4 へ】
- ③ 把握している

注 独占禁止法違反の疑いについて、公正取引委員会と事業者等との間の合意により自主的に解決するための手続。

問 1 3 - 2

貴組合等に対して、独占禁止法違反の疑いがあるとして公正取引委員会による調査が行われた場合には、確約手続に付すことを希望する旨の申し出等、確約手続に関して公正取引委員会に相談

することを考えていますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 相談することは考えていない
- ② 相談することを考えている
- ③ 分からない

組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援

(問14, 問15については, 法人を組合員としている組合等のみ回答してください。)

問14 組合員に対する独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定支援

貴組合等では, 組合員の独占禁止法コンプライアンス・マニュアルの策定を支援していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 支援していない
- ② 支援している (支援内容を具体的に記載してください。)

【記載例】

- ・ 組合員に対してマニュアルのモデル案を提示している
- ・ マニュアルの策定に関して, 組合員からの相談に応じている
- ・ グループ全体の指導機関である〇〇が作成したマニュアルを, グループ内の連合会や組合で共用 (グループでマニュアルを一本化) している。

問15 その他の組合員に対する独占禁止法コンプライアンスに関する支援

問14のほか, 独占禁止法コンプライアンスに関して組合員に対する支援を行っている場合には, その内容等について具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 当組合等と関連する業界において独占禁止法違反事件が発生した場合, 事件の概要等を組合員向けに発行している会報に掲載するなどし, 組合員への注意喚起を図っている。

独占禁止法違反行為への認識

問16 独占禁止法違反行為への認識

貴組合等では, 独占禁止法上問題となるおそれのある行為がどのような行為なのかについて, 把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問17へ】
- ② 独占禁止法という法律があることは知っているが, どのような行為かまでは把握していない【→ 問17へ】
- ③ 把握している

問16-2

貴組合等では, どのような行為が独占禁止法上問題となるおそれのある行為であると考えていますか。次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 組合員に対して, 共同事業への参加・利用を強制する行為
- ② 共同事業の参加・利用する組合員と, 参加・利用しない組合員との間で差別的な取扱いを行う

こと

- ③ 取引先事業者（仕入先、販売先）に対して、貴組合等の競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④ 他の組合や事業者等との間で、談合（受注者の取決め）を行うこと
- ⑤ 他の組合や事業者等との間で、販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥ 組合等の内部において、共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦ その他（具体的に記載してください。）

【記載例】

- ・ 貴組合等の競争事業者の事業活動を困難にさせるため、共同購買事業において組合員に対して生産資材等を原価割れで継続して供給すること
- ・ 優越した地位を利用して取引先事業者に対して減額や買ったたき等を行うこと

独占禁止法適用除外制度への理解促進に関する取組

問 1 7 独占禁止法適用除外制度

貴組合等では、独占禁止法適用除外制度（注）の内容について、把握していますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① 把握していない【→ 問 1 8 へ】
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない【→ 問 1 8 へ】
- ③ 当該制度において、一定の要件を満たした組合の行為について独占禁止法の適用が免除されることを把握している
- ④ 当該制度において、上記の選択肢③に加えて、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象外（独占禁止法の適用を受ける）となることも把握している

注 適用除外制度の内容

ア 組合員のために行われる共同事業といった組合の行為は、一定の要件（組合員の加入脱退が自由であるなど）を備え、かつ、法律に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が免除されます。

イ ただし、当該組合の行為が、不公正な取引方法を用いる（例えば、組合員に対して共同事業への参加・利用を強制したり、取引先事業者に対して競争事業者に商品を提供しないことを条件として取引するなど競争事業者との取引を制限する行為など）などの場合は、適用除外の対象外となります。

問 1 7 - 2

貴組合等では、独占禁止法適用除外制度について役職員や組合員等に対して周知・説明したことがありますか。次の選択肢から一つだけお選びください。

- ① ない【→ 問 1 8 へ】
- ② ある

問 1 7 - 3

周知・説明の対象について、次の選択肢からお選びください。（複数選択可）

- ① 役職員
- ② 組合員
- ③ 他の組合等の役職員・組合員

問17-4

周知・説明の方法について、次の選択肢からお選びください。(複数選択可)

- ① 研修会による周知 (②を除きます。)
- ② eラーニング, 刊行物, イン트라ネット等の文字情報による周知
- ③ コンプライアンス・マニュアルに記載
- ④ その他 (具体的に記載してください。)

独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

問18 独占禁止法コンプライアンスを推進する上での課題

貴組合等が独占禁止法コンプライアンスを推進する上で感じている課題について、具体的に記載してください。

【記載例】

- ・ 当組合等の役員は基本的に組合員からの出向者が占めており、通常2～3年で異動してしまうことから、独占禁止法コンプライアンスの取組を継続していくことが課題だと考えている。

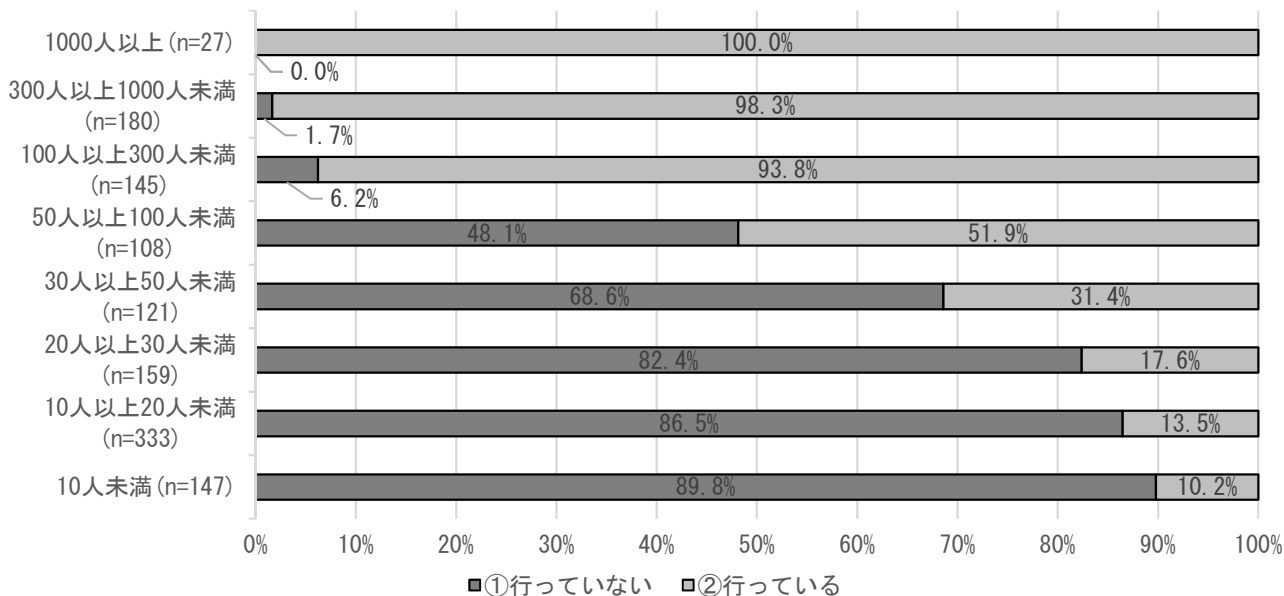
以上でアンケートは終了です。御協力ありがとうございました。

○ 組合の規模等による分析（クロス集計）

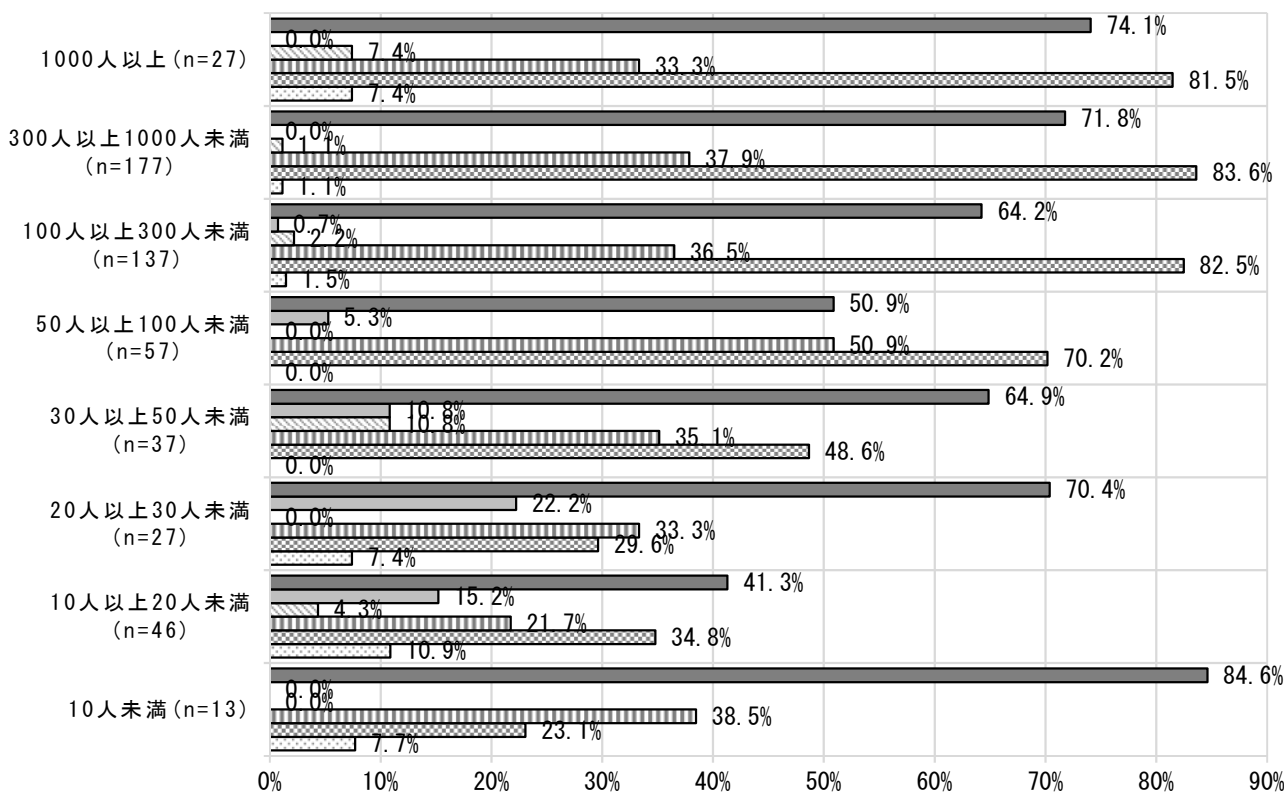
アンケート調査の結果について、組合の規模（役職員数、組合員数）等による分析を行ったところ、その結果は次のとおりである。

1 組合の役職員数による分析

(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無（問1）

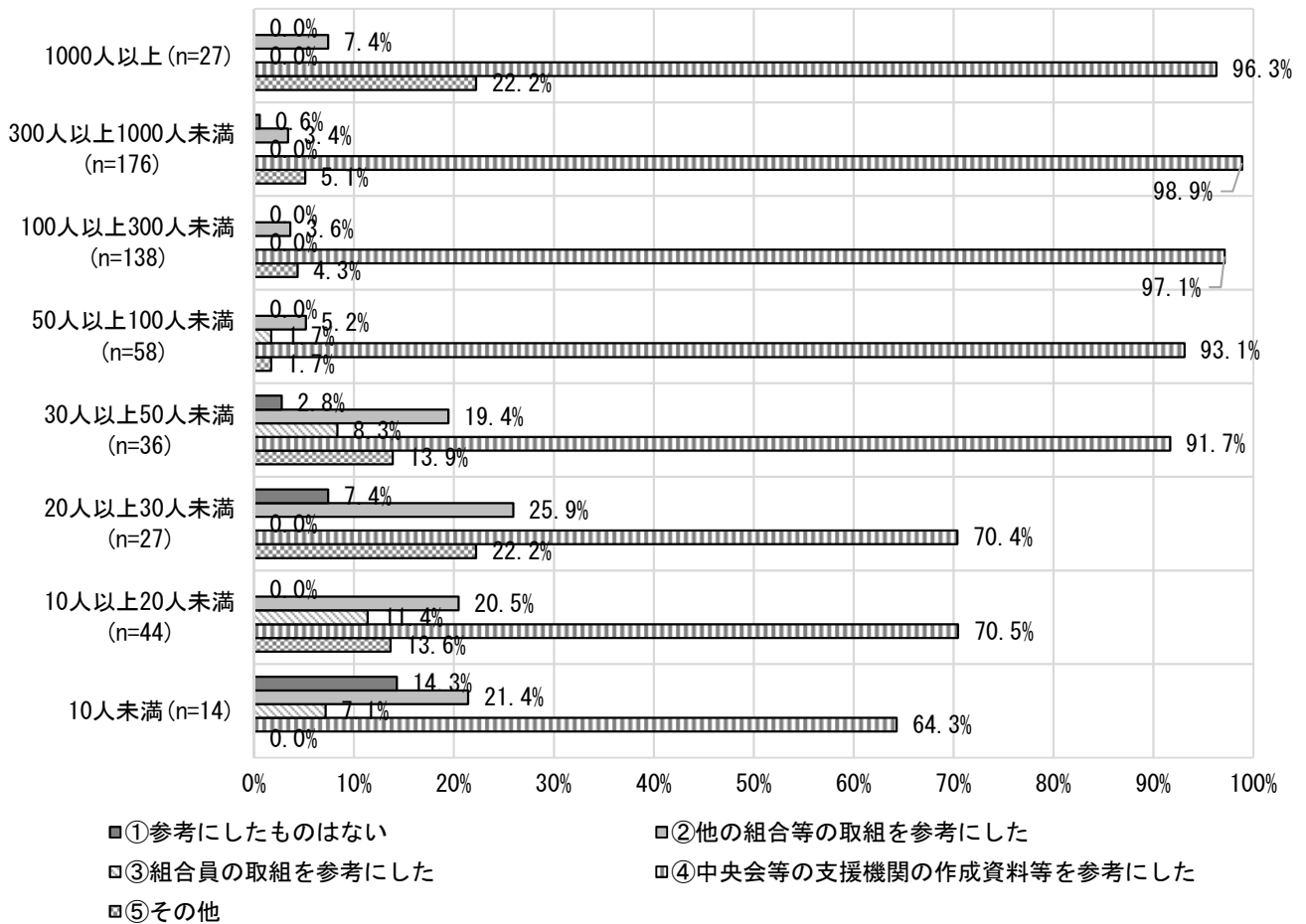


(2) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機（問1-2）

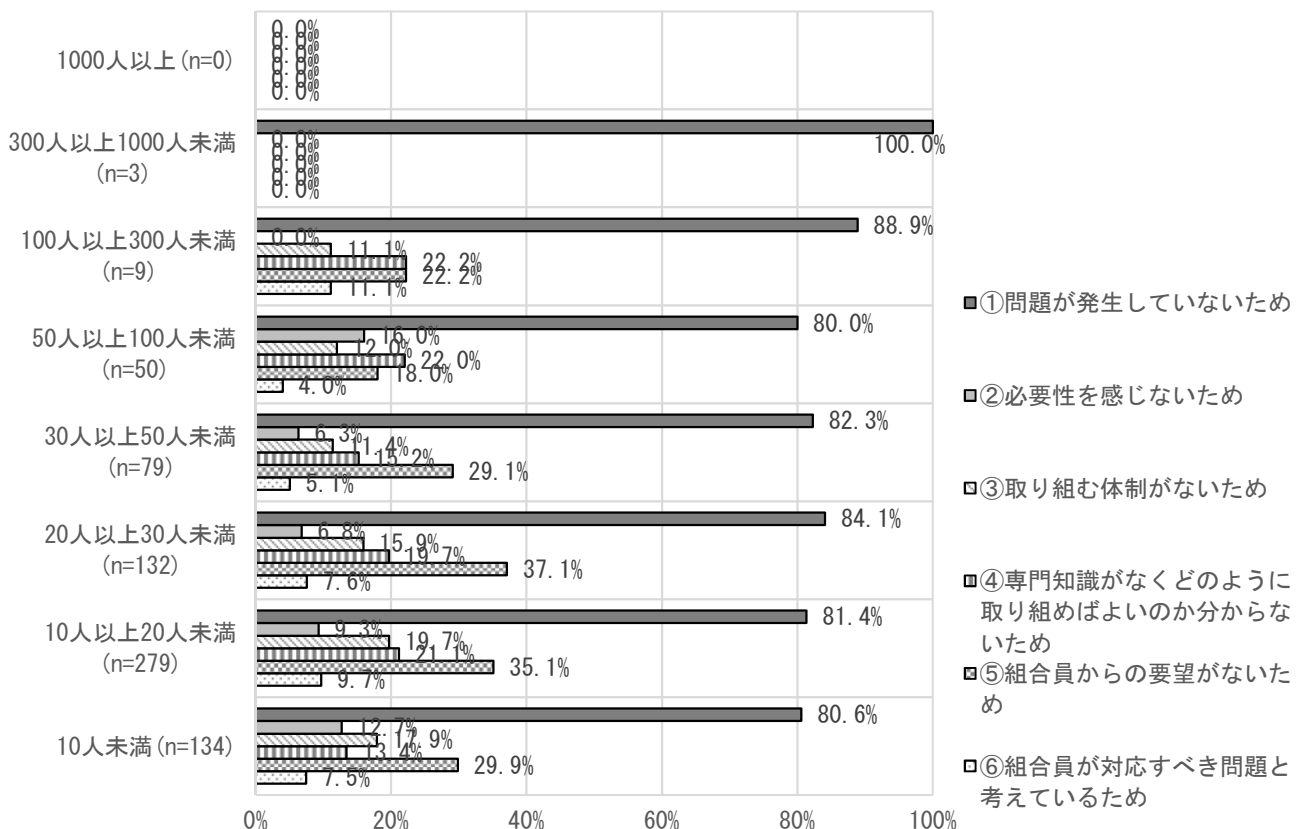


- ①貴組合等において必要性を感じたため
- ②組合員から要望があったため
- ③独占禁止法違反で行政処分等を受けたため
- ④関係法令、ガイドライン等の策定・改定があったため
- ⑤中央会等の支援機関から促されたため
- ⑥その他

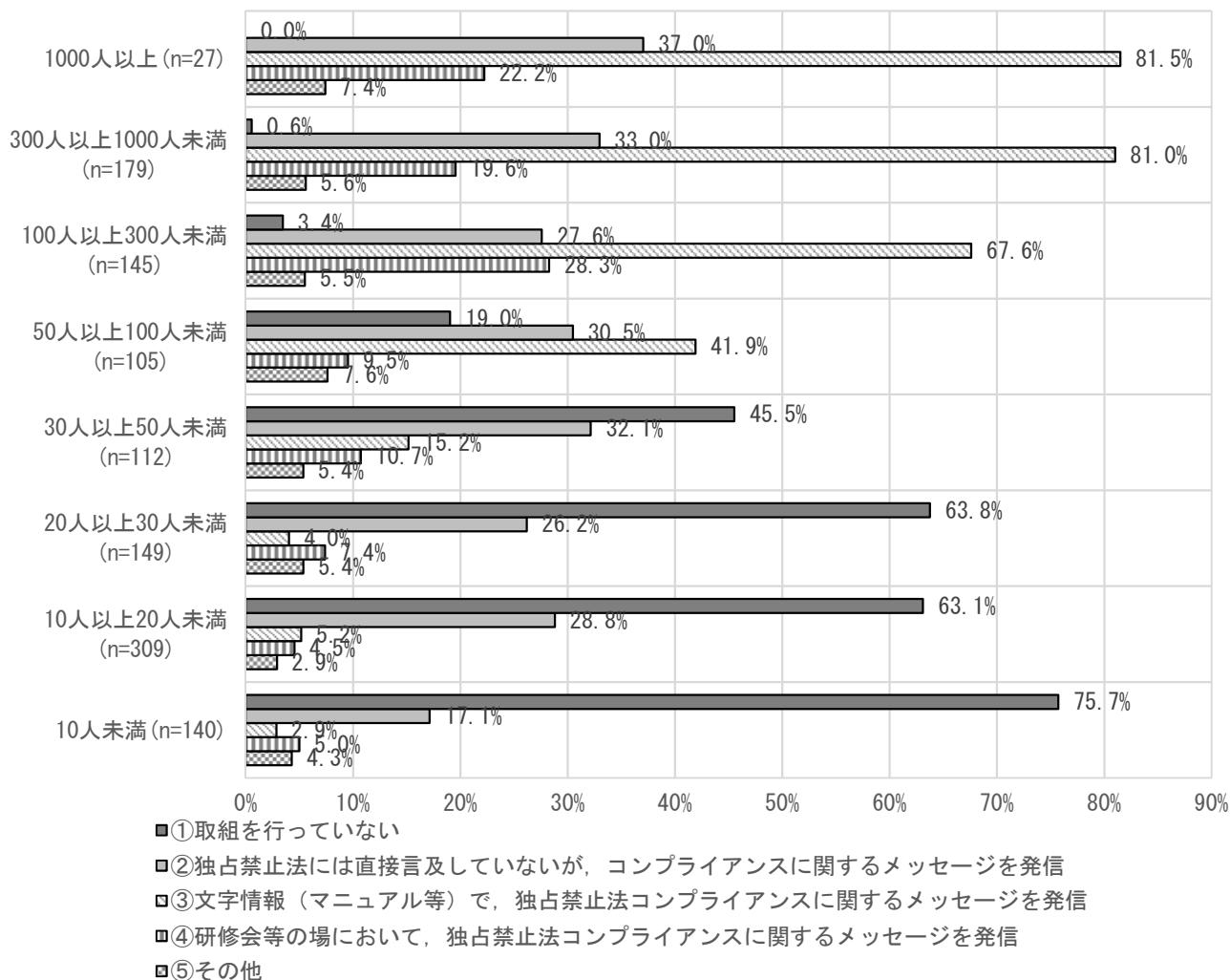
(3) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたもの（問1-3）



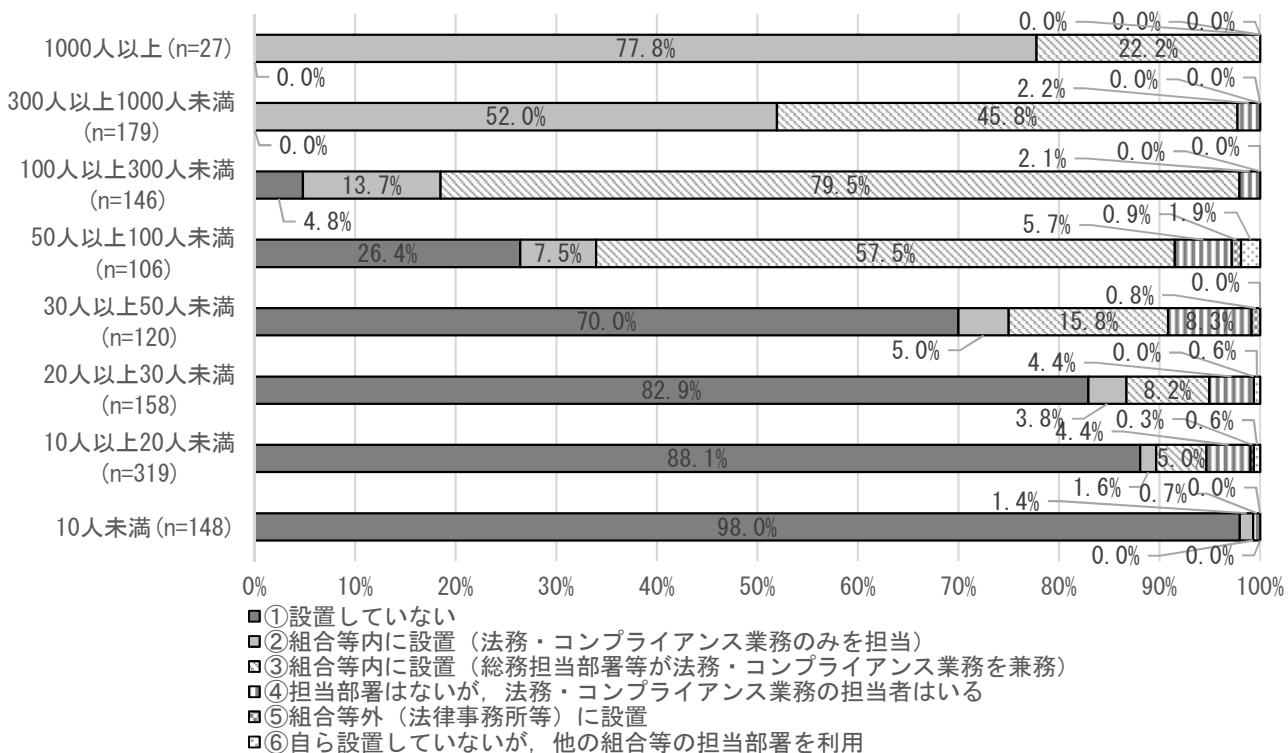
(4) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由（問1-5）



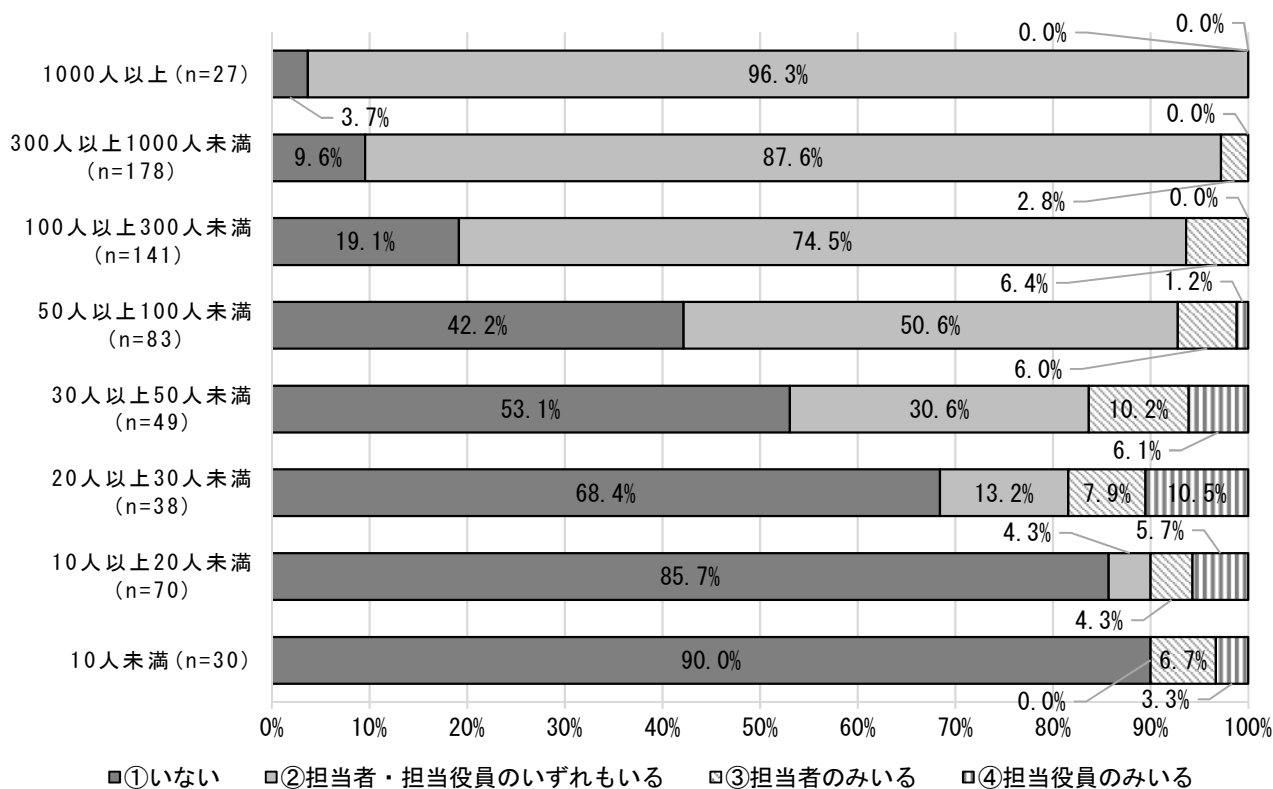
(5) 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等（問2）



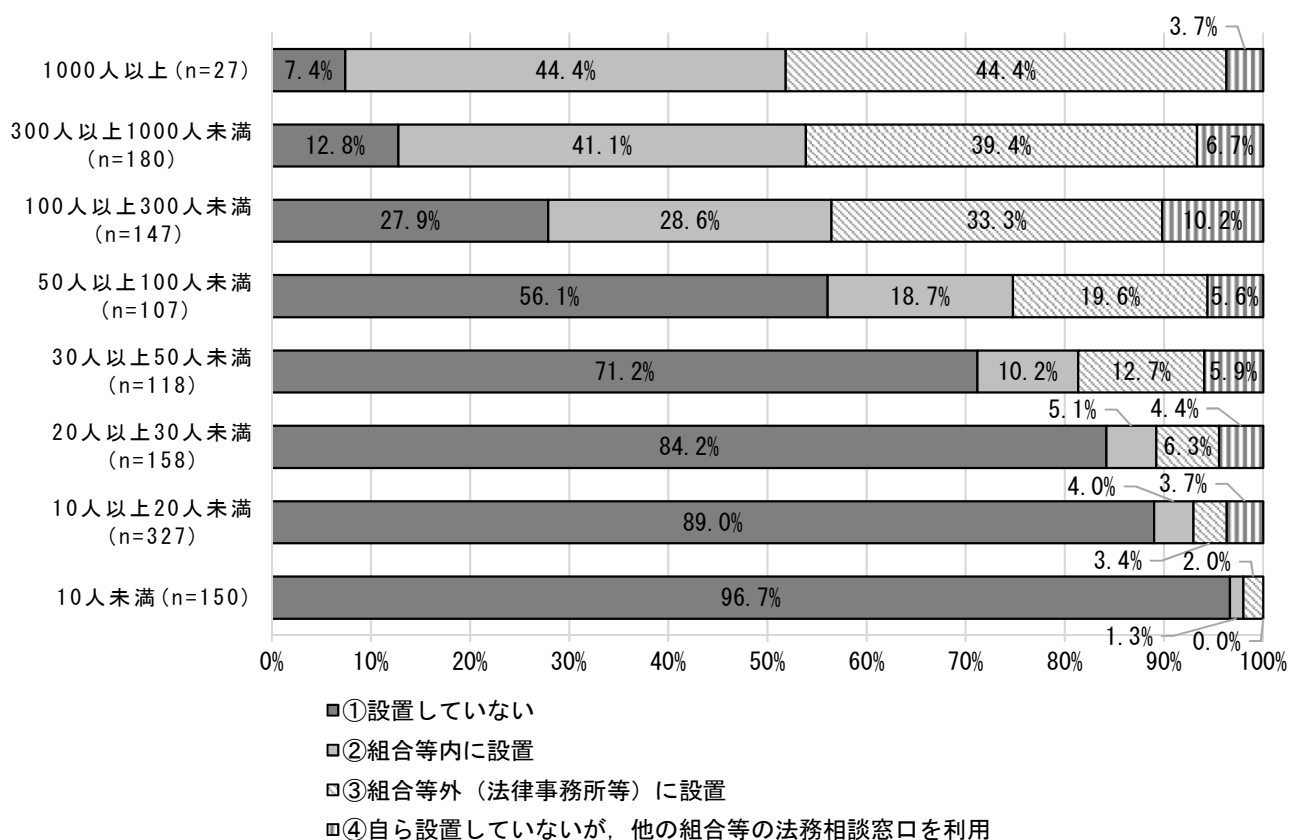
(6) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況（問3）



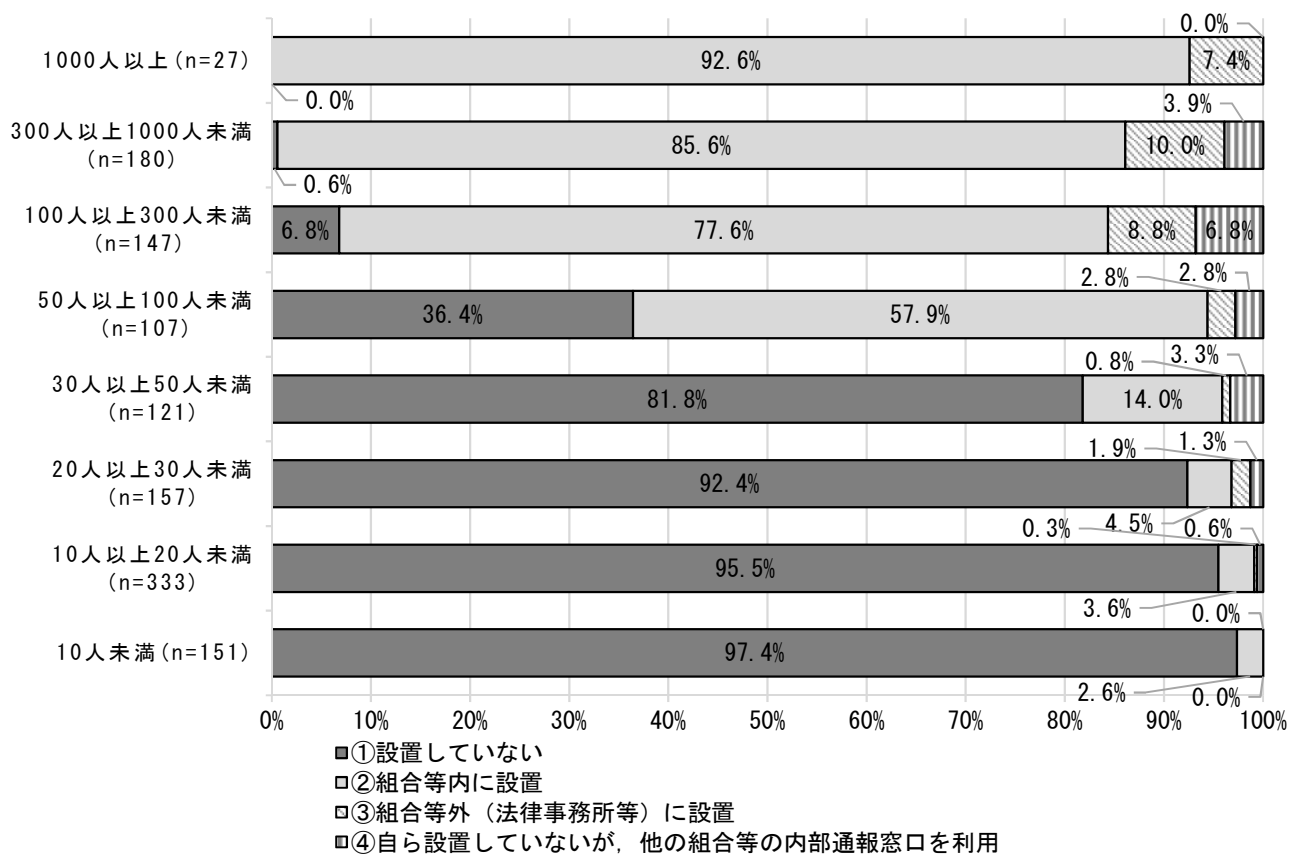
(7) 独占禁止法に関する担当役職員の配置状況（問3-2）



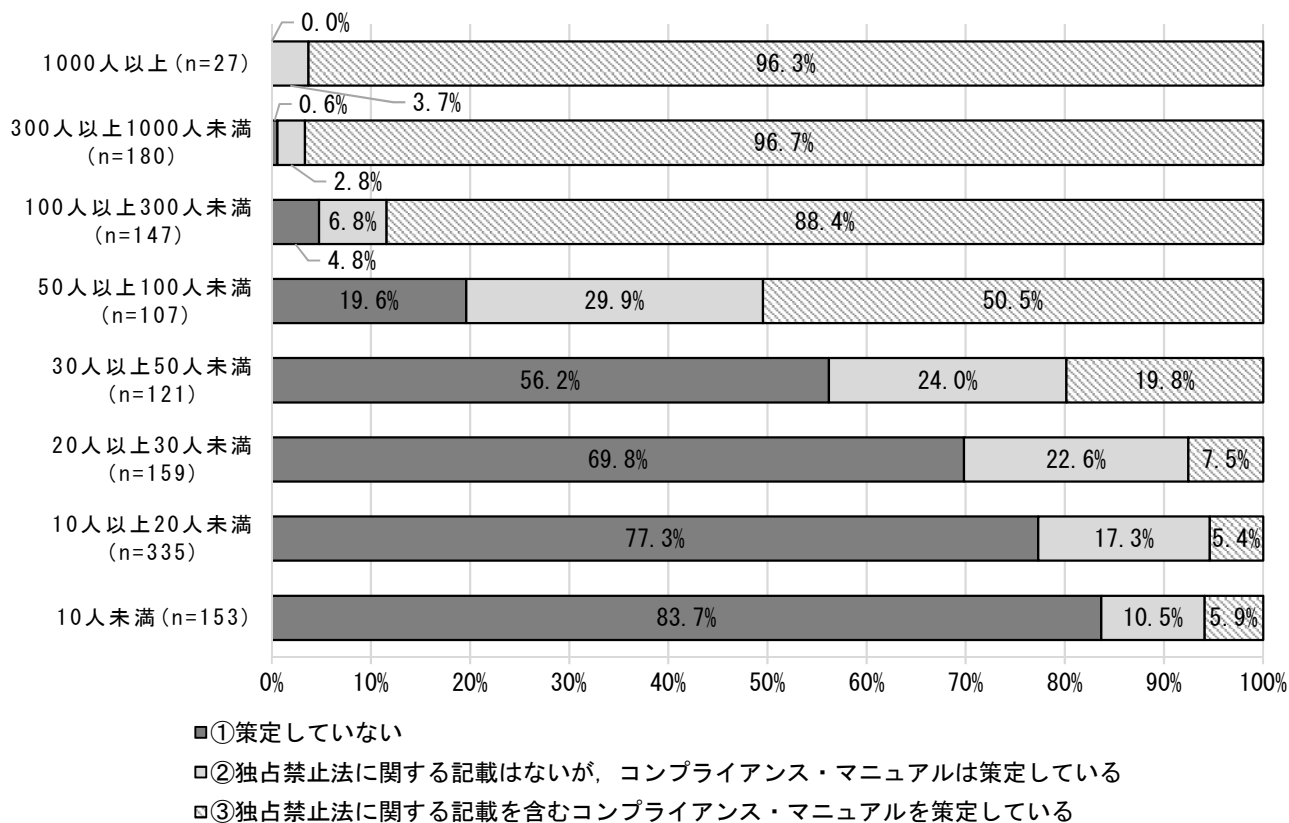
(8) 法務相談窓口の設置状況（問4）



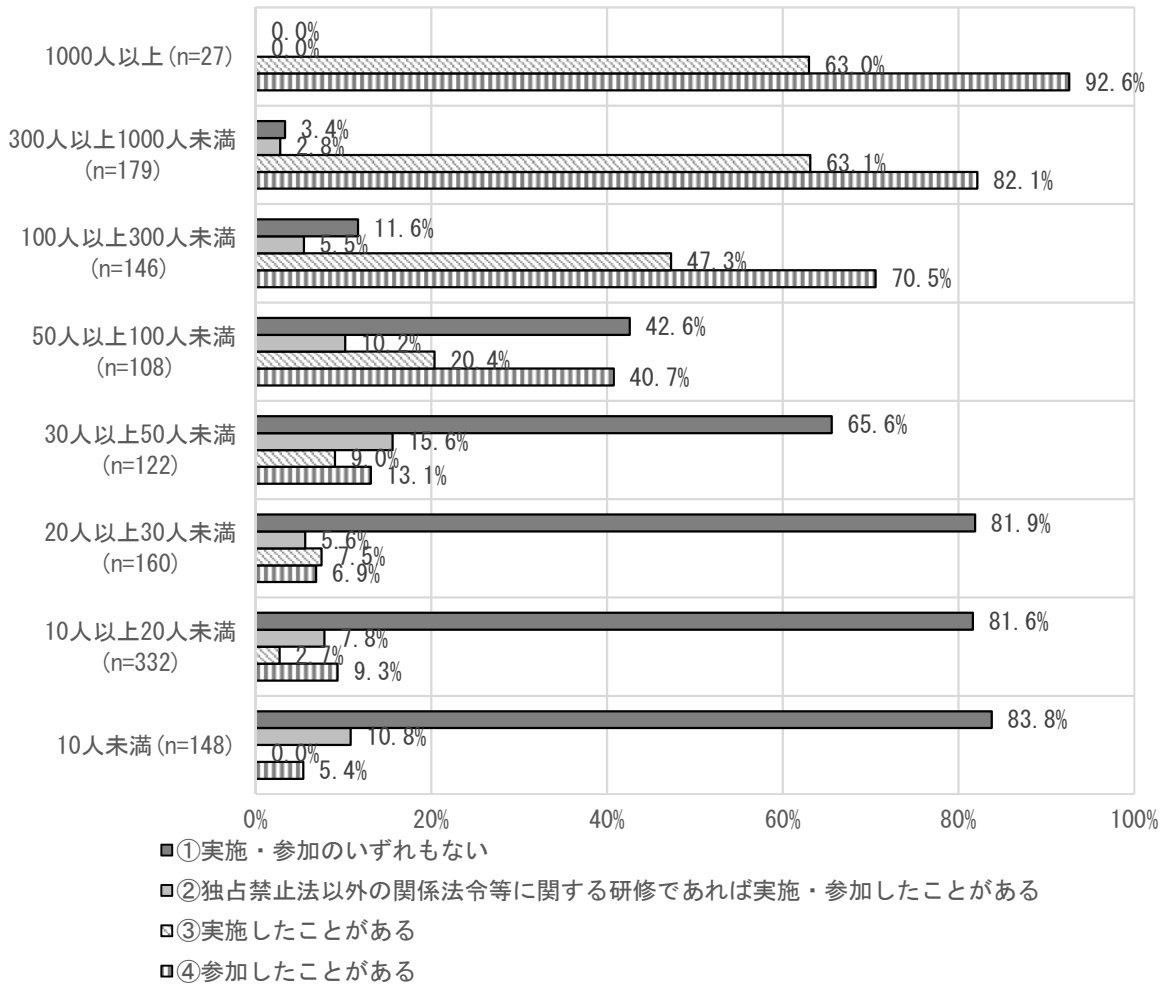
(9) 内部通報窓口の設置状況（問5）



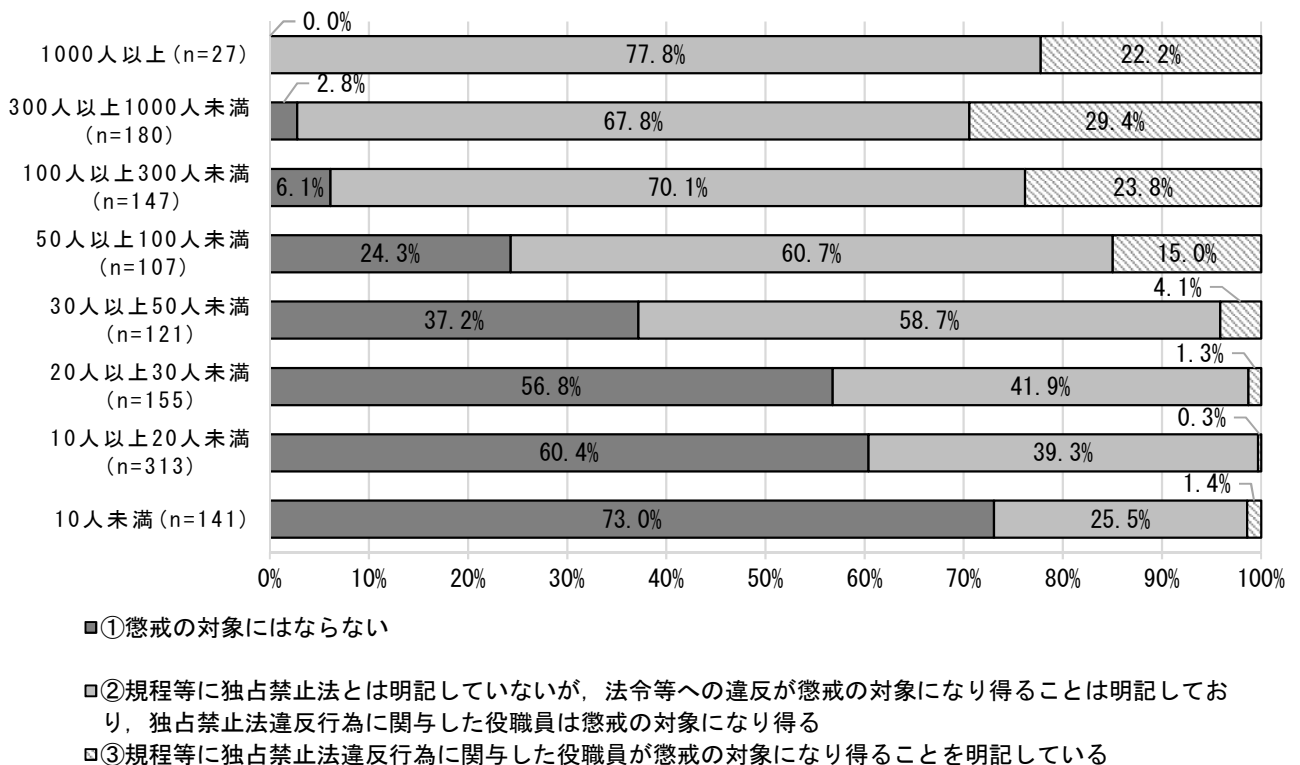
(10) コンプライアンス・マニュアルの策定状況（問7）



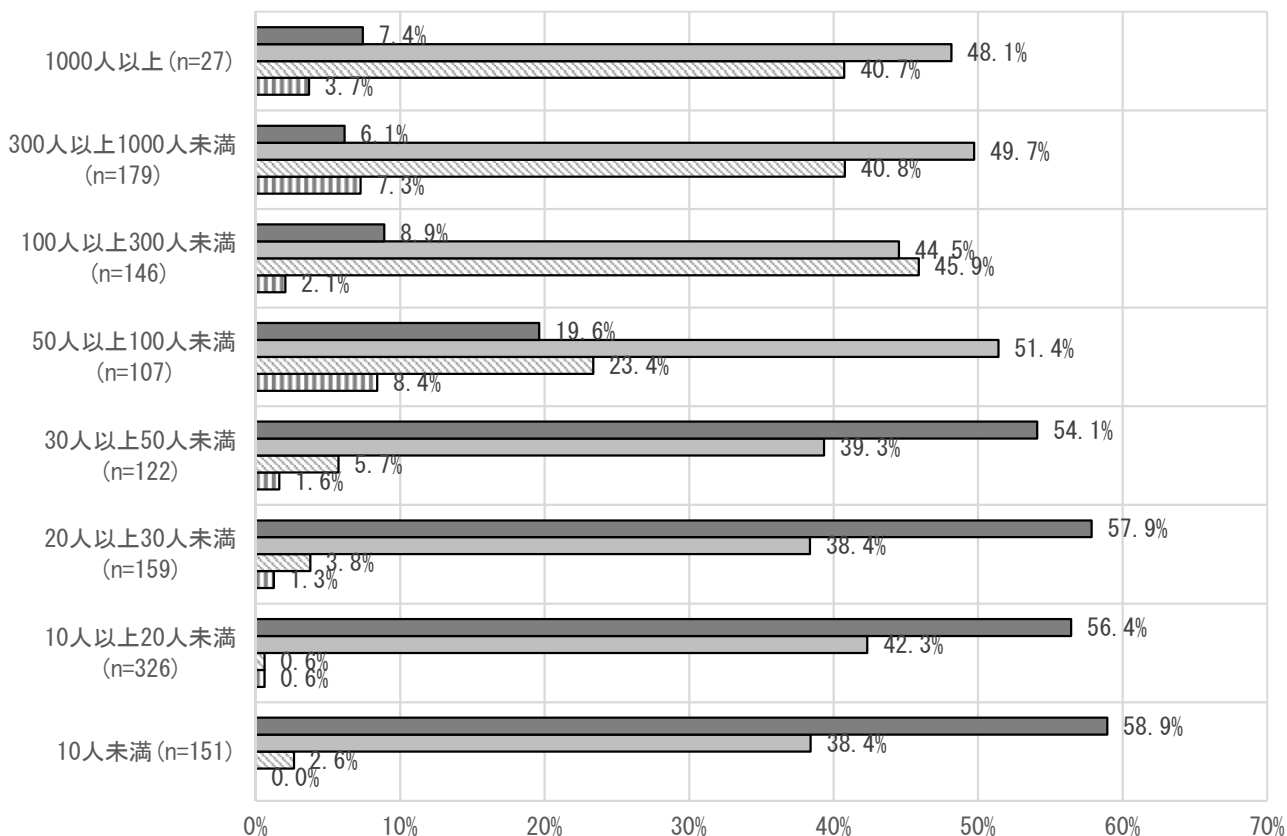
(11) 研修の状況（問8）



(12) 懲戒ルールの整備状況（問9）



(13) 監査の実施状況（問10）



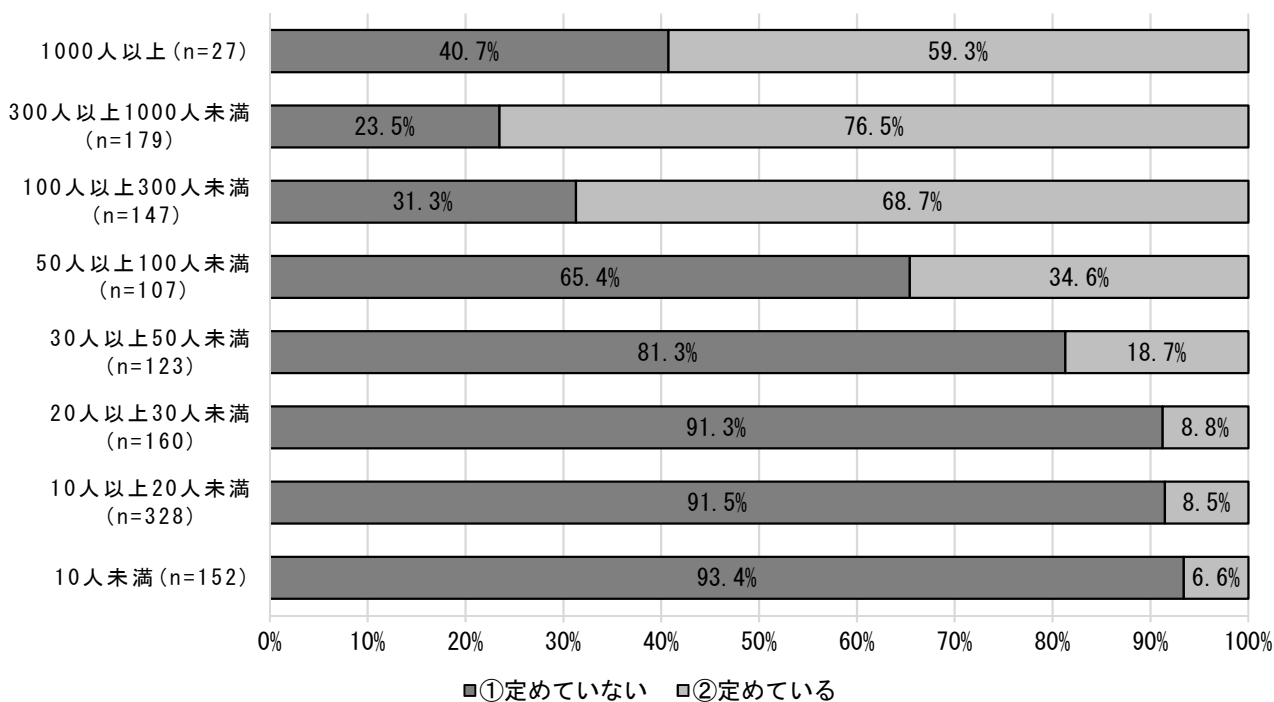
■①実施していない

▨②独占禁止法に違反するか否かの観点からの監査は実施していないが、関係法令等に関する監査は実施

▨③独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施

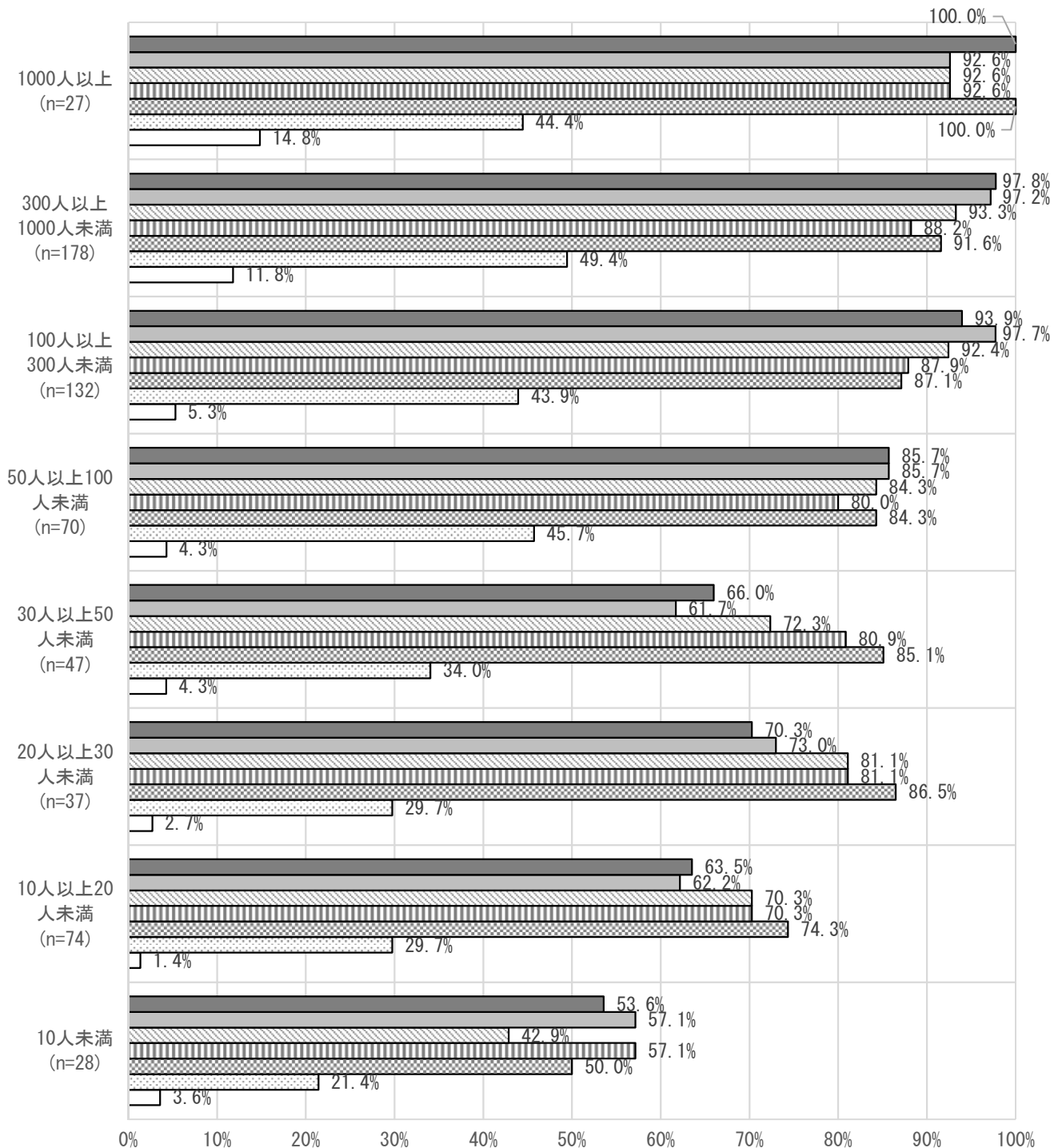
▨④自ら実施しているわけではないが、外部機関による独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を受けている

(14) 問題発生時の対応（問11）



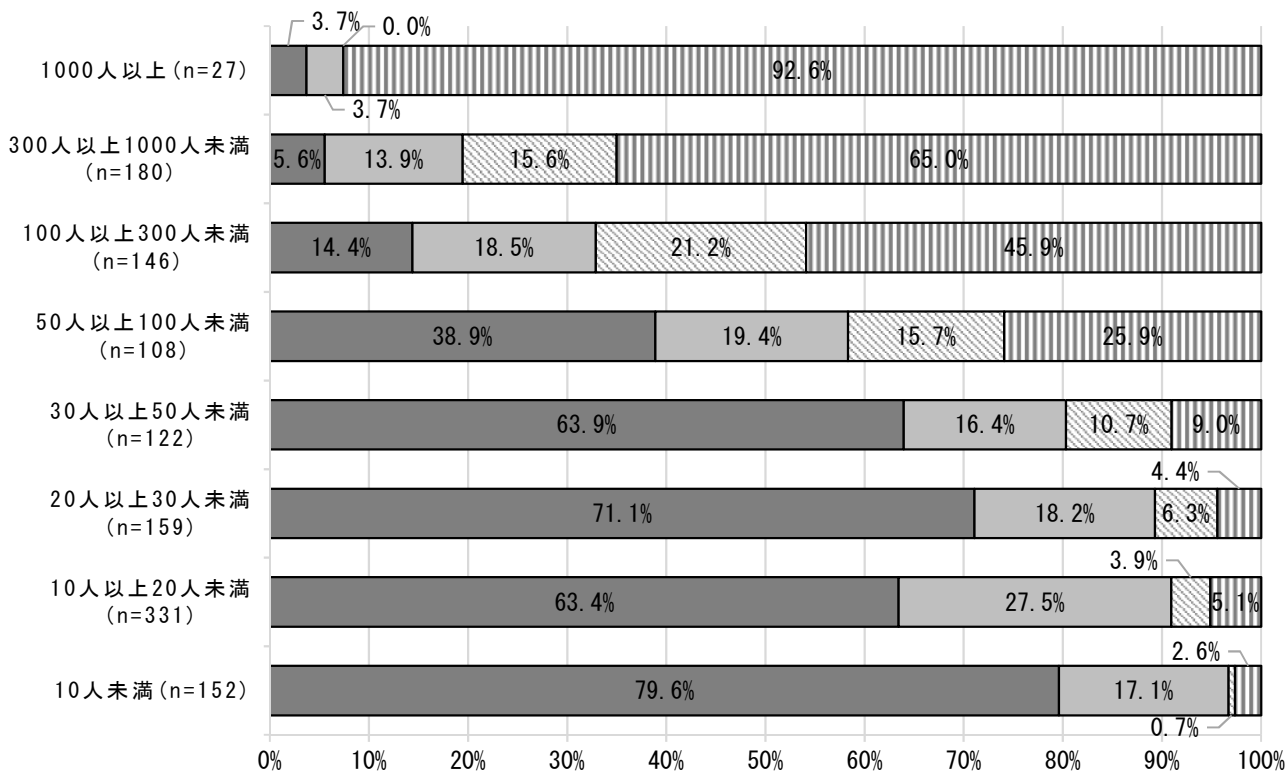
■①定めていない □②定めている

(15) 独占禁止法上問題となるおそれのある行為として認識している行為類型(問16-2)



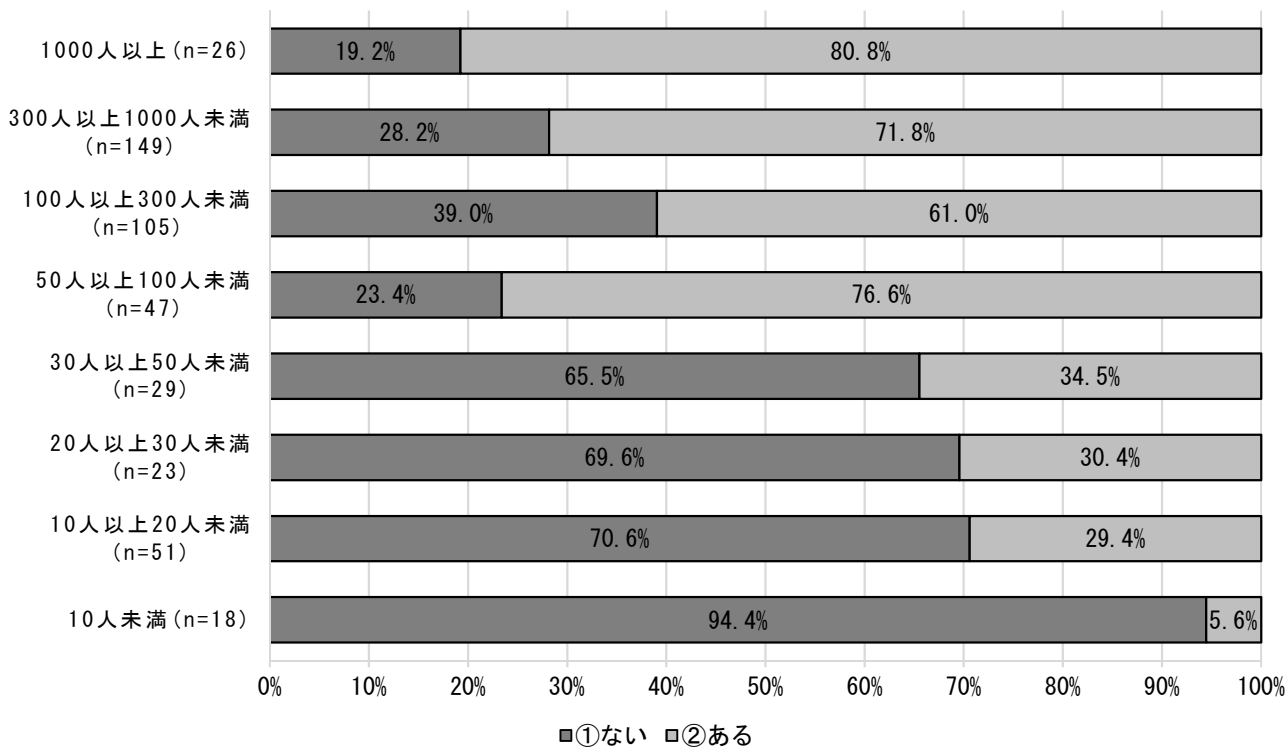
- ①組合員に対して、共同事業への参加・利用を強制する行為
- ②共同事業の利用者と、利用しない者を差別的に取り扱うこと
- ③取引先事業者に対して、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④他の組合や事業者等と談合を行うこと
- ⑤他の組合や事業者等と販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥組合等の内部で共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦その他

(16) 独占禁止法適用除外制度に関する認識状況（問17）



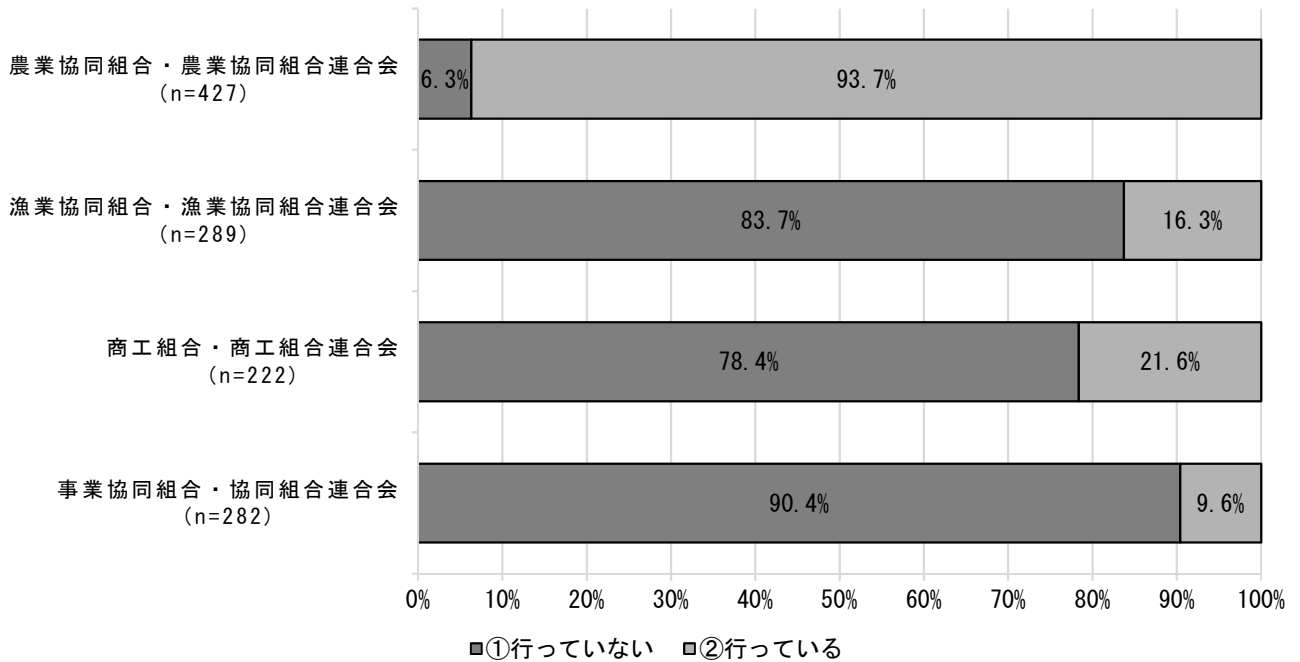
- ① 把握していない
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない
- ③ 一定の要件を満たした組合の行為について独占禁止法の適用が免除されることを把握している
- ④ ③に加えて、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象外となることも把握している

(17) 独占禁止法適用除外制度の周知状況（問17-2）

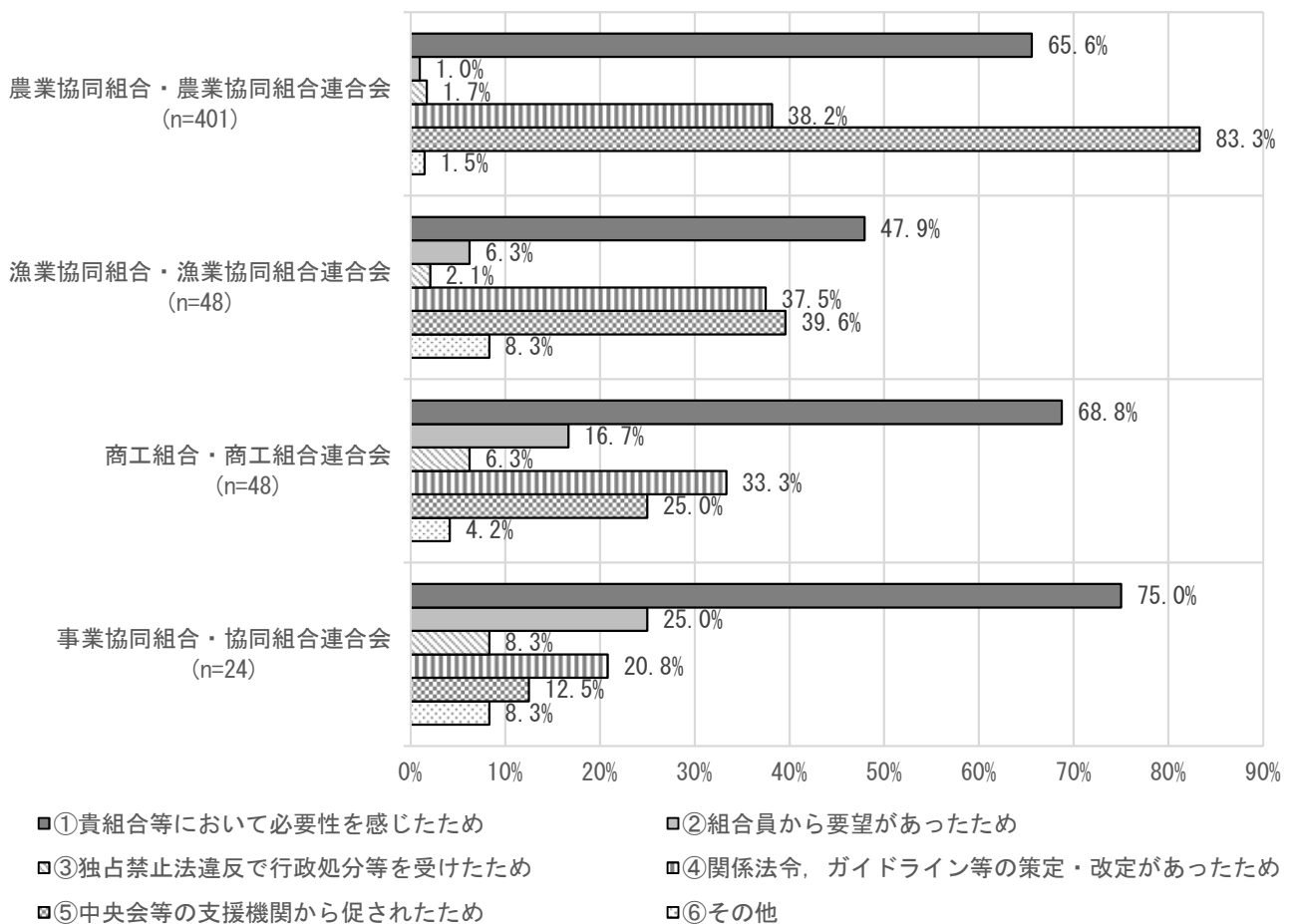


2 組合種別による分析

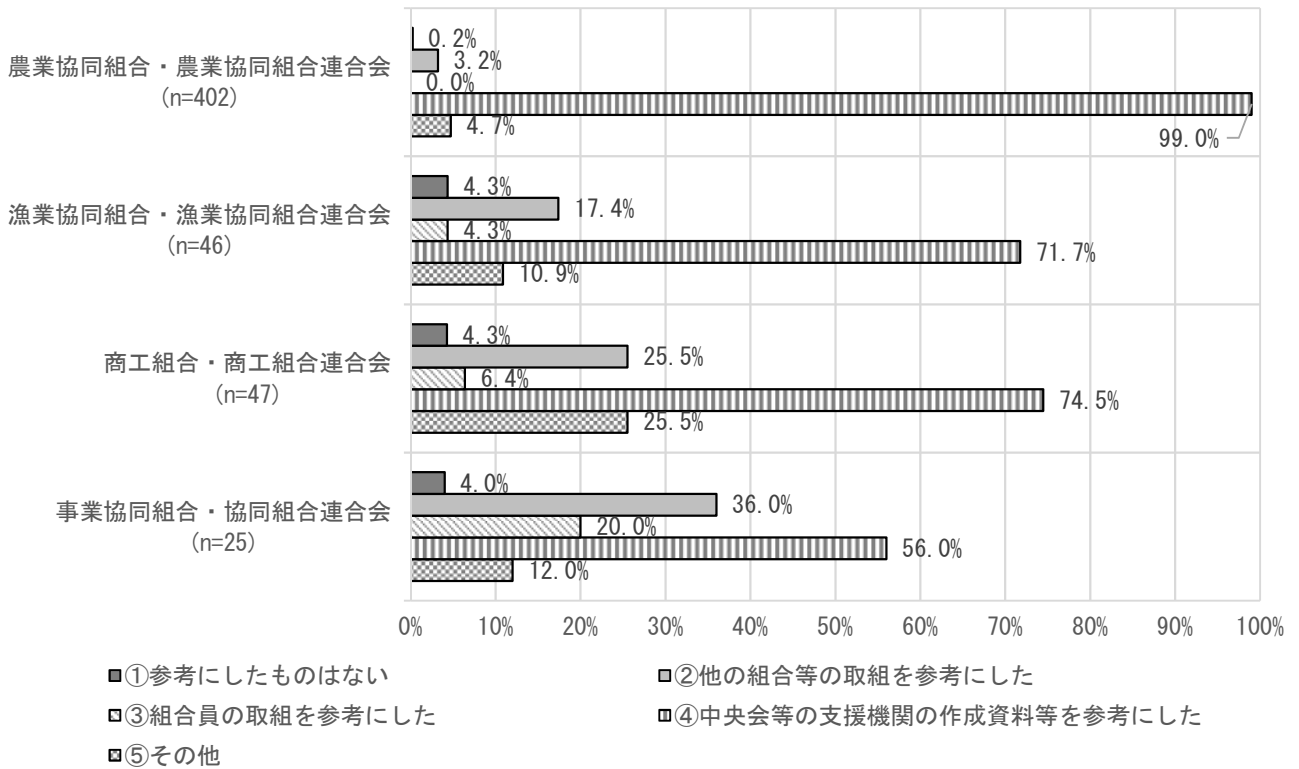
(1) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組の有無（問1）



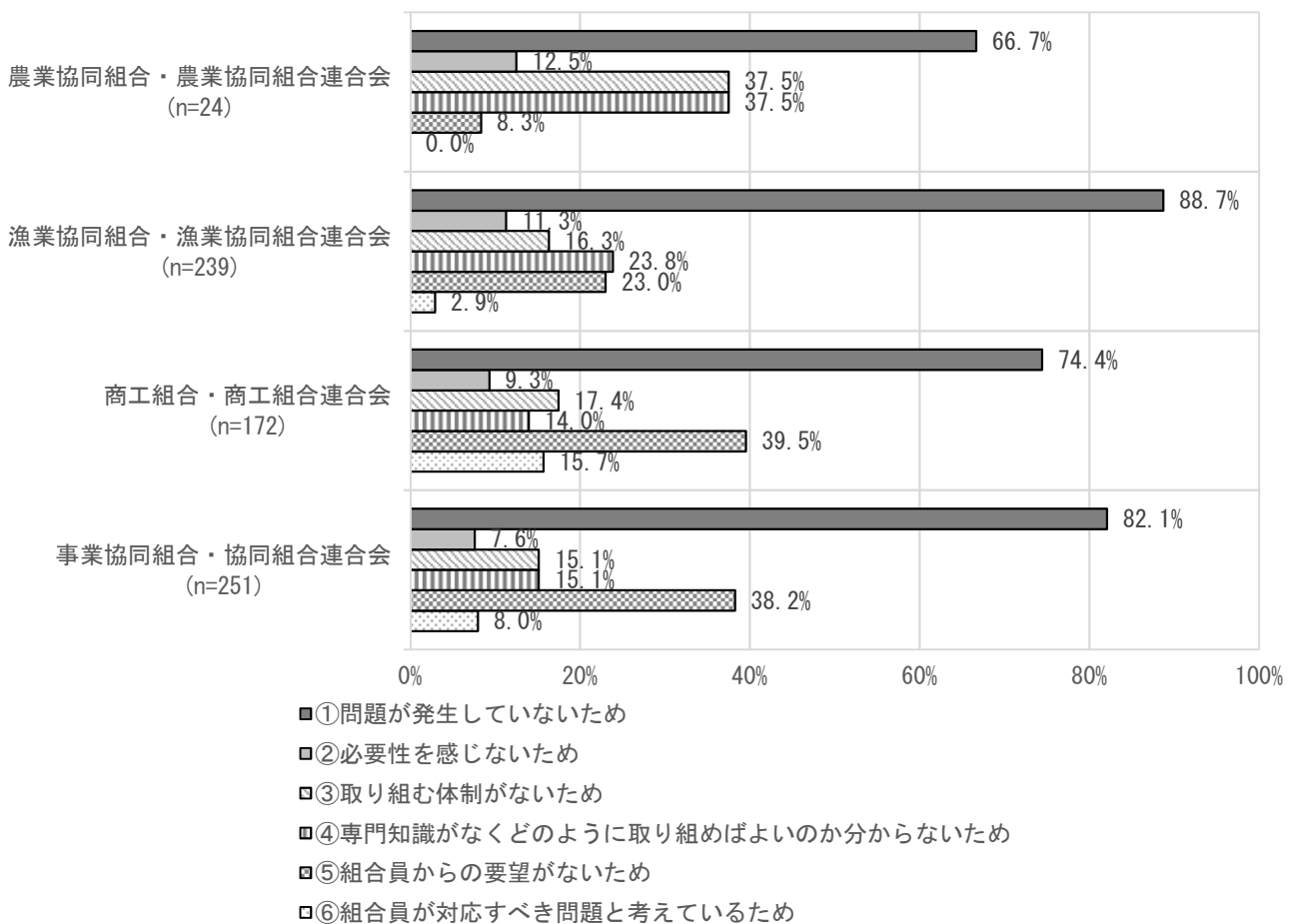
(2) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行った契機（問1-2）



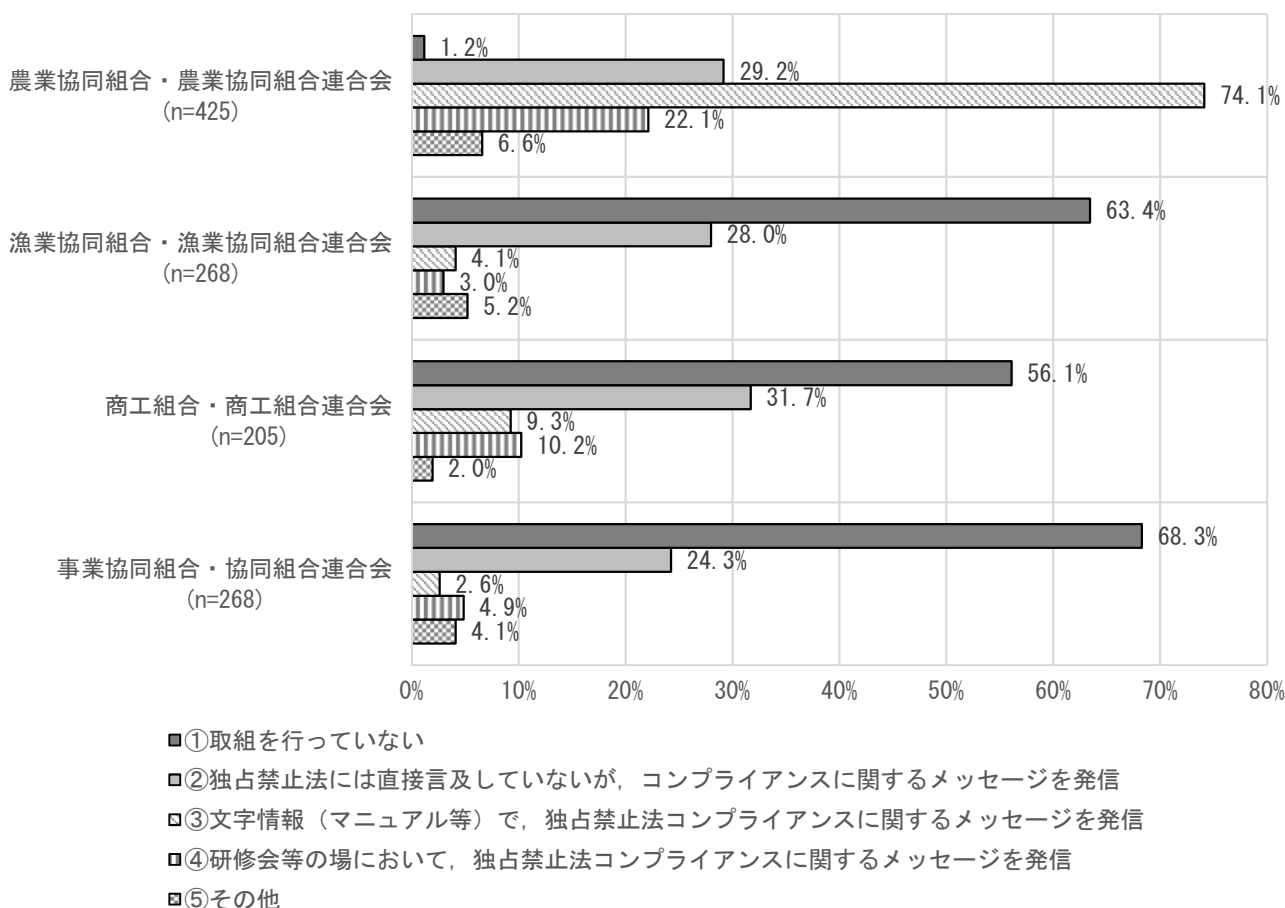
(3) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行うに当たって参考にしたもの（問1-3）



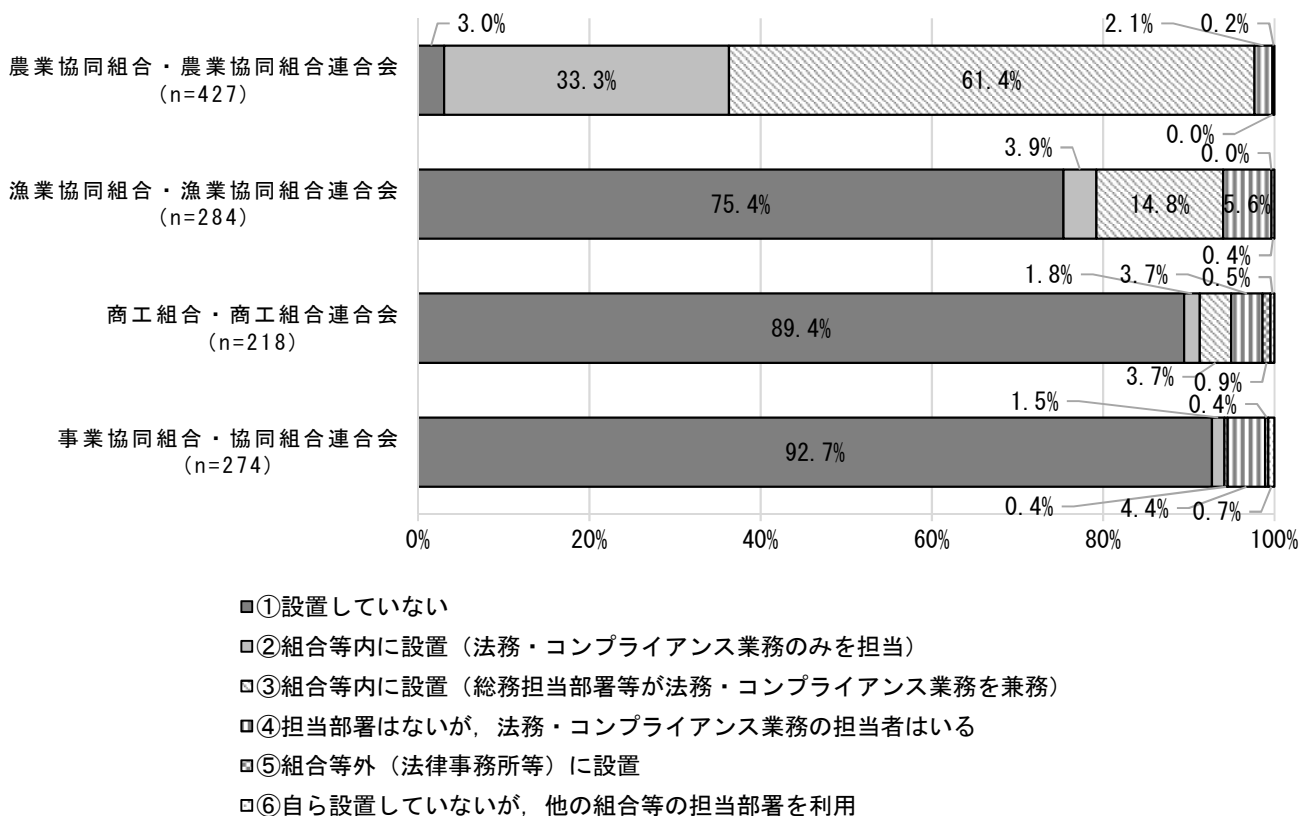
(4) 独占禁止法コンプライアンスに関する取組を行っていない理由（問1-5）



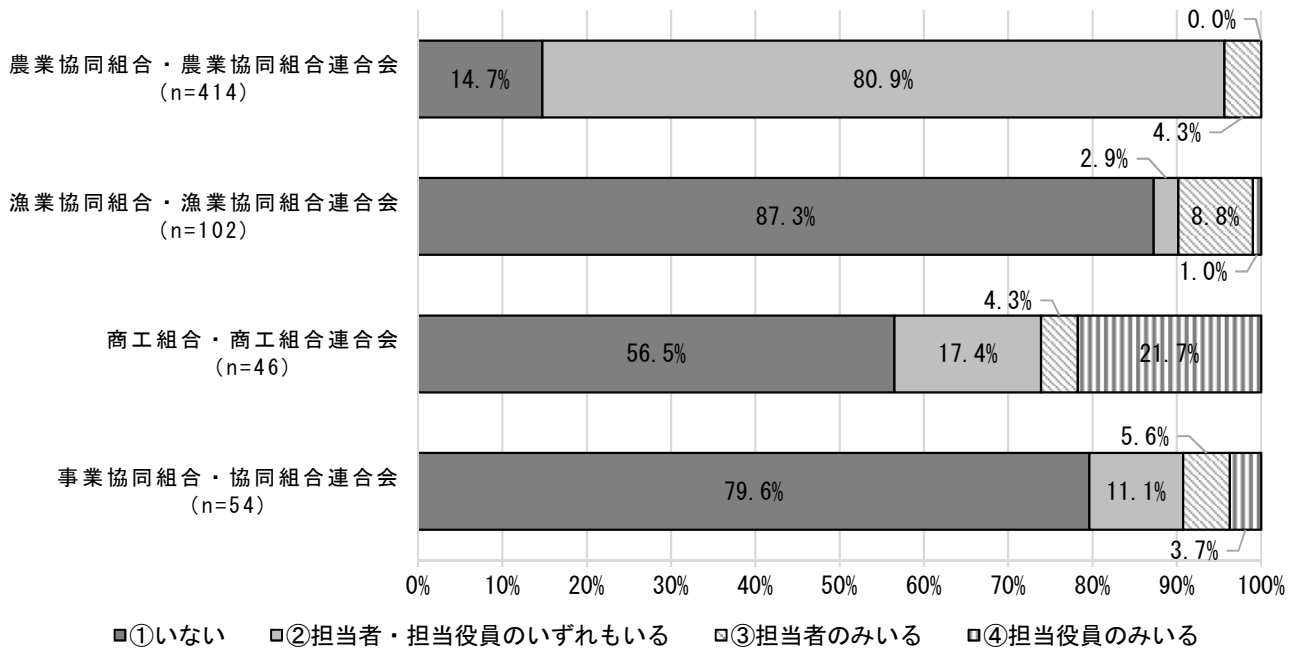
(5) 代表者によるコンプライアンスに関するメッセージ等（問2）



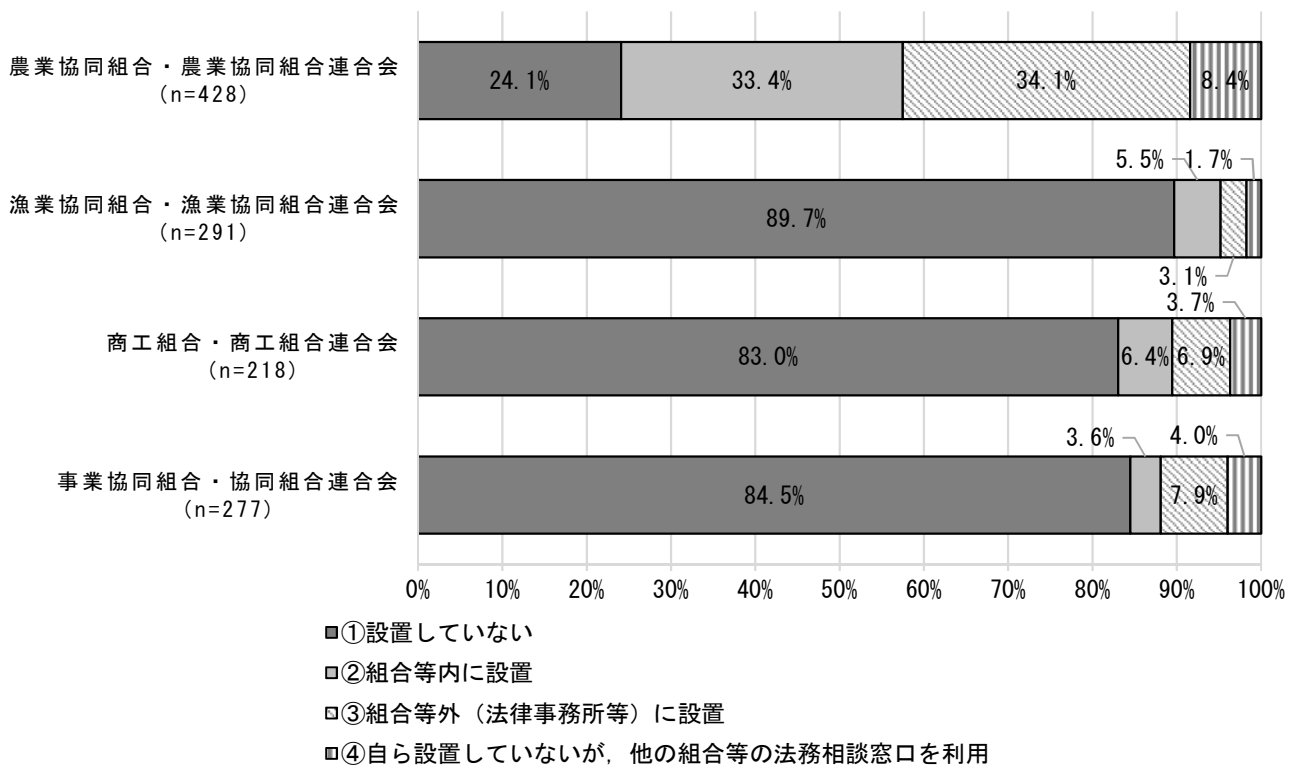
(6) 法務・コンプライアンス担当部署等の設置状況（問3）



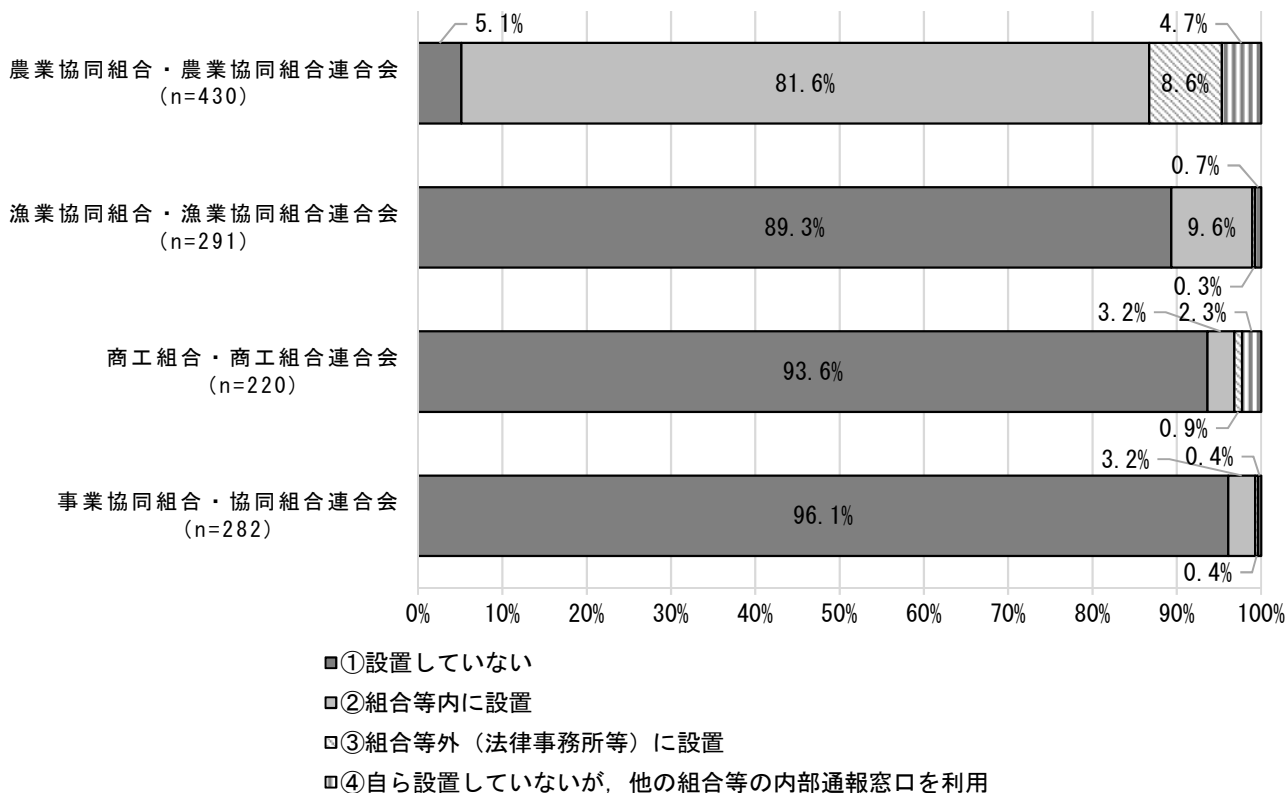
(7) 独占禁止法に関する担当役職員の配置状況（問3-2）



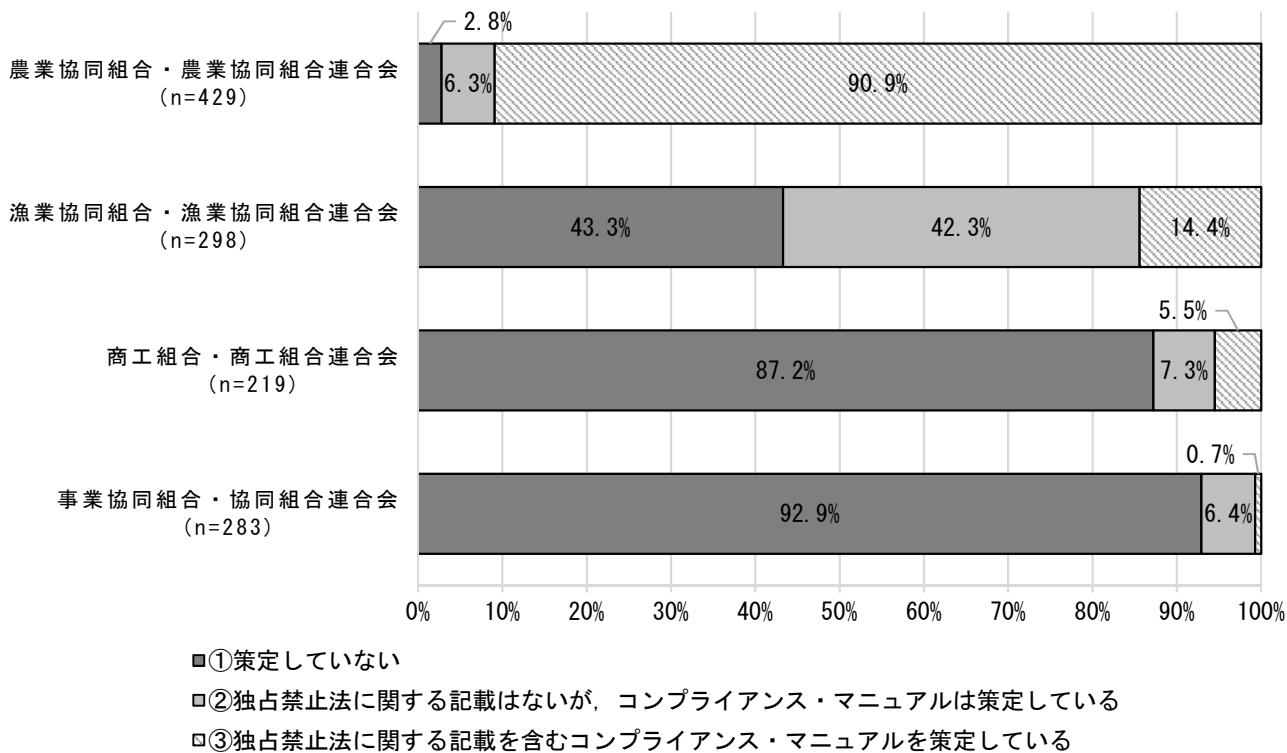
(8) 法務相談窓口の設置状況（問4）



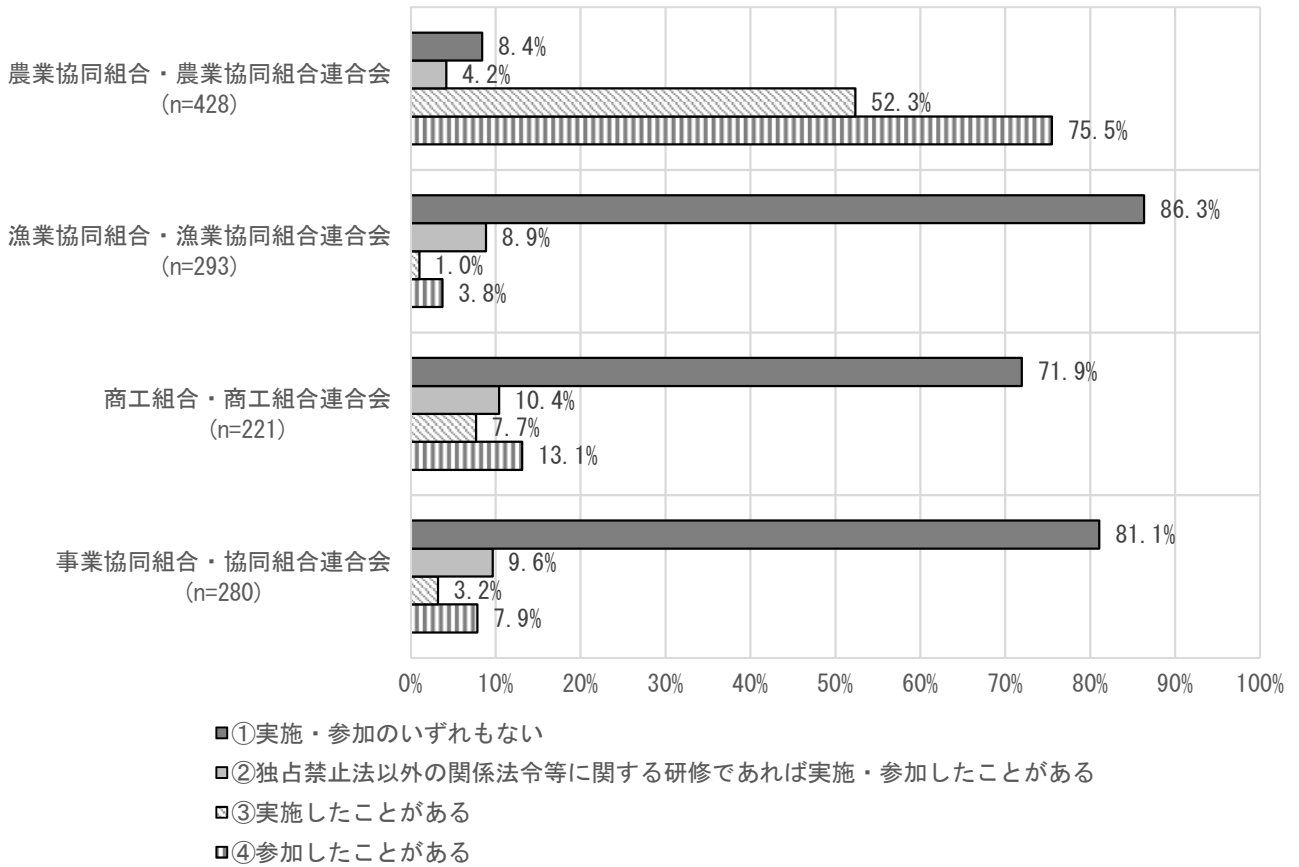
(9) 内部通報窓口の設置状況（問5）



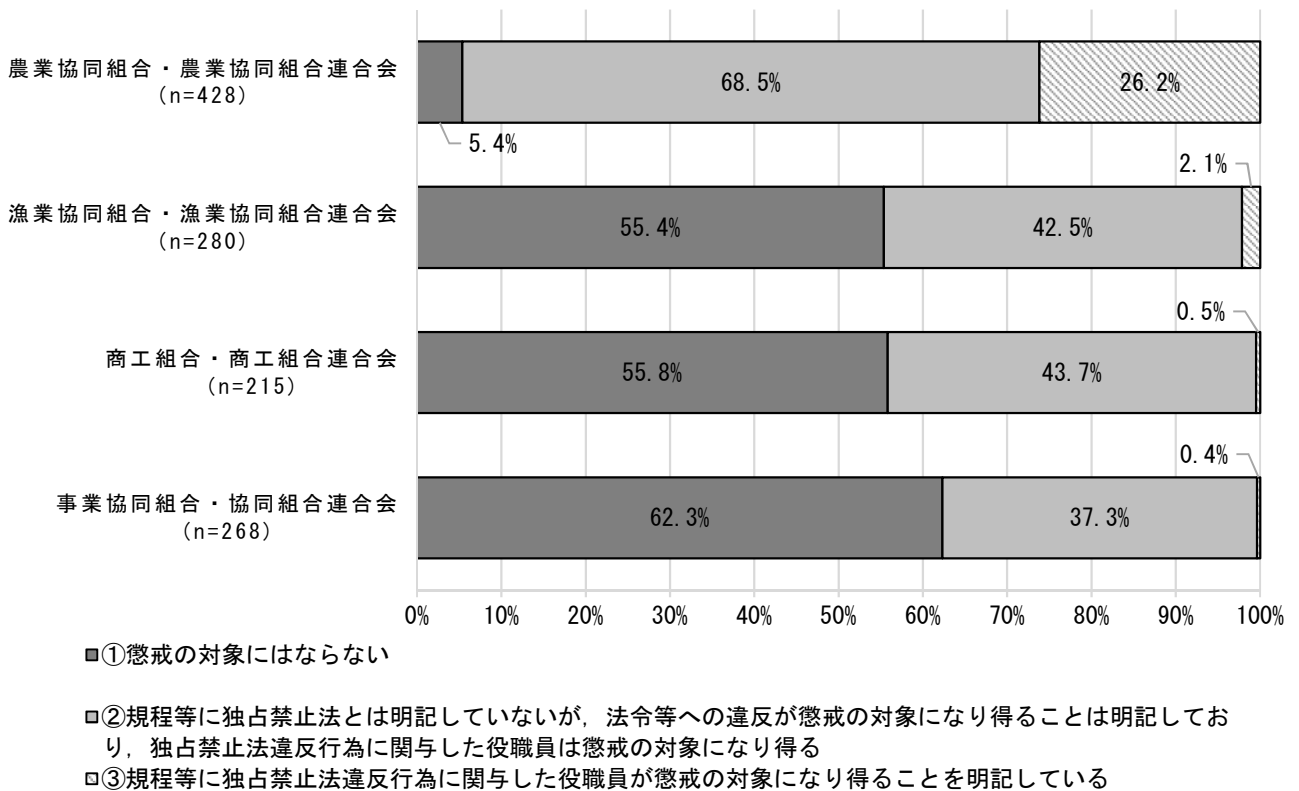
(10) コンプライアンス・マニュアルの策定状況（問7）



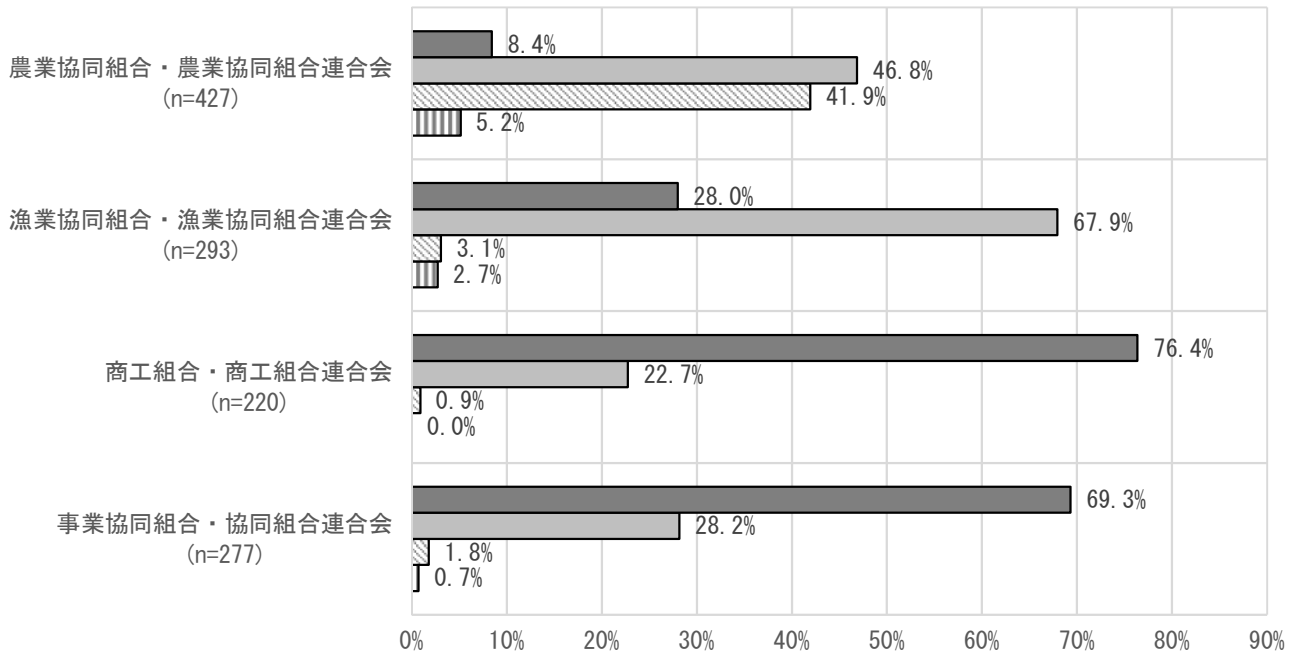
(11) 研修の状況（問8）



(12) 懲戒ルールの整備状況（問9）

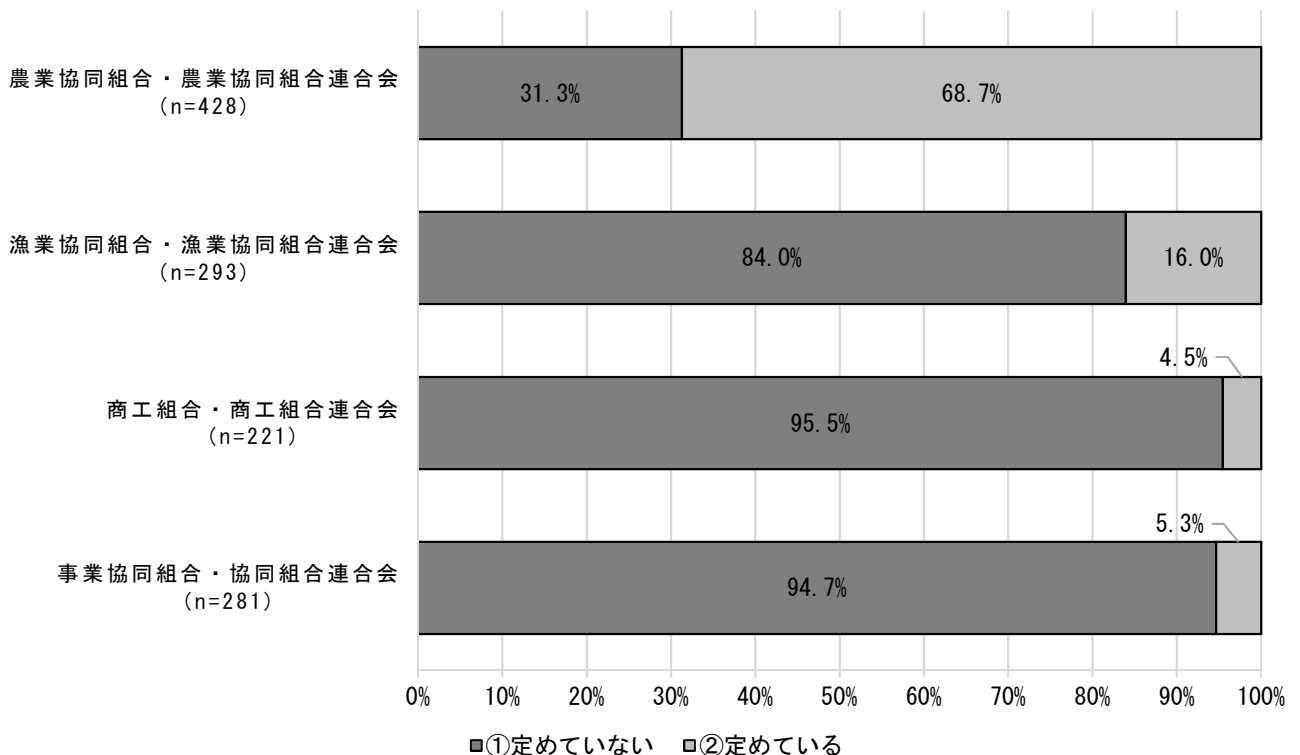


(13) 監査の実施状況（問10）

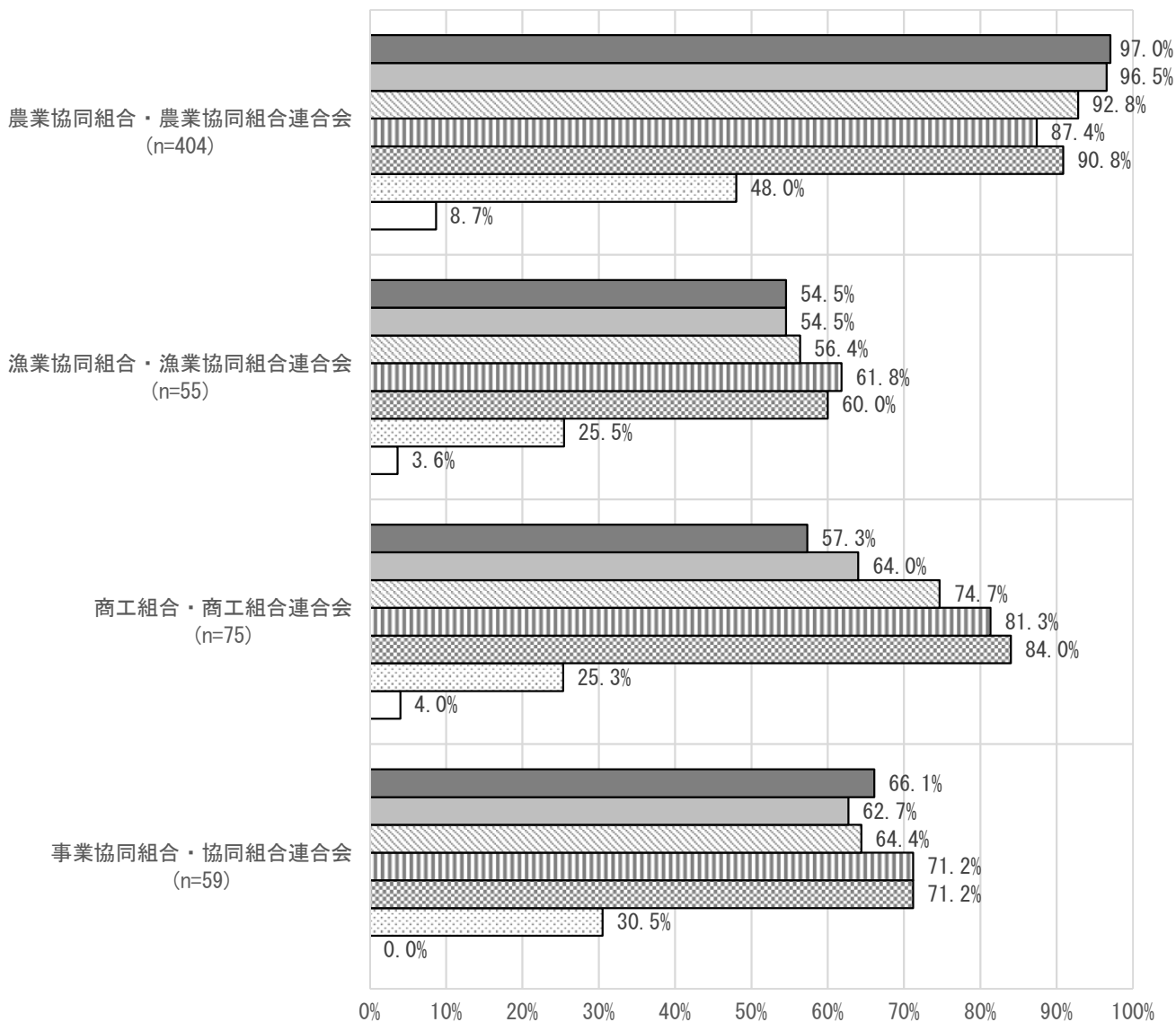


- ①実施していない
- ②独占禁止法に違反するか否かの観点からの監査は実施していないが、関係法令等に関する監査は実施
- ③独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を実施
- ④自ら実施しているわけではないが、外部機関による独占禁止法に違反するか否かの観点も含めた監査を受けている

(14) 問題発生時の対応（問11）

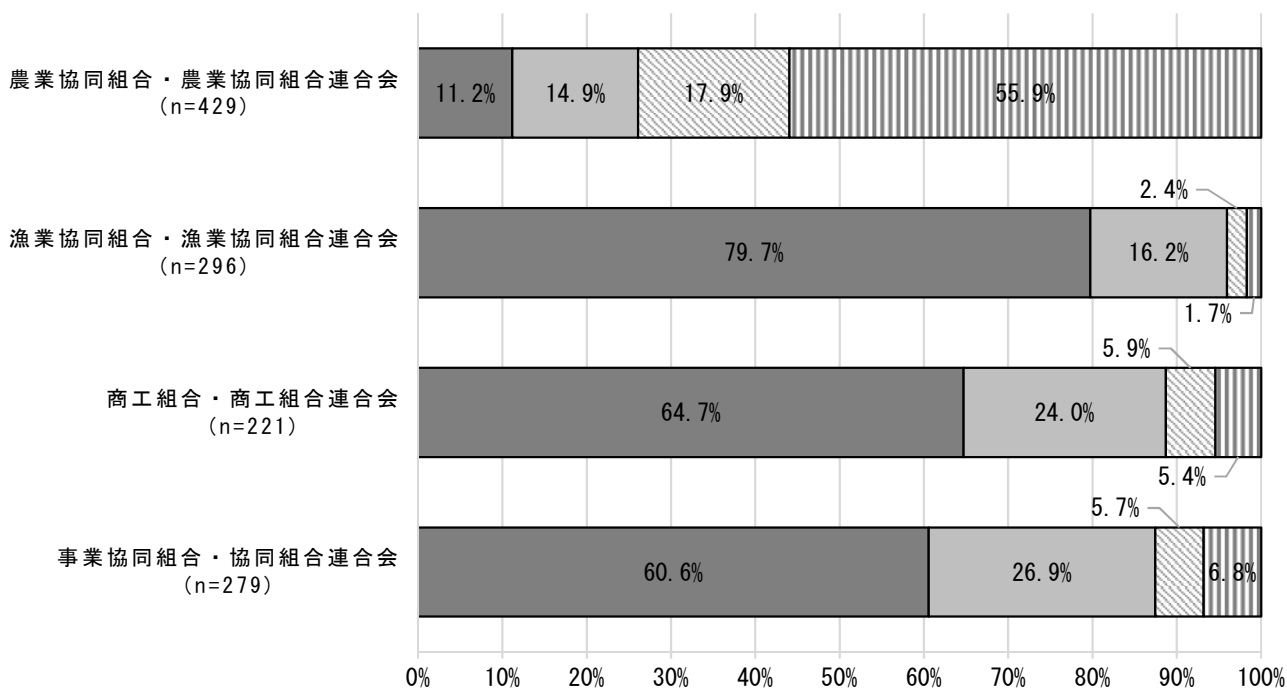


(15) 独占禁止法上問題となるおそれのある行為として認識している行為類型(問16-2)



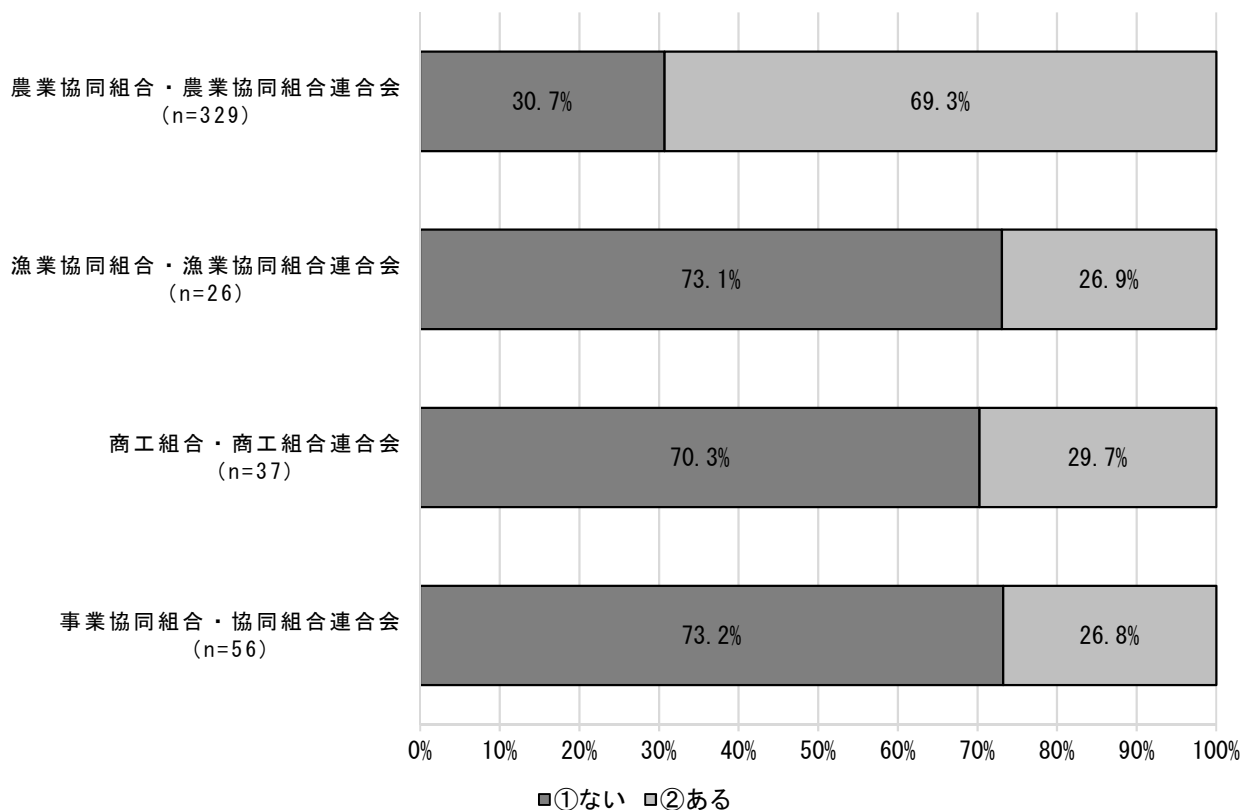
- ①組合員に対して、共同事業への参加・利用を強制する行為
- ②共同事業の利用者と、利用しない者を差別的に取り扱うこと
- ③取引先事業者に対して、貴組合等の競争事業者との取引を制限する行為
- ④他の組合や事業者等と談合を行うこと
- ⑤他の組合や事業者等と販売価格や販売地域等の取決めを行うこと
- ⑥組合等の内部で共同事業以外の事業についての取決めを行うこと
- ⑦その他

(16) 独占禁止法適用除外制度に関する認識状況（問17）



- ① 把握していない
- ② 制度があることは知っているが、具体的な内容までは把握していない
- ③ 一定の要件を満たした組合の行為について独占禁止法の適用が免除されることを把握している
- ④ ③に加えて、不公正な取引方法が用いられるなどの場合は適用除外の対象外となることも把握している

(17) 独占禁止法適用除外制度の周知状況（問17-2）



違反事件等の発生と研修の関係（データ分析メモ）

このメモは、平成21年度以降に違反事件等¹⁾の対象となった組合等が所在している地域とそれ以外の地域や、違反事件等の対象となった組合等と同種の組合等²⁾とそれ以外のグループに属する組合等を比較して、違反事件等が研修の実施（又は研修への参加。以下単に「研修の実施」という。）³⁾にどのような影響を与えているのかという点について、定量的に分析した結果を記載したものである。

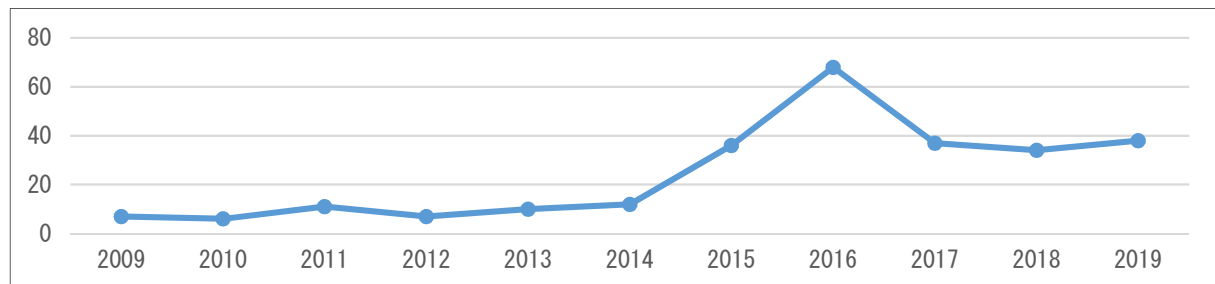
1 データ分析等

(1) 用いたデータ

本分析では、アンケート票の設問8において、研修を実施していないと回答した組合等及び2009年度以降に研修を実施していると回答した組合等のデータ（1,061組合等⁴⁾）を用いた。

(2) 研修を実施し始めた時期と違反事件等との関係

2009年度以降に研修を実施し始めた組合等の数の推移は次のグラフのとおりであり、2014年度を境に⁵⁾、研修を実施し始めた組合等の数が比較的高い水準で維持されていることがわかれる。



注 縦軸：当該年度に研修を実施し始めた組合等の数。

(3) データ分析

ア 地域への影響

2009年度以降に違反事件等が発生した各都道府県における研修を実施している組合等の数を、年度ごとに集計したところ、一部の地域を除いて違反事件等の前後で研修を実施し始めた組合等の数が増加しており、違反事件等が研修の実施に影響を与えていることがわかれる。

¹⁾ 法的措置である排除措置命令のほか、警告、要請など、公正取引委員会において公表した事案（参考資料2）。

²⁾ 本分析は、アンケート票の「1 貴組合等の名称等」の「組合の種別」欄に挙げた選択肢（①事業協同組合、②協同組合連合会、③商工組合、④商工組合連合会、⑤漁業協同組合、⑥漁業協同組合連合会、⑦農業協同組合、⑧農業協同組合連合会、⑨その他）のうち、違反事件等の対象となった組合等が存在する①、⑦、⑧のグループに属する組合等とそれ以外のグループに属する組合等を区別して、それぞれの研修の実施状況を分析したものであり、違反事件等の対象となった同種の組合等とは、①、⑦、⑧のグループに属する組合等をいう。

³⁾ 本報告書の第2の2(4)キに記載のアンケート票の設問8の回答結果（2019年10月末時点の状況）が分析対象。

⁴⁾ 回答総数1,248のうち、平成21年度以前から研修を実施していた組合等（80）及び研修開始時期が未記載の組合等又は記載はあるが時期を特定できない組合等（107）を除いたもの。

⁵⁾ 2014年度には、組合等に対して、排除措置命令3件、警告1件、要請1件、申入れ3件の措置が行われている。

他方で、違反事件等が発生していない年度においても増加しているところがみられたため、違反事件等と、特定の地域の組合等における研修の実施との関係について、定量的な分析を行った（推計式は次のとおり）。

$$\text{Prob}(\text{研修実施}) = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{職員数} + \beta_2 \text{違反事件等都道府県ダミー} + \beta_3 \text{その他} + \varepsilon \quad 6$$

結果は次表のとおりであり、違反事件等の対象となった組合等が所在している地域では統計的に有意に研修が実施されていることが認められた（違反事件等の対象となった組合等が所在している地域ではその他の地域と比較して研修が実施される確率が約 6%～13% 上昇する傾向にある）。これは、違反事件等が組合等における研修の実施へのインセンティブを高める傾向にあることを示唆している⁷。

（地域への影響に係るデータ分析結果）

被説明変数：研修実施確率	(1)Logit	(2)Probit	(参考)OLS
職員数（対数）	0.0077 (0.0069)	0.0130 (0.0147)	0.0127* (0.0074)
違反事件等都道府県ダミー	0.0570*** (0.0207)	0.1260*** (0.0501)	0.0587*** (0.0200)
地区エリアダミー	YES	YES	YES
組合等種別ダミー	YES	YES	YES
観測数	970	970	979
修正済み決定係数	0.6921	0.6870	0.7110

※1 カッコ内は標準誤差。

2 *p<0.10; **p<0.05; ***p<0.01。

3 (1)～(2)及び(参考)のセルに記載している標記については次のとおり。

Logit, Probit: 被説明変数と説明変数との関係が非線形であることを想定したモデル。被説明変数がダミー変数である場合によく用いられる手法⁸。

OLS: 被説明変数と説明変数との関係が線形であることを前提としたモデル。

4 (1) 列及び (2) 列には限界効果を記載している。

イ 同種の組合等への影響

また、違反事件等の対象となった組合等と同種の組合等⁹と、それ以外のグループに属する組合等を比較して、それぞれの研修の実施への影響について、上記アと同様の定量

⁶ Prob (研修実施)：各組合等が研修を実施する確率。研修実施：研修を実施していれば 1，そうでなければ 0 をとるダミー変数。違反事件等都道府県ダミー：平成 21 年度以降違反事件等の対象となった組合等が所在している都道府県であれば 1，そうでなければ 0 をとるダミー変数。その他：地区エリア（北海道，東北，中部等），組合等の種別を表すダミー変数（地区エリアダミー，組合等種別ダミー），研修以外のコンプライアンスの取組（法務・コンプライアンス担当部署の設置，内部通報窓口の設置，コンプライアンス・マニュアルの策定等）の有無を表すダミー変数。

⁷ ただし，この分析は違反事件等と研修の実施との間の因果関係を分析したものではなく，あくまで両者に統計的に有意な関係性が認められるかどうかを分析したものである。

⁸ Logit モデル及び Probit モデルは被説明変数が左右対称に分布していることを前提としているところ，そのような前提を置いていないモデルとして補対数対数モデル（complementary log-log モデル）がある。補対数対数モデルでも実施した結果，違反事件等都道府県ダミーの係数の符号は変わらず統計的にも有意（5%水準）であった。

⁹ 脚注 2 参照。

的な分析を行った（推計式は以下のとおり。）。

$$\text{Prob}(\text{研修実施}) = \beta_0 + \beta_1 \ln \text{職員数} + \beta_2 \text{違反事件等対象組合等ダミー} + \beta_3 \text{その他} + \varepsilon \quad [10]$$

結果は次表のとおりであり違反事件等の対象となった組合等と同種の組合等では統計的に有意に研修が実施されていることが認められた（違反事件等の対象となった組合等と同種の組合等ではそれ以外のグループに属する組合等と比較して研修が実施される確率が約 7%~12%上昇する傾向にある。）^[11]。これは、違反事件等が、違反事件等の対象となっていない他の同種の組合等における研修の実施へのインセンティブを高める傾向にあることを示唆している。

（同種の組合等への影響に係るデータ分析結果）

被説明変数：研修実施確率	(1)Logit	(2)Probit	(参考)OLS
職員数（対数）	0.0182*** (0.0060)	0.0374*** (0.0128)	0.0372*** (0.0070)
違反事件等対象組合等ダミー	0.0650*** (0.0188)	0.1153*** (0.0357)	0.0938*** (0.0189)
地区エリアダミー	YES	YES	YES
組合等種別ダミー	YES	YES	YES
観測数	979	979	979
修正済み決定係数	0.6568	0.6493	0.6772

※1 カッコ内は標準誤差。

2 *p<0.10; **p<0.05; ***p<0.01。

3 (1)~(2)及び(参考)のセルに記載している標記はアの表と同じ^[12]。

4 (1)列及び(2)列には限界効果を記載している。

2 まとめ

本分析により、違反事件等の対象となった組合等が所在している都道府県では、他の地域と比べて、また、違反事件等の対象となった組合等と同種の組合等では、それ以外のグループに属する組合等と比べて、統計的に有意に研修が実施される確率が高いことが認められた。独占禁止法違反事件等の発生が研修の実施の契機の一つとなっている可能性がある。

^[10] 違反事件等対象組合等ダミー：農協等又は事業協同組合であれば 1，そうでなければ 0 をとるダミー変数，その他：地区エリア（北海道，東北，中部等），組合等の種別を表すダミー変数（地区エリアダミー，組合等種別ダミー），研修以外のコンプライアンスの取組（法務・コンプライアンス担当部署の設置，内部通報窓口の設置，コンプライアンス・マニュアルの策定等）の有無を表すダミー変数であり，他は脚注 6 と同じである。

^[11] 脚注 7 と同じ。

^[12] 補対数対数モデルでも実施した結果，違反事件等対象組合等ダミーの係数の符号は変わらず統計的にも有意（1%水準）であった。

参 考 資 料

- 参考資料 1 理解度チェックシート……………107
- 参考資料 2 独占禁止法適用除外制度……………111
- 参考資料 3 組合による独占禁止法違反事件等の一覧……………113
- 参考資料 4 組合の活動に係る独占禁止法に関する相談事例（概要）……120

「独占禁止法」理解度チェックシート

実施日：

部署：

役職：

氏名：・・・など

記載項目の例



次の問題について、正しいものには○を、誤っているものには×を記載してください。

No.	問 題	回答
問1	独占禁止法では、不当な取引制限（カルテル・入札談合）の禁止、不公正な取引方法の禁止、事業者団体の規制などについて定めている。	
問2	組合は組合員といった個々の事業者の集まりであって独占禁止法上の事業者団体に該当するため、事業者団体の行為を規制している独占禁止法の8条のみを遵守しておけば同法違反を問われることはない。	
問3	組合は独占禁止法の規制対象である事業者や事業者団体に該当するが、組合の行為は独占禁止法の適用が除外されているため、同法が適用されることはない。	
問4	新規の事業者が開業できないよう、原材料メーカーに対して新規事業者に商品を供給しないことを共同で申し入れたが、市況が下落しており経営難が続いている状況下における対応なので問題はない。	
問5	当農協の保有する共同利用施設を組合員が利用する場合には、当農協から資材を購入しなければならないことを条件としているが、当農協による資材の購買事業は組合員のために行っているものなので、このような条件を付しても問題はない。	
問6	競争関係にある事業者の取引先に対してのみ過剰な安売りを行ってその顧客を奪ったり、競争関係にある事業者と競合する地域でのみこのような安売りを行った場合には、独占禁止法違反を問われることがある。	
問7	取引先の従業員が当組合を訪れた際に、棚卸しや事務処理などの作業を手伝ってもらえることがあるが、この従業員とは付き合いも長くて信頼関係も築けており、強制しているわけではないので問題はない。	
問8	当組合では、組合員が製造販売する製品の価格を、前年度の価格から10パーセント引き上げることが決定した。原材料が高騰したこと起因したものとはいえ、このような行為は問題である。	
問9	管内の入札物件では組合員間の受注を巡るトラブルが絶えないため、組合内において、各組合員が受注する物件を割り当てるとともに、各物件における各組合員の入札価格を指示している。トラブル防止のための処置なので問題はない。	
問10	当組合は製造業者で組織されているところ、組合員の取引先である販売業者に対して、新規の製造業者から製品を仕入れないよう申し入れた。この業界では新規参入者が多く、相場が下落していることに対処したものであるため、問題はない。	

解答と解説

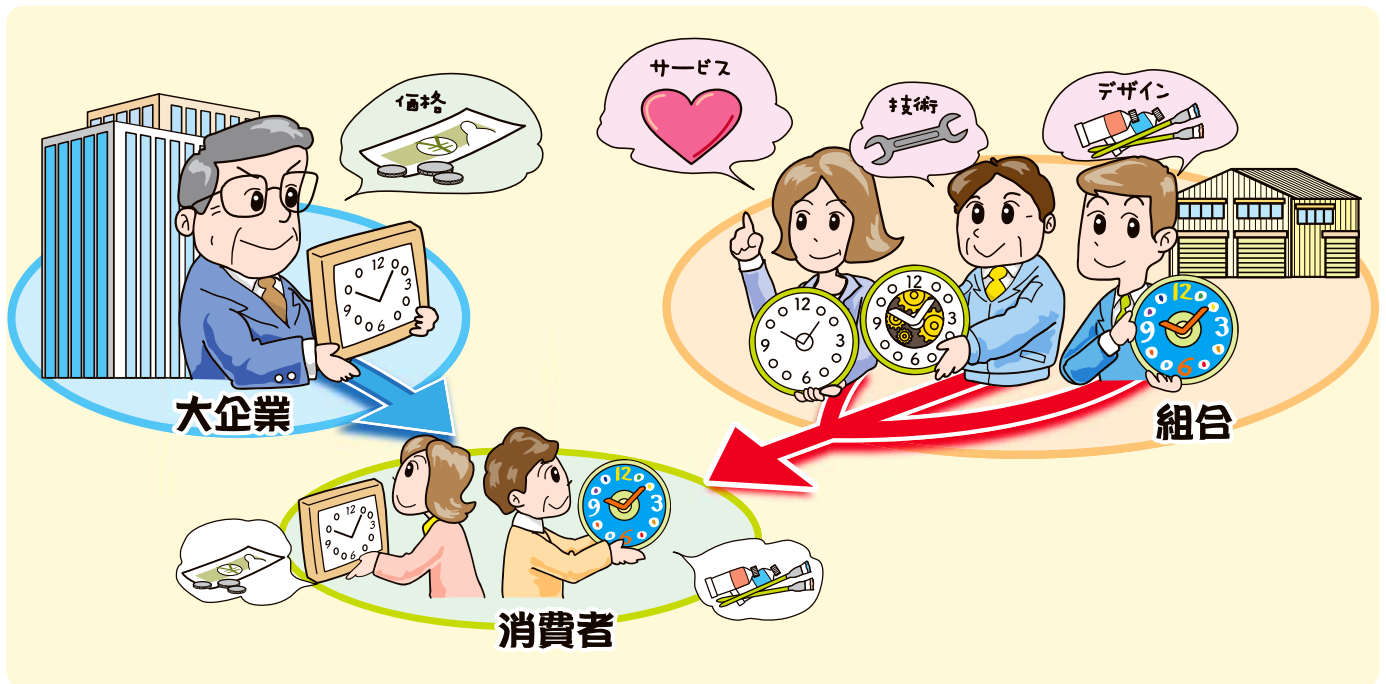
解答									
問1	問2	問3	問4	問5	問6	問7	問8	問9	問10
○	×	×	×	○	×	×	○	×	×

No.	解答	解 説
問1	○	<p>独占禁止法は、事業活動の基本的なルールを定めた法律であり、「私的独占の禁止」、「不当な取引制限の禁止」（カルテル・入札談合の禁止）、「不公正な取引方法の禁止」、「事業者団体の規制」、「企業結合の規制」などについて定めています。</p> <p>○ 不当な取引制限 不当な取引制限は、カルテルや入札談合といった複数の事業者が共同して競争を制限する行為であり、独占禁止法3条で禁止されています。 カルテルは、事業者間で相互に連絡を取り合い、本来は各事業者が自主的に決めるべき商品の価格や、販売・生産数量などを共同で取り決める行為になります。 入札談合は、国や地方公共団体などの工事や物品の入札に際し、事前に、入札参加業者間で連絡を取り合って、受注する事業者や受注する金額などを共同で取り決める行為になります。 （参考：「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p> <p>○ 不公正な取引方法 不公正な取引方法は、「公正な競争を阻害するおそれのある行為」として、独占禁止法19条で禁止されています。 不公正な取引方法には、法律で定められているもの（「優越的地位の濫用」など）と、公正取引委員会が指定しているもの（「取引拒絶」、「排他条件付取引」、「拘束条件付取引」、「取引条件等の差別取扱い」、「再販売価格維持行為」など）があります。 （参考：「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p> <p>○ 事業者団体の規制 独占禁止法では、「事業者」だけでなく2以上の事業者で構成される社団、財団、組合などの「事業者団体」も規制対象にしており、独占禁止法8条において、事業者団体の行為を規制しています。 例えば、組合などの事業者団体がその分野における事業者の数を制限して新規参入を認めなかったり、価格の引上げ・数量の制限、取引相手・販売地域の割当てを指示するなど、団体を構成する事業者（組合員など）の自主的な事業活動を不当に制限する行為は禁止されています。 （参考：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問2	×	<p>組合は、事業者である組合員の結合体（又は連合体）なので事業者団体に該当するほか、自らも購買事業、販売事業、信用事業などの事業活動を行っている場合には、事業者にも該当します。 そのため、組合にあっては、事業者団体の行為を規制している独占禁止法8条のほか、事業者として、3条（不当な取引制限など）や19条（不公正な取引方法）にも留意する必要があります。</p> <p>○ 独占禁止法上の事業者と事業者団体の定義 ・事業者：商業、工業、金融業その他の事業を行う者（2条1項） ・事業者団体：事業者としての共通の利益を増進することを主たる目的とする2以上の事業者の結合体又はその連合体（同2項） （参考：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問3	×	<p>共同購買、共同販売などの組合の行為については、独占禁止法22条により、①一定の要件（※1）を備え、かつ、②法律（※2）に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が除外されています。</p> <p>ただし、組合の行為が、①不公正な取引方法を用いる場合（組合員に対して共同事業への参加を強制するなど）、②一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることになる場合、③他の組合や事業者などと共同して価格や数量を制限する場合（カルテルや入札談合など）は、適用除外の対象となりません。</p> <p>※1 ①小規模の事業者の相互の助け合いを目的としていること、②任意に設立され、組合員の加入脱退が自由であること、③組合員が平等の議決権を持っていること、④利益の配分の限度が法令か定款に定められていることの4つの要件が定められている。 ※2 中小企業等協同組合法、農業協同組合法等。 （参考：「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>

No.	解答	解説
問4	×	<p>複数の事業者が共同して特定の事業者との取引を拒絶したり、第三者に特定の事業者との取引を拒絶させる行為は、独占禁止法に違反するおそれがあります（不公正な取引方法の「共同の取引拒絶」に該当するおそれがあります。）。</p> <p>○ 共同の取引拒絶 競争関係にある企業が共同で特定の企業との取引を拒んだり、第三者に特定の企業との取引を断わらせたりする行為</p> <p>（参考：「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問5	×	<p>組合員にとって農協の共同施設の利用が重要である状況において（育苗センター、ライスセンター等の共同利用施設は、農畜産物の生産・出荷を行う上で極めて必要性が高いものであるが、設備費・施設維持費が極めて高いことから、これらの代替施設を保有することが難しい組合員にとって、このような共同利用施設の利用を制限又は禁止されると、組合員が農業活動を行う上で重大な支障が生じる）、組合員が共同施設を利用するに当たって、組合員が必要とする数量以上（又は全量など）の資材を購入させるなど、農協の購買事業の利用を事実上余儀なくさせる場合には、組合員の自由かつ自主的な取引が阻害されるとともに、農協と競争関係にある事業者が組合員と取引をする機会が減少してしまうことになるため、独占禁止法に違反するおそれがあります（不公正な取引方法の「抱き合わせ販売」、「排他条件付取引」、「拘束条件付取引」に該当するおそれがあります。）。</p> <p>○ 抱き合わせ販売 商品やサービスを販売する際に、不当に他の商品やサービスを一緒に購入させる行為（例えば、人気商品と売れ残った不人気商品をセットで販売し、買い手が不必要な商品を購入せざるを得ない状況にするような行為）。</p> <p>○ 排他条件付取引 自社の商品のみを取り扱わせ、競争関係にある他社の商品を取り扱わないことを条件として取引を行うなど、不当に競争相手の取引の機会や流通経路を奪ったり、新規参入を妨げたりするおそれのある行為。</p> <p>○ 拘束条件付取引 取引相手の事業活動を不当に拘束する条件を付けて取引する行為（例えば、テリトリー制によって販売地域を制限したり、安値表示を禁じたりするなど、販売地域や販売方法などを不当に拘束する行為）</p> <p>（参考：「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」、「流通・取引慣行に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問6	○	<p>取引先や販売地域によって、商品又はサービスの対価に不当に著しい差をつけたり、その他の取引条件で不当に差別することは、独占禁止法に違反するおそれがあります（不公正な取引方法の「差別対価」、「取引条件等の差別取扱い」に該当するおそれがあります。）</p> <p>なお、不当とは、価格などに差を設けて積極的に競争者を市場から排除したり、取引相手を不利な立場に追いやったりする目的・効果を伴うような場合をいいます。</p> <p>○ 差別対価 不当に、地域又は相手方により差別的な対価をもって、商品若しくは役務を供給し、又はこれらの供給を受ける行為</p> <p>○ 取引条件等の差別取扱い 不当に、ある事業者に対し取引の条件又は実施について有利又は不利な取扱いをする行為</p> <p>（参考：「不当廉売に関する独占禁止法上の考え方」、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>

No.	解答	解説
問7	×	<p>取引上の地位が取引先に優越していることを利用して、継続的な取引関係のある取引先に対して、①金銭・役務などの経済上の利益を提供させたり、②自己（又は自己の指定する事業者）が販売する商品などを購入させるなど、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えるような取引を実施する場合には、取引先の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、取引先はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、組合はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、独占禁止法に違反するおそれがあります（不公正な取引方法の「優越的地位の濫用」に該当するおそれがあります。）。</p> <p>○ 優越的地位の濫用 取引上優越的地位にある事業者が、取引先に対して不当に不利益を与える行為（例えば、発注元の一方向的な都合による押し付け販売、返品、従業員の派遣要請、協賛金の負担要請、買ったたき、減額など）。</p> <p>（参考：「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」、「農業協同組合の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問8	○	<p>組合などの事業者団体が、組合員などの構成事業者の商品の価格を決定することは、独占禁止法に違反するおそれがあります（事業者団体の規制）。</p> <p>そのほか、最低販売価格、値上げ率、標準価格、価格算定方式、需要者渡し価格などを決定する場合も同法に違反するおそれがあります。</p> <p>（参考：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）。</p>
問9	×	<p>組合員などの構成事業者間で、受注を配分したり、受注予定者を決定することは、独占禁止法に違反するおそれがあります（事業者団体の規制）。</p> <p>そのほか、構成事業者間で、各々の顧客を奪い合わないことを決定したり、構成事業者ごとに市場を分割することなども同法に違反するおそれがあります。</p> <p>（参考：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」、「公共的な入札に係る事業者及び事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>
問10	×	<p>組合員などの構成事業者と競争関係にある事業者の新規参入を妨げるために、構成事業者の取引先に対して、新規参入者から製品を仕入れないことを申し入れるなど、構成事業者やその取引先に対して、特定の事業者から供給を受けることを制限させることは、独占禁止法に違反するおそれがあります（事業者団体の規制）。</p> <p>（参考：「事業者団体の活動に関する独占禁止法上の指針」など）</p>

一定の**組合の行為**は独占禁止法の 適用が**免除**されますが…



組合の行為は、①一定の要件を備え、かつ、②法律の規定に基づいて設立された組合である場合には、独占禁止法の適用が免除されます。

ただし

こんなときは…

- ❖ 組合が組合員に対し共同経済事業への参加を強制する場合
- ❖ 組合がユーザーとの間で競争事業者と取引しないことについて取決めを行う場合
- ❖ 組合間で販売価格や販売地域について取決めを行う場合
- ❖ 組合が共同経済事業以外の事業について取決めを行う場合 …など

まずはお近くの

商工会議所・商工会に御相談ください！



公正取引委員会

Japan Fair Trade Commission



@jftc



JapanFTC



JFTCchannel



どっきん

裏面も
御覧ください

1 組合に対する独占禁止法の適用除外

- 組合は組合員のために共同での大量生産、資材の共同購入、共同の商標を用いた宣伝・販売といった共同経済事業を行うことがあります。
- このような組合の行為は、①**一定の要件**(注1)を備え、かつ、②**法律**(注2)に基づいて**設立された組合**である場合には、カルテル・入札談合等を規制する**独占禁止法の適用が免除**されます。
- ただし、当該組合の行為が、①**不公正な取引方法を用いる場合**又は②**一定の取引分野における競争を実質的に制限することにより不当に対価を引き上げることとなる場合**は、適用除外の対象外となります。
- 例えば、組合が組合員に対し、共同経済事業への参加を強制する場合、組合がユーザーとの間で競争事業者と取引しないことについて取決めを行う場合等には独占禁止法上問題となるおそれがあります。

(注1)①小規模の事業者の相互の助け合いを目的としていること、②任意に設立され、組合員の加入脱退が自由であること、③組合員が平等の議決権を持っていること、④利益の配分の限度が法令が定款に定められていることの4つです。

(注2)中小企業等協同組合法、農業協同組合法等です。

※ 大企業を含む組合の場合は、公正取引委員会への届出が必要となる場合があります。

2 独占禁止法相談ネットワーク

- 独占禁止法及び下請法に関する中小事業者の皆さまのための身近な相談窓口です。
- 公正取引委員会と商工会議所・商工会との連携により運営しています。
- まずはお近くの**商工会議所・商工会**へ御相談ください。必要に応じ、公正取引委員会の窓口へおつなぎいたします。

<本件に関する問い合わせ先:お近くの商工会議所・商工会へ>

公正取引委員会に直接相談することもできます

☎ **03-3581-5471 (代表)**

公正取引委員会事務総局

〒100-8987 東京都千代田区霞ヶ関 1-1-1

中央合同庁舎第6号館B棟

・優越的地位の濫用・下請法：企業取引課

・独占禁止法：相談指導室

北海道事務所・総務課

東北事務所・総務課

中部事務所・総務課

近畿中国四国事務所・総務課

中国支所・総務課

四国支所・総務課

九州事務所・総務課

内閣府沖縄総合事務局・公正取引室

☎ 011-231-6300

☎ 022-225-7095

☎ 052-961-9421

☎ 06-6941-2173

☎ 082-228-1501

☎ 087-834-1441

☎ 092-431-5881

☎ 098-866-0049



公正取引委員会
Japan Fair Trade Commission



こちらも
御覧ください

「1分で分かる! 独禁法」
~独占禁止法相談ネットワーク編
~優越的地位の濫用編
~下請法編

組合による独占禁止法違反事件等の一覧（排除措置命令等）

※ 調査実施時点から遡って10年間において、公正取引委員会が公表した排除措置命令、警告、注意の一覧。

No.	件名（措置）	内容	関係法条	措置年月日
1	あきた北農業協同組合及び株式会社本家比内地鶏に対する件 （警告）	平成17年4月頃から平成31年1月頃までの間、部会員が生産する比内地鶏の販売に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引していた疑い。 部会員との間で ① あきた北農業協同組合の指定する出荷先以外への出荷が無い者であること、比内地鶏の雛の数量に係るあきた北農協の定める導入計画を遵守できる者であること等の条件を満たす者と取引する旨 ② 前記①に違反した場合には契約を解除して出荷停止ができる旨 等を内容とする「比内地鶏委託販売契約書」と称する3者連名の契約を締結した上で ・ 前記①の出荷先を株式会社本家比内地鶏に限定する ・ 前記①の導入計画における雛の数量を本家比内地鶏の販売計画に合わせて調整する などにより、部会員に対し、生産した比内地鶏を本家比内地鶏以外に出荷しないようにさせるとともに、導入する比内地鶏の雛の数量を遵守させている疑いのある行為を行っていた。	19条（一般指定12項）	R1.7.3
2	今治タクシー事業協同組合に対する件 （警告）	組合の定款に規定する「組合員間の共通乗車券（チケット）の発行並びに集金業務」の事業を行うに当たり、組合員が行うタクシー事業に関して、次の行為により、不当に拘束する条件を付けて取引している疑い。 ① 遅くとも平成27年4月以降、運賃の額を割り引く行為及び乗車する客から組合員に電話で配車を依頼する際の通話料を負担する行為をさせないようにしている。 ② 平成29年6月以降、乗車する客が運	19条（一般指定12項）	H31.3.26

No.	件名（措置）	内容	関係法条	措置年月日
		賃及び料金を支払う際にクレジットカードにより決済を行うための機器を導入させないようにしている。		
3	大分県農業協同組合に対する件 （排除措置命令）	大分県農協は、こねぎの販売受託に関し、個人出荷を理由として味一ねぎ部会を除名された5名に対して、味一ねぎに係る販売事業及び集出荷施設に係る利用事業を利用させない行為を行っている。	19条（一般指定4項）	H30.2.23
4	阿寒農業協同組合に対する件 （注意）	阿寒農業協同組合は、組合員に対し、取引上優越した地位にあると認められる可能性があるところ、同農協は、組合員が出荷する農畜産物の出荷量等に応じた賦課金を徴収すること及び組合員が同農協へ出荷を行う場合に徴収する販売手数料から賦課金に相当する額を減額することにより、生乳の取引について、同農協以外へ出荷を開始した組合員1名に対し、金銭的不利益を課しており、独占禁止法違反につながるおそれがあった。	19条（同法2条9項5号ハ）	H29.10.6
5	土佐あき農業協同組合に対する件 （排除措置命令）	なすの販売を受託することができる組合員を支部員又は支部園芸部から集出荷場の利用を了承された者に限定していたところ、次のとおり、組合員からなすの販売を受託していた。 ① 自ら以外の者になすを出荷したことにより支部園芸部を除名されるなどした者からなすの販売を受託しないこととして、なすの販売を受託していた。 ② 支部員が集出荷場を利用することなく農協以外への出荷を行った場合に徴収される系統外出荷手数料（農協以外の事業者に対する販売金額の3.5%）について、自らの販売事業の経費（農協職員の人件費等）に充当していた。 ③ 支部園芸部の定めた罰金等を收受し、これを系統出荷が行われたなすに関して自らが控除する諸掛預り金と同様に販売事業に係る経費に充てていた。	19条（一般指定12項）	H29.3.29
6	岡山県北生コンクリート協同組	取引先が生コンを非組合員から購入した場合には当該取引先との以後の取引条件を	19条（一般指定14	H27.2.27

No.	件名（措置）	内容	関係法条	措置年月日
	合に対する件 （排除措置命令）	現金による定価販売とする旨を決定し、取引先に対してその旨を告知することにより、取引先に非組合員から生コンを購入しないようにさせている。	項)	
7	福井県経済農業協同組合連合会に対する件 （排除措置命令）	穀物乾燥・調製・貯蔵施設工事について、受注予定者を指定するとともに、受注予定者が受注できるように、入札参加者に入札すべき価格を指示し、当該価格で入札させることによって、これらの事業者の事業活動を支配していた。	3条前段	H27.1.16
8	網走管内コンクリート製品協同組合に対する件 （排除措置命令）	コンクリート二次製品について、需要者ごとに契約予定者として組合員等のうち1社を割り当て、その販売価格に係る設計価格からの値引き率を制限する決定をしていた。	8条1号	H27.1.14
9	山形県庄内地区に所在する農業協同組合に対する件 （警告）	山形県の庄内地区に所在する5農協が、主食用米の販売手数料について、平成23年1月13日に山形県酒田市所在の全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所で開催した5農協の組合長による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から定額とするとともに、その算定方式及び金額については、営農担当部長級の者の間で検討することとし、それを受けて同年2月1日に同所で開催した5農協の営農担当部長級の者による会合において、主食用米の販売手数料を平成23年産米から1俵当たり410円（消費税相当額を除く。）を目安として定額とすることとし、主食用米の集荷分野における競争を実質的に制限していた疑い。	3条後段	H26.9.11
10	紀州田辺梅干協同組合に対する件（警告）	紀州田辺梅干協同組合及び紀州みなべ梅干協同組合は、遅くとも平成20年以降、毎年7月頃に、その年に生産される特定白干梅について両組合の組合員が農家から購入すべき価格を決定することにより、特定白干梅の購入分野における競争を実質的に制限していた疑い。	8条1号 （平成21年改正前の8条1項1号）	H24.6.14
11	紀州みなべ梅干協同組合に対する件（警告）			
12	鹿児島県コンクリート製品協同	平成21年8月頃以降、鹿児島県本土地区において、土木工事業者等に道路用コンク	19条(2条9項2号)	H24.3.27

No.	件名（措置）	内容	関係法条	措置年月日
	組合に対する件 （警告）	リート製品を販売するに当たり、鹿児島県コンクリート製品協同組合に加入していない道路用コンクリート製品の製造業者（以下「員外社」という。）を共同販売事業に参加させ道路用コンクリート製品の販売価格の低落防止を図るため、受注活動が員外社と競合した土木工事業者等に限り、鹿児島県コンクリート製品協同組合の販売価格をその供給に要する費用を著しく下回る価格等に引き下げることにより、員外社の事業活動を困難にさせるおそれを生じさせている疑い。		
13	事業協同組合群馬県GBX工業会に対する件 （警告）	遅くとも平成18年9月ころ以降、群馬県型暗渠側溝（以下「GBX側溝」という。）の販売価格の低落防止を図るため、以下の①及び②により、群馬県下の暗渠側溝の販売分野における競争を実質的に制限している疑いのある行為を行っている。 ① 事業協同組合群馬県GBX工業会（以下「GBX工業会」という。）が管理するGBX側溝に係る知的財産権の実施権の許諾についてGBX工業会の組合員であることを条件とした上で、当該実施権の許諾の範囲をGBX工業会を介した取引に限定し、製造されるGBX側溝の全量がGBX工業会を通じて販売されるようにすること ② GBX工業会の組合員等の間においてGBX工業会からGBX側溝を購入して建設業者等に販売すべき者を決定させ、また、GBX工業会の組合員等が販売するGBX側溝の建設業者等向け販売価格の目安となる価格を決定すること	8条1号 （平成21年改正前の8条1項1号）	H23.1.19
14	JA新はこだて花卉生産出荷組合に対する件 （警告）	平成15年1月ころ以降、JA新はこだて花卉生産出荷組合（以下「花卉組合」という。）の組合員が生産する花きについて、その全てを新函館農業協同組合（以下「新函館農協」という。）に出荷すること等を内容とする規約を定めるとともに、これに反して新函館農協以外の者に出荷した花卉組合の	8条4号 （平成21年改正前の8条1項4号）	H22.7.14

No.	件名（措置）	内容	関係法条	措置年月日
		<p>組合員を議決権のない準組合員に降格させるなどして、花卉組合の組合員に対し、その全てを新函館農協に出荷するようにさせることにより、花卉組合の組合員の事業活動を不当に制限している疑いのある行為を行っている。</p>		
15	<p>大分大山町農業協同組合に対する件 （排除措置命令）</p>	<p>双方出荷登録者に対し、他の事業者が運営する「元氣の駅」と称する農産物直売所に直売用農産物を出荷しないようにさせること及びその手段として、双方出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には自らが運営する「木の花ガルテン」と称する農産物直売所への直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れることを内容とする基本方針に基づき双方出荷登録者に対して元氣の駅に直売用農産物を出荷した場合には木の花ガルテンへの直売用農産物の出荷を取りやめるよう申し入れるとともに、木の花ガルテンの出荷登録者に対して当該基本方針を周知すること等により、木の花ガルテンの出荷登録者に対し、元氣の駅に直売用農産物を出荷しないようにさせている。</p>	19条（一般指定13項）	H21.12.10

組合による独占禁止法違反事件等の一覧（要請等）

※ 調査実施時点から遡って10年間において、公正取引委員会が公表した要請、申入れの一覧。

No.	件名（措置）	内容	措置年月日
1	全国農業協同組合連合会に対する件 （申入れ）	農業協同組合等が発注する穀物の乾燥・調製・貯蔵施設及び精米施設の製造請負工事等の受注調整事件において、全国農業協同組合連合会の県本部の担当者が、特定の施工業者に対して受注者についての意向を示す等の行為を行い、また、補助金等の助成対象について、原則、競争入札等を実施しなければならないにもかかわらず、競争入札等を実施したかのように体裁を整えるための行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることのないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	H27. 3. 26
2	ホクレン農業協同組合連合会に対する件 （申入れ）	北海道に所在する農業協同組合等が発注する低温空調設備工事の受注調整事件において、ホクレン農業協同組合連合会の担当者が、特定の工事業者に対して受注予定者についての意向を示す等の行為を行っていたことから、同連合会に対し、同様の行為が再び行われることがないよう適切な措置を講ずることを申し入れた。	H27. 1. 20
3	福井市農業協同組合及び福井県経済農業協同組合連合会に対する件 （申入れ）	福井県経済農業協同組合連合会による私的独占事件において、福井市農業協同組合が、福井県実施の補助事業等により発注した工事の一部について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに既設業者に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたことから、同組合に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。 また、福井県所在の農協が、同県実施の補助事業により発注した食味分析計の調達に係る入札について、原則、指名競争入札により契約しなければならないにもかかわらず、入札等の方法によらずに福井県経済農業協同組合連合会に発注し、適正な入札を実施したかのように体裁を整えていたところ、同連合会が、この行為に関与していたことから、同連合会に対し、同様の行為を再び行わないよう申し入れた。	H27. 1. 16
4	山形県農業協同組合中央会及び全国農業協同組	山形県庄内地区に所在する農業協同組合による価格カルテル事件（警告事件）において、山形県農業協同組合中央会の求めを受けてカルテルの疑いのある	H26. 9. 11

No.	件名（措置）	内容	措置年月日
	合連合会山形県本部に対する件（要請）	<p>行為が行われたことから、同中央会に対し、会員による独占禁止法違反行為を誘発しないよう、指導等を行うに際しては、その趣旨・内容を明確にして行うよう要請した。</p> <p>また、全国農業協同組合連合会の山形県本部庄内統括事務所において、カルテルの疑いのある行為に係る会合が開催され、同事務所の職員が出席するなどしていたことから、同本部に対し、独占禁止法の周知徹底のための措置を講ずるよう要請した。</p>	
5	東日本段ボール工業組合に対する件（申入れ）	<p>東日本地区に交渉担当部署を有する需要者向け段ボールシート又は段ボールケースの製造業者による価格カルテル事件において、東日本段ボール工業組合の会合の場を利用して販売価格に係る合意及び情報交換が行われ、会合に出席していた事務局は、価格に関する情報交換を取りやめさせるための措置を何ら講じなかったことを踏まえ、同組合に対し、同様の行為が行われないう、再発防止のための措置を講じるよう申し入れた。</p>	H26. 6. 19
6	新函館農業協同組合に対する件（要請）	<p>新函館農業協同組合（以下「新函館農協」という。）は花卉生産出荷組合（以下「花卉組合」という。）の事務局を務めているところ、新函館農協の職員が、<u>参考資料 3-1</u>のNo.14 の事案の規約の制定等に係る事務に携わるとともに、当該事案の行為について検討するために開催された花卉組合の総会、役員会等に参加していた事実が認められた。このため、公正取引委員会は、新函館農協に対し、花卉組合及び花卉組合以外の新函館農協の組合員で構成される事業者団体が、今後、<u>参考資料 3-1</u>のNo.14 の事案と同様の行為を行うことのないよう、新函館農協の職員に対し独占禁止法の研修を行うなど再発防止のための措置を講ずるとともに、これら事業者団体に対し同様の行為を行わないための指導を着実に実施することを要請した。</p>	H22. 7. 14

組合の活動に係る独占禁止法に関する相談事例（概要）

以下の相談事例は、公正取引委員会が公表しているもののうち、組合に関係する主なものであり、また、各事例の内容はあくまでも概要を記載しているにすぎないため詳細は公正取引委員会のウェブサイトを確認されたい。

また、相談に対する回答は、相談者の説明及び相談者から提出された資料に基づき、その限りにおいて独占禁止法上の考え方を示したものであり、必ずしも他の組合等の活動についてそのまま当てはまるものではない。

出典：公正取引委員会のウェブサイト掲載の「独占禁止法に関する相談事例集」

<https://www.jftc.go.jp/dk/soudanjirei/kumiai/index.html>

【共同販売事業に関する事例】

1 大規模事業者が加入した協同組合の砂利・碎石の共同販売事業（平成14年度）

大規模事業者が加入した場合に相談の共同販売事業を実施すること、アウトサイダーである大規模事業者の販売する商品を全量買い取り、共同販売に供すること、大規模事業者が中小企業の規模の子会社を設立し、その子会社を協同組合に加入させて共同販売事業を利用することは、独占禁止法上問題となると回答した事例

2 農業協同組合による共同販売事業の利用強制（平成28年度・事例12）

農業協同組合が、組合員に対し、農業用ビニールハウスを貸し付けるに当たり、当該農業協同組合への最低出荷量を一律に指定することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

3 農業協同組合による共同販売事業の利用を条件とした支援金の交付（平成29年度・事例12）

農業協同組合が、組合員に対し、指定農産物を当該農業協同組合に出荷した場合に支援金を交付することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【共同受注事業に関する事例】

4 協同組合による製造・販売の共同受注事業（平成14年度）

団体が、各組合員の個別受注を認めないこととし、これに違反した場合には罰則を科すことは、不公正な取引方法に該当し、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【共同購買事業に関する事例】

5 協同組合による資材購入の義務付け（平成14・15年度・事例4）

協同組合が、組合員に対して、生産資材を自組合から購入することを義務付けることは、独占禁止法上問題となると回答した事例

6 農業協同組合による共同購買事業の利用強制（平成27年度・事例13）

農業協同組合が、組合員に対し、農業用の機械購入のための補助金を支給するに当たり、機械及び資材を協同組合の共同購買事業を通じて購入することを条件とするについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

7 農業協同組合による助成金の交付（平成30年度・事例14）

農業協同組合が、農業生産を拡大することを条件として、組合員による生産資材や農業機械の購入に対して、組合の購買事業又は販売事業の利用とは無関係に助成金を交付することについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例

【共同経済事業以外の取引に関する事例】

8 協同組合の共同経済事業によらない取引（廃棄物処理）についての値上げ決定（平成14年度）

共同経済事業ではない各組合員の事業に係る収集・運搬業務の手数料について、組合として、その引上げを決定することは、独占禁止法の適用除外とはならず、独占禁止法上問題となると回答した事例

9 協同組合による共同経済事業以外の取引に関する参考価格の決定（平成25年度・事例13）

輸送機械用部品の販売業者の協同組合が、組合員が共同購入した接着剤の余剰分を非組合員に販売する際の参考価格をメーカー希望小売価格と同額とすることを決定し、組合員に対して周知することについて、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

【組合員の取引条件等に関する事例】

10 協同組合連合会による取引条件の交渉（平成23年度・事例13）

農産物の生産者で組織する農業協同組合の連合会が、当該農産物の販売に際し、農業協同組合の販売先事業者と取引条件の交渉を行うことは、独占禁止法第22条による適用除外の対象となる組合の行為（組合員の経済的地位の改善のためにする団体協約の締結）とは認められず、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 1 協同組合による標準価格等の決定（平成 2 7 年度・事例 1 2）

建築資材の製造販売業者の協同組合が、組合員が顧客に請求する割増料金の参考となる価格を示すことについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

【取引先の制限に関する事例】

1 2 セメントの安売業者の排除（平成 1 4 年度・事例 1 2）

組合が、組合員の取引先事業者に対し、組合員と安売業者との仕入価格の差額を組合員に支払うよう約束させることは、独占禁止法上問題となると回答した事例。

1 3 取引先事業者に対する自己の競争者との取引の制限（平成 1 4 年度・事例 2 1）

組合が、取引先事業者に対し、自己の競争者との取引を制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 4 組合による組合員の販売先の制限（平成 2 8 年度・事例 1 1）

建築資材を製造販売する事業者から成る工業組合が、組合員に対し、建築資材の運搬に当たり品質保持のために設定した運搬時間の目安を超える可能性のある地域に所在する需要者への販売を禁止することについて、独占禁止法上問題となると回答した事例

【その他】

1 5 低価格を表示する会員の広告の制限（平成 1 4 年度・事例 2 0）

組合が、低価格を表示する会員の広告を制限することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 6 理容組合における営業時間の制限（平成 1 4 年度）

団体が、組合員の営業時間を一律に午前 8 時 30 分から午後 7 時 30 分までと決定したり、午後 8 時までにはサインポール、標識等の電源を落とし、移動できるものは店内に収納し、店内を消灯することを決定することは、独占禁止法上問題となるおそれがあると回答した事例

1 7 農業協同組合による商標権の行使（平成 2 9 年度・事例 1 3）

農業協同組合が、組合員に対し、自らが商標権を有する商標を付して農産物を出荷する場合、当該農業協同組合のみへの出荷を求めることについて、独占禁止法上問題となるものではないと回答した事例